

滋賀県地域防災計画

(参考編)

(令和5年3月)

滋賀県防災会議

目 次

1 防災会議、災害対策本部等について

-1 防災会議	
・滋賀県防災会議条例	1
・滋賀県防災会議運営要綱	3
・滋賀県防災会議委員等の任命に関する要綱	4
・滋賀県防災会議地震対策部会運営要綱	6
・滋賀県防災会議 委員一覧	7
・防災関係機関連絡窓口	8
-2 災害対策本部	
・滋賀県災害対策本部条例	20
・滋賀県災害対策本部要綱	22
・滋賀県災害対策〇〇地方本部の組織および運営要領(準則)	39
-3 災害警戒本部	
・滋賀県災害警戒本部要綱	44
・滋賀県災害警戒〇〇地方本部の組織および運営要領(準則)	48
-4 事故対策本部	
・滋賀県事故対策本部要綱	50
・滋賀県事故対策〇〇地方本部の組織および運営要領(準則)	54
-5 大規模地震災害時における緊急初動対策班設置運営規程	56
-6 災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例	59

2 原子力災害対策編 60

3 その他参考資料について

-1 市町別災害救助適用基準一覧表	187
-2 災害用備蓄物資管理払出要領	188
-3 災害救助用備蓄物資保管倉庫一覧表	193
-4 避難所における感染症対策用備蓄資機材一覧表	195
-5 滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画総括表	196
-6 広域輸送拠点一覧表	208
-7 後方支援拠点候補地	210
-8 防災機能を高める道の駅一覧表	211
-9 災害り災者救出用寄贈品等に対する JR 運賃減免実施基準	212
-10 災害時における租税等の徴収猶予及び減免等の措置	214

-11	災害救助事務フロー	216
-12	災害救助状況報告様式	218
-13	救助日報報告様式	219
-14	県警備本部の任務	221
-15	滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱	224
-16	滋賀県広域火葬事務処理要領	229
-17	災害時の死者・安否不明者等の氏名等公表にかかる県の方針	249

4 様式

-1	義援金品募集配分計画様式	250
-2	緊急通行車両申請様式	253
-3	防疫計画報告・記録・整備様式	255

★平成 28 年 3 月に行った滋賀県地域防災計画の修正により、これまで参考編に掲載していた災害時
 応援協定等は、新たに作成した滋賀県地域防災計画（災害時応援協定編）へ移行しています。

■ 航空機関係資料について

滋賀県防災ヘリコプター「琵琶」運航の手引（目次のみ掲載）

※この手引は県・市町・県内消防本部（局）で情報共有できているため、滋賀県地域防災計画（参考編）では、目次のみを掲載する。

運航の手引き目次

I 関係規程

- 1 滋賀県防災ヘリコプター運航管理要綱
- 2 滋賀県防災ヘリコプター緊急運航要領
- 3 滋賀県防災ヘリコプター救急活動基準
- 4 滋賀県防災ヘリコプター支援協定
- 5 滋賀県防災ヘリコプターの市町防災訓練等参加に関する取扱要領
- 6 航空法等（抜粋）

II 運航関係

- 1 防災航空隊の運航体制
- 2 緊急運航支援要請フローチャート
- 3 各種活動要領

III 装備関係

- 1 滋賀県防災ヘリコプター「琵琶」の概要
- 2 活動別主要装備品一覧
- 3 主要装備資機材の概要

IV 安全基準等

- 1 誘導手信号要領
- 2 搭乗隊員の監視要領
- 3 運航に必要な気象条件
- 4 運航に必要な気象情報の観測通報要領
- 5 航空法に基づくヘリコプターの最低安全高度
- 6 場外離着陸場の設置基準
- 7 搭乗者の遵守事項

V 参考資料

- 1 滋賀県防災ヘリコプターの行政利用に関する事務取扱要領
- 1 滋賀県防災ヘリコプター運航連絡協議会規約
- 2 滋賀県防災航空隊員の人件費に係る市町負担金算出基準
- 3 滋賀県防災ヘリコプター運航調整交付金交付要綱
- 4 滋賀県防災航空隊員派遣助成金交付基準
- 5 滋賀県防災ヘリコプター派遣職員事前研修取扱要領
- 6 滋賀県防災ヘリコプターに搭乗の派遣職員取扱要綱
- 7 滋賀県防災ヘリコプター飛行場外離着陸場一覧

- 8 滋賀県緊急消防援助隊航空小隊応援等実施計画
- 9 滋賀県緊急消防援助隊航空小隊受援計画
- 10 大規模災害時における航空機運用に係る航空隊員支援制度取扱要領
- 11 大規模災害時における航空機運用に係る航空隊員支援活動要領
- 12 航空機捜索救難活動要領
- 13 他機関航空機の捜索救難に関する実施要領
- 14 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
- 15 岐阜県（三重県、奈良県）・滋賀県航空消防防災相互応援協定
- 16 福井県・滋賀県航空消防防災相互応援協定
- 17 災害時における広域応援ヘリコプター集結拠点設置に関する覚書（滋賀県文化振興事業団）
- 18 大規模災害時における航空燃料の調達および輸送に関する協定書（尾賀亀）
- 19 大規模災害時における残燃料の保管に関する覚書（大阪航空）
- 20 滋賀県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱（防災危機管理局）
- 21 滋賀県防災ヘリコプターの行政利用に関する事務取扱要領
- 22 全国航空消防防災協議会会則
- 23 滋賀県防災ヘリコプター質疑応答集

滋賀県防災会議条例

滋賀県条例第 37 号(昭和 37 年 10 月 1 日公布)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 15 条第 8 項の規定に基づき、滋賀県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成 24 年条例 55 号〕

(委員および専門委員)

第 2 条 委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

- (1) 法第 15 条第 5 項第 5 号に掲げる者である委員 14 人
- (2) 法第 15 条第 5 項第 6 号に掲げる者である委員 4 人
- (3) 法第 15 条第 5 項第 7 号に掲げる者である委員 20 人
- (4) 法第 15 条第 5 項第 8 号に掲げる者である委員 4 人

2 前項第 2 号から第 4 号までに掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

一部改正〔昭和 38 年条例 31 号・39 年 78 号・45 年 9 号・平成 15 年 56 号・16 年 38 号・24 年 55 号〕

(会議)

第 3 条 防災会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 4 条 防災会議に幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員および専門委員を補佐する。

(部会)

第 5 条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第 6 条 防災会議の庶務は、滋賀県総合政策部において処理する。

一部改正〔昭和 49 年条例 1 号・平成 9 年 4 号・15 年 11 号・20 年 8 号・28 年 26 号〕

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 28 年滋賀県条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 13 号の 4 の次に次の 1 号を加える。

(13)の 5 滋賀県防災会議の委員および専門委員

付 則（昭和 38 年条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 39 年条例第 78 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 45 年条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 49 年条例第 1 号抄）

- 1 この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 9 年条例第 4 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 15 年条例第 11 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 15 年条例第 56 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 16 年条例第 38 号抄）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成 16 年規則第 66 号で平成 17 年 1 月 1 日から施行）

付 則（平成 20 年条例第 8 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 24 年条例第 55 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 滋賀県防災会議の委員の定数のうち第 1 条の規定による滋賀県防災会議条例第 2 条第 1 項の規定の改正に伴い増加した数を充当するため、新たに任命された委員の任期は、第 1 条の規定による改正後の滋賀県防災会議条例第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 27 年 7 月 31 日までとする。

付 則（平成 28 年条例第 26 号）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県防災会議運営要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、滋賀県防災会議条例（昭和 37 年滋賀県条例第 37 号）第 7 条の規定により、滋賀県防災会議の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員の代理)

第 2 条 委員は滋賀県防災会議の円滑な運営を図るため、あらかじめ代理者を指名し、会長に届け出ておくことができる。

2 委員は、やむを得ない事情により、滋賀県防災会議に出席ができないときは、前項の規定により届け出た代理者を出席させることができる。

(その他)

第 3 条 この要綱に定めるもののほか、防災会議の運営について必要な事項は、その都度会長が定める。

付 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 10 日から施行する。

滋賀県防災会議委員等の任命に関する要綱

(趣旨)

第1条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第15条第5項の規定による滋賀県防災会議委員等への職員の任命については、この要綱に定めるところによるものとする。

(任命)

第2条 法第15条第1項に規定する委員（同条第5項第5号に掲げる者に限る。）は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 滋賀県防災会議条例（昭和37年滋賀県条例第37号）第4条第1項に規定する幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

(通知)

第3条 知事は、新たに別表第1または別表第2に掲げる職を命ぜられた者に対し、その者が委員または幹事となった旨を通知するものとする。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、滋賀県防災会議委員等の任命に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

(省略)

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

副知事
防災危機管理監
防災危機管理局防災対策室長
総合企画部管理監
総合企画部CO2ネットゼロ推進課長
琵琶湖環境部長
健康医療福祉部長健康福祉政策課長
健康医療福祉部長生活衛生課長
農政水産部次長
商工観光労働部 審議員（男女共同参画・女性活躍担当）
商工観光労働部 観光振興局長
土木交通部長
会計管理者

別表第2

総合企画部企画調整課長
琵琶湖環境部環境政策課長
農政水産部農政課長
土木交通部監理課長

滋賀県防災会議地震対策部会運営要綱

(根 拠)

第 1 条 滋賀県防災会議条例(昭和 37 年滋賀県条例第 37 号)第 5 条の規定に基づき、滋賀県防災会議地震対策部会(以下「部会」という。)を設置する。

(目 的)

第 2 条 部会は、地震災害の多様化に対処し、かつ、滋賀県地域防災計画に資する目的をもって、震災対策計画を策定するものとする。

(招 集)

第 3 条 部会は必要に応じ部会長が招集する。

2. 委員及び専門委員は、必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる。
3. 部会を招集するときは、予め、日時、場所、議題を定め、関係者に通知しなければならない。

(議 事)

第 4 条 部会の議事は部会長が主宰する。

2. 部会長は必要があると認めるときは、滋賀県防災会議(以下「防災会議」という。)の委員、幹事、その他の関係者の出席を求める。

(部会の記録)

第 5 条 部会長は、部会記録を作成しておかなければならない。

(防災会議への報告)

第 6 条 部会長は、部会の経過、又は結果を防災会議に報告しなければならない。

(部会長への委任)

第 7 条 前条までに定めるもののほか、部会の運営に関し、必要な事項は、部会長が定める。

付則

この要綱は、昭和 54 年 12 月 25 日から施行する。

滋賀県防災会議 委員

(令和5年1月12日現在)
(順位不同)

区分	所属・機関名	職名(委員)
会長	滋賀県	知事
1号	近畿管区警察局	局長
1号	近畿財務局大津財務事務所	所長
1号	近畿厚生局	局長
1号	近畿農政局	局長
1号	近畿中国森林管理局	局長
1号	近畿経済産業局	局長
1号	中部近畿産業保安監督部近畿支部	支部長
1号	近畿運輸局	局長
1号	近畿地方整備局	局長
1号	大阪航空局大阪空港事務所	大阪国際空港長
1号	近畿地方測量部	部長
1号	大阪管区気象台彦根地方気象台	台長
1号	近畿総合通信局	局長
1号	大阪海上保安監部	監部長
1号	滋賀労働局	局長
1号	近畿地方環境事務所	所長
2号	陸上自衛隊第3戦車大隊	大隊長
3号	滋賀県教育委員会	教育長
4号	滋賀県警察本部	本部長
5号	滋賀県	副知事
5号	滋賀県	副知事
5号	滋賀県	防災危機管理監
5号	滋賀県	防災危機管理局防災対策室長
5号	滋賀県	総合企画部管理監
5号	滋賀県	総合企画部CO2ネットゼロ推進課長
5号	滋賀県	琵琶湖環境部長
5号	滋賀県	健康医療福祉部健康福祉政策課長
5号	滋賀県	健康医療福祉部生活衛生課長
5号	滋賀県	農政水産部次長
5号	滋賀県	商工観光労働部 審議員(男女共同参画・女性活躍担当)
5号	滋賀県	商工観光労働部 観光振興局長
5号	滋賀県	土木交通部長
5号	滋賀県	会計管理者

区分	所属・機関名	職名(委員)
6号	滋賀県市長会	会長
6号	滋賀県町村会	副会長
6号	滋賀県消防長会	会長
6号	公益財団法人滋賀県消防協会	副会長
7号	西日本旅客鉄道株式会社(京滋支社)	理事 近畿統括本部 京滋支社長
7号	西日本電信電話株式会社滋賀支店	支店長
7号	西日本高速道路株式会社関西支社	支社長
7号	日本赤十字社滋賀県支部	事務局長
7号	日本放送協会大津放送局	局長
7号	日本通運株式会社滋賀支店	支店長
7号	関西電力送配電株式会社滋賀支社	支社長
7号	滋賀県土地改良事業団体連合会	課長心得
7号	大阪ガス株式会社京滋導管部	京滋導管部長
7号	近江鉄道株式会社	代表取締役社長
7号	京阪電気鉄道株式会社大津営業部	大津営業部長
7号	一般社団法人滋賀県バス協会	会長
7号	一般社団法人滋賀県トラック協会	女子部会長
7号	琵琶湖汽船株式会社	船舶運航部部长
7号	日本郵便株式会社大津中央郵便局	局長
7号	一般社団法人滋賀県医師会	理事
7号	一般社団法人滋賀県LPガス協会	専務理事
7号	公益社団法人滋賀県看護協会	専務理事
7号	一般社団法人滋賀県薬剤師会	副会長
7号	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	事務局長
8号	兵庫県立大学院 減災復興政策研究科	教授
8号	同志社大学インクルーシブ防災研究センター	特定任用助教
8号	特定非営利法人NPO政策研究所	専務理事
8号	滋賀県女性防火クラブ連絡協議会	会長

(敬称略)

※災害対策基本法(以下「法」という。)第15条(都道府県防災会議の組織)

【法第15条第5項第1号委員】当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員

【法第15条第5項第2号委員】当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長

【法第15条第5項第3号委員】当該都道府県の教育委員会の教育長

【法第15条第5項第4号委員】警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長

【法第15条第5項第5号委員】当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者

【法第15条第5項第6号委員】当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

【法第15条第5項第7号委員】当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関(法第2条第5項)又は指定地方公共機関(法第2条第6号)の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者

【法第15条第5項第8号委員】自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者

防災関係機関連絡窓口

1 指定行政機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	備考
内閣府	大臣官房総務課	東京都千代田区永田町 1-6-1	03-5253-2111	
中央防災会議	内閣府政策統括官付参事官 (防災総括担当)	東京都千代田区霞が関 1-2-2	03-3501-5408	
国家公安委員会		東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-3581-0141	
警察庁	警備局 警備運用部警備第三課	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-3581-0141	
金融庁	総務企画局総務課	東京都千代田区霞が関 3-2-1	03-3506-6000	
総務省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-5111	
消防庁	防災課	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-7525	
法務省	大臣官房秘書課	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3580-4111	
外務省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 2-2-1	03-3580-3311	
財務省	大臣官房参事官室	東京都千代田区霞が関 3-1-1	03-3581-4111	
文部科学省	大臣官房文教施設企画部 施設企画課	東京都千代田区霞が関 3-2-2	03-5253-4111	
文化庁	官房政策課	東京都千代田区霞が関 3-2-2	03-5253-4111	
厚生労働省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 1-2-2	03-5253-1111	
農林水産省	大臣官房文書課 災害総合対策室	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-3502-6442	
経済産業省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-1511	
資源エネルギー庁	総合政策課	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-2669	
原子力規制委員会	委員会事務局 原子力規制庁原子力防災課	東京都港区六本木 1-9-9	03-3581-3352	
中小企業庁	経営安定対策室	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-0459	
国土交通省	水管理・国土保全局防災課	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8111	
国土地理院	企画部企画調整課	茨城県つくば市北郷 1 番	029-864-4577	
気象庁	総務部企画課	東京都港区虎ノ門 3-6-9	03-6758-3900	
海上保安庁	警備救難部環境防災課	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-3591-6361	
環境省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 1-2-2	03-3581-3351	
防衛省	運用企画局事態対処課	東京都新宿区市谷本村町 5-1	03-3268-3111	

2 指定地方行政機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	備 考
近畿管区警察局	広域調整第二課	大阪市中央区谷町 2-1-17	06-6944-1234	
近畿財務局	総務部総務課	大阪市中央区大手前 4-1-76	06-6949-6390	
大津財務事務所	総務課	大津市京町 3-1-1	077-522-3765	
近畿厚生局	総務課	大阪市中央区大手前 4-1-76	06-6942-2241	
近畿農政局	企画調整室	京都市上京区西洞院通下長者町下ル	075-451-9161	
近畿農政局 滋賀県拠点	地方参事官室	大津市京町 3-1-1	077-522-4261	
近畿中国森林管理局	企画調整課	大阪市北区天満橋 1-8-75	06-6881-3403	
滋賀森林管理署	総務グループ	大津市瀬田 3-40-18	077-544-3871	
近畿経済産業局	総務課	大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6966-6001	
中部近畿産業保安 監督部近畿支部	管理課	大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6966-6061	
近畿運輸局	総務部 安全防災・危機管理課	大阪市中央区大手前 4-1-76	06-6949-6412	
滋賀運輸支局	企画輸送・監査部門 監理担当	守山市木浜町 2298-5	077-585-7253	
大阪空港事務所	総務課	豊中市蛍池西町 3-371	06-6843-1121	
近畿総合通信局	防災対策推進室	大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6942-8504	
近畿地方整備局	防災室	大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6942-1141	
近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所	調査課	大津市黒津 4-5-1	077-546-0844	
近畿地方整備局 滋賀国道事務所	管理第二課	大津市竜が丘 4-5	077-523-1741	
近畿地方整備局 舞鶴港湾事務所	総務課	舞鶴市下福井 910	0773-75-0844	
大阪海上保安監部	警備救難課	大阪市港区築港 4-10-3	06-6571-0222	
大阪管区气象台	総務部業務課	大阪市中央区大手前 4-1-76	06-6949-6302	
彦根地方气象台	防災管理官室	彦根市城町 2-5-25	0749-22-6142	
滋賀労働局	総務課	大津市御幸町 6-6	077-522-6647	
近畿地方環境事務所	総務課	大阪市中央区大手前 1-7-31	06-4792-0700	

3 防衛省・自衛隊

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	備 考
防衛省 近畿中部防衛局	企画部地方調整課	大阪市中央区大手前 4-1-67	06-6945-4956	
自衛隊 滋賀地方協力本部	広報幹部	大津市京町 3-1-1	077-524-6446	
陸上自衛隊 大津駐屯地	第 2 教育団本部訓練課	大津市際川 1-1-1	077-523-0034	
陸上自衛隊 今津駐屯地	第 3 戦車大隊第 3 係	高島市今津町今津平郷	0740-22-2581	
海上自衛隊 舞鶴基地	舞鶴地方総監部 防衛部第 3 幕僚室	舞鶴市余部下 1190	0773-62-2250	
航空自衛隊 饗庭野分屯基地	第 12 高射隊運用班	高島市新旭町饗庭 3356-1	0740-25-4343	

4 指定公共機関等

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	備 考
西日本旅客鉄道(株) 京滋支社	地域共生室	京都市南区西九条北ノ内町 5-5	075-682-8004	
東海旅客鉄道(株) 東海鉄道事業本部	管理部総務課	名古屋市中村区名駅 1-1-14	052-564-2396	
東海旅客鉄道(株) 関西支社	総務課	大阪市淀川区西中島 5 丁目 5-15	06-6302-5037	
西日本電信電話(株) 滋賀支店	災害対策担当	大津市浜大津 1-1-26	077-510-0961	
独立行政法人水資源機構 琵琶湖開発総合管理所	管理課	大津市堅田 2 丁目 1-10	077-574-0680	
日本赤十字社 滋賀県支部	事業推進課	大津市京町 4-3-38	077-522-6758	
日本放送協会 大津放送局	経営管理企画センター	大津市京町 3 丁目 4-22	077-522-5101	
日本通運(株) 大津支店	総務課	栗東市六地藏 1070-1	077-554-9780	
関西電力送配電(株)	コミュニケーション統括グループ	大津市におの浜 4-1-51	0800-777-3081	送配電 ダイヤル
西日本高速道路(株) 関西支社	保全サービス事業部 保全サービス統括課	大阪市茨木市岩倉町 1-13	06-6344-8207	
〃	滋賀高速道路事務所	栗東市小野 758	077-552-2284	
〃	新名神大津事務所	大津市観音寺 18	077-526-8891	
中日本高速道路(株) 名古屋支社		名古屋市中区錦 2-18-19 三井住友銀行名古屋ビル 8 階	052-222-1181	

5 指定地方公共機関等

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	備 考
中日本高速道路(株) 名古屋支社	彦根保全・サービスセン ター	彦根市原町 714-1	0749-22-1941	
大阪ガス(株) 京滋導管部	導管計画チーム	京都市下京区中堂寺栗田町 93	075-315-8942	
京阪電気鉄道(株) 大津営業部	営業課	大津市錦織 2-7-16	077-522-4521	
近江鉄道(株)	管理部総務課	彦根市駅東町 15 番 1	0749-22-3301	
信楽高原鐵道(株)		甲賀市信楽町長野 192	0748-82-3391	
琵琶湖汽船(株)		大津市浜大津 5-1-1	077-522-4115	
近江トラベル(株)	旅客船課	彦根市松原町 3755	0749-22-0619	
一般社団法人 滋賀県トラック協会		守山市木浜町 2298-4	077-585-8080	
一般社団法人 滋賀県バス協会		守山市木浜町 2298-4	077-585-8333	
滋賀県土地改良 事業団体連合会	総務課	東近江市林町 601	0748-42-4806	
一般社団法人 滋賀県医師会		栗東市縹 1-10-7	077-514-8711	
一般社団法人 滋賀県歯科医師会		大津市京町 4-3-28 滋賀県厚生会館内	077-523-2787	
一般社団法人 滋賀県薬剤師会		草津市笠山 7-4-52	077-565-3535	
公益社団法人 滋賀県看護協会		草津市大路 2-11-51	077-564-6468	
一般社団法人 滋賀県病院協会		大津市京町 4-3-28 滋賀県厚生会館内	077-525-7525	
公益社団法人 滋賀県私立病院協会		大津市真野 1-12-30	077-572-3825	
滋賀県高圧ガス 地域防災協議会		大津市松本 1-2-20	077-522-1470	
(株)京都放送滋賀支社		大津市京町 4-3-33	077-522-8317	
びわ湖放送(株)		大津市鶴の里 16-1	077-524-0151	
(株)エフエム滋賀		大津市西ノ庄 19-10	077-527-0830	
郵便事業(株) 大津支店		大津市打出浜 1-4	077-524-2001	
一般社団法人 滋賀県LPガス協会		大津市松本 1-2-20	077-523-2892	
一般社団法人 滋賀県建設業協会		大津市におの浜 1-1-18	077-522-3232	

6 近畿・中部府県、政令市

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	備 考
富山県	総合政策局 防災・危機管理課	富山市新総曲輪 1-7	076-444-3187	
石川県	危機管理監室 危機対策課	金沢市鞍月 1-1	076-225-1482	
福井県	安全環境部 危機対策・防災課	福井市大手 3 丁目 17-1	0776-20-0308	
長野県	危機管理部 危機管理防災課	長野市南長野幅下 692-2	026-235-7408	
岐阜県	危機管理部 防災課	岐阜市藪田南 2-1-1	058-272-1125	
静岡県	危機管理部 危機政策課	静岡市葵区追手町 9-6	054-221-3731	
愛知県	防災局 防災危機管理課	名古屋市中区三の丸 3 丁目 1-2	052-954-6193	
三重県	防災対策部 防災対策総務課	津市広明町 13	059-224-2189	
京都府	府民生活部 災害対策課	京都市上京区下立売通 新町西入ル藪之内町	075-414-4472	
大阪府	政策企画部 危機管理室災害対策課	大阪市中央区大手前 3-1-43	06-6944-6021	
兵庫県	企画県民部災害対策局 災害対策課	神戸市中央区中山手通 5-2	078-362-9988	
奈良県	総務部知事公室 防災統括室	奈良市登大路町 30	0742-27-8425	
和歌山県	総務部危機管理局 防災企画課	和歌山市小松原通 1-1	073-441-2276	
徳島県	危機管理部 とくしまゼロ作戦課	徳島市万代町 1-1	088-621-2281	
名古屋市	防災危機管理局 危機対策課	名古屋市中区三の丸 3 丁目 1-1	052-972-3584	
京都市	行財政局防災危機管理室	京都市中京区押小路通河原町 西入榎木 450-2	075-212-6792	
大阪市	危機管理室	大阪市北区中之島 1-3-20	06-6208-7388	
堺市	危機管理室	堺市堺区南瓦町 3-1	072-228-7605	
神戸市	危機管理室	神戸市中央区加納町 6-5-1	078-322-6232	

7 県

(1) 本 庁

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	備 考
滋賀県庁		大津市京町 4-1-1	(大代表) 077-528-3993	
知事公室 防災危機管理局	管理・情報係 消防・保安係 地震・防災係 危機管理・国民保護係 原子力防災室 防災航空係	〃 (蒲生郡日野町北脇 214-71)	077-528-3430 077-528-3431 077-528-3432 077-528-3445 077-528-3435 0748-52-6677	
知事公室 秘書課		〃	077-528-3021	
知事公室 広報課	報道係	〃	077-528-3042	
総合企画部 企画調整課	総務係	〃	077-528-3311	
総務部 人事課	総務・サービス係	〃	077-528-3151	
琵琶湖環境部 環境政策課	総務係	〃	077-528-3351	
琵琶湖環境部 森林保全課	森林管理係	〃	077-528-3931	
健康医療福祉部 健康福祉政策課	総務係	〃	077-528-3511	
商工観光労働部 商工政策課	総務係	〃	077-528-3711	
農政水産部 農政課	企画・財産係	〃	077-528-3812	
農政水産部 農村振興課	農村整備・防災係	〃	077-528-3964	
土木交通部 監理課	総務係 技術管理係	〃	077-528-4110 077-528-4118	
土木交通部 道路課	防災保全係	〃	077-528-4133	
土木交通部 流域政策局 流域治水政策室	防災係	〃	077-528-4152	
土木交通部 砂防課	土砂災害防止係	〃	077-528-4192	
土木交通部住宅課	企画係 宅地係	〃	077-528-4235 077-528-4240	
会計管理局 管理課	財務管理係	〃	077-528-4311	
教育委員会事務局 教育総務課	総務係	〃	077-528-4511	
企業庁 経営課	総務係	野洲市吉川 3382	077-589-4608	

病院事業庁 経営管理課	総務係	守山市守山五丁目 4-30	077-582-5106	
----------------	-----	---------------	--------------	--

(2) 県関係地方機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	備 考
大津土木事務所	管理調整課調整係	大津市松本一丁目 2-1	077-524-2832	
南部土木事務所	経理用地課防災・経理係	草津市草津 3-14-75	077-567-5433	
甲賀土木事務所	経理用地課防災・経理係	甲賀市水口町水口 6200	0748-63-6153	
〃	青土ダム管理事務所	甲賀市土山町青土 151-4	0748-66-0294	
東近江土木事務所	経理用地課防災・経理係	東近江市八日市緑町 7-23	0748-22-7733	
〃	日野川ダム管理事務所	蒲生郡日野町村井 2022-8	0748-52-0833	
湖東土木事務所	経理用地課防災・経理係	彦根市元町 4-1	0749-27-2241	
〃	宇曾川ダム管理事務所	東近江市平柳町 1-6	0749-45-0622	
長浜土木事務所	経理用地課防災・経理係	長浜市平方町 1152-2	0749-65-6636	
〃	姉川ダム管理事務所	米原市曲谷 869	0749-59-0061	
長浜土木事務所 木之本支所	管理課管理調整係	長浜市木之本町黒田 1234	0749-82-3705	
〃	余呉川管理事務所	長浜市余呉町下余呉 1882-1	0749-86-3041	
高島土木事務所	経理用地課防災・経理係	高島市今津町今津 1758	0740-22-6043	
〃	石田川ダム管理事務所	高島市今津町角川 529	0740-24-0011	
西部県税事務所	管理課	大津市松本一丁目 2-1	077-522-9805	
〃	高島納税課	高島市新旭町北畑 565	0740-25-8012	
南部県税事務所	納税課	草津市草津 3-14-75	077-567-5406	
中部県税事務所	納税課	東近江市八日市緑町 7-23	0748-22-7706	
〃	甲賀納税課	甲賀市水口町水口 6200	0748-63-6106	
東北部県税事務所	納税課	長浜市平方町 1152-2	0749-65-6605	
〃	湖東納税課	彦根市元町 4-1	0749-27-2206	
南部環境事務所	環境保全係	草津市草津 3-14-75	077-567-5444	
甲賀環境事務所		甲賀市水口町水口 6200	0748-63-6133	
東近江環境事務所	環境保全係	東近江市八日市緑町 7-23	0748-22-7758	
湖東環境事務所		彦根市元町 4-1	0749-27-2255	
湖北環境事務所	環境保全係	長浜市平方町 1152-2	0749-65-6650	
高島環境事務所		高島市今津町今津 1758	0740-22-6066	
南部流域下水道事務所 湖南中部浄化センター	総務係	草津市矢橋町字帰帆 2108	077-564-1900	
南部流域下水道事務所 湖西浄化センター	湖西施設管理係	大津市苗鹿三丁目 1-1	077-579-4611	
北部流域下水道事務所 東北部浄化センター	総務係	彦根市松原町 1550	0749-26-6633	

北部流域下水道事務所 高島浄化センター	高島施設管理係	高島市今津町今津 448-106	0740-22-5255	
------------------------	---------	------------------	--------------	--

(2) 県関係地方機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	備 考
西部・南部 森林整備事務所	治山林道係	大津市松本一丁目 2-1	077-527-0657	
〃	高島支所	高島市今津町今津 1758	0740-22-6029	
甲賀森林整備事務所	治山林道係	甲賀市水口町水口 6200	0748-63-6118	
中部森林整備事務所	治山林道係	東近江市八日市緑町 7-23	0748-22-7719	
湖北森林整備事務所	治山林道係	長浜市平方町 1152-2	0749-65-6619	
林業普及センター		野洲市北桜 978-95	077-587-2656	
南部健康福祉事務所 (草津保健所)	総務係	草津市草津 3-14-75	077-562-3527	
甲賀健康福祉事務所 (甲賀保健所)	総務係	甲賀市水口町水口 6200	0748-63-6111	
東近江健康福祉事務所 (東近江保健所)	総務係	東近江市八日市緑町 8-22	0748-22-1253	
湖東健康福祉事務所 (彦根保健所)	総務係	彦根市和田町 41	0749-22-1770	
湖北健康福祉事務所 (長浜保健所)	総務係	長浜市平方町 1152-2	0749-65-6660	
高島健康福祉事務所 (高島保健所)	医療福祉連携係	高島市今津町今津 448-45	0740-22-2505	
大津・南部 農業農村振興事務所	田園振興課	草津市草津 3-14-75	077-567-5415	
甲賀農業農村振興事務所	田園振興課	甲賀市水口町水口 6200	0748-63-6121	
東近江 農業農村振興事務所	田園振興課	東近江市八日市緑町 7-23	0748-22-7722	
〃	永源寺ダム管理支所	東近江市永源寺相谷町 34-7	0748-27-0058	
湖東農業農村振興事務所	田園振興課	彦根市元町 4-1	0749-27-2222	
湖北農業農村振興事務所	田園振興課	長浜市平方町 1152-2	0749-65-6620	
高島農業農村振興事務所	田園振興課	高島市今津町今津 1758	0740-22-6034	
家畜保健衛生所		近江八幡市西本郷町 226-1	0748-37-7511	
病虫害防除所		近江八幡市安土町大中 516	0748-46-4926	
農業技術振興センター		近江八幡市安土町大中 516	0748-46-3081	
畜産技術振興センター		蒲生郡日野町山本 695	0748-52-1221	
水産試験場		彦根市八坂町 2138-3	0749-28-1611	
芹谷地域振興事務所		彦根市元町 4-1	0749-27-2261	
北川水源地域振興事務所		高島市朽木市場 697	0740-38-3145	
消防学校		東近江市神郷町 314	0748-42-1000	
東京本部		東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館 8F	03-5212-9107	

(3) 公 社

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	備 考
滋賀県造林公社		大津市松本一丁目 2-1	077-522-8349	
滋賀県道路公社		〃	077-524-0141	
滋賀県土地開発公社		〃	077-522-2489	
滋賀県環境事業公社		甲賀市甲賀町神 645	0748-88-9191	

8 警 察 関 係

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	備 考
滋賀県警察本部	警備第二課	大津市打出浜 1 番 10 号	077-522-1231	
警察本部機動警察隊		蒲生郡日野町北脇 1-3	0748-53-1301	
大津警察署	警備課	大津市打出浜 12-7	077-522-1234	
草津警察署	〃	草津市野村三丁目 1-11	077-563-0110	
守山警察署	〃	守山市金森町 494	077-583-0110	
甲賀警察署	〃	甲賀市水口町水口 6026	0748-62-4155	
近江八幡警察署	〃	近江八幡市土田町 1322-1	0748-32-0110	
東近江警察署	〃	東近江市八日市緑町 26-18	0748-24-0110	
彦根警察署	〃	彦根市古沢町 660-3	0749-27-0110	
米原警察署	〃	米原市米原 1092	0749-52-0110	
長浜警察署	〃	長浜市八幡中山町 300	0749-62-0110	
木之本警察署	〃	長浜市木之本町木之本 1536	0749-82-3021	
高島警察署	〃	高島市今津町中沼二丁目 4	0740-22-0110	
大津北警察署	〃	大津市真野二丁目 20-23	077-573-1234	

9 市 町

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	備 考
大津市	総務部危機・防災対策課	大津市御陵町 3-1	077-528-2616	
	大津市保健所	大津市におの浜 4-4-5	077-522-6755	
彦根市	市長直轄組織危機管理課	彦根市元町 4-2	0749-30-6150	
長浜市	防災危機管理局	長浜市八幡東町 632	0749-65-6555	
近江八幡市	市民部危機管理課	近江八幡市小船木町 819	0748-33-4192	
草津市	総合政策部危機管理課	草津市草津 3-13-30	077-561-2325	
守山市	総合政策部危機管理局 危機管理課	守山市吉身 2-5-22	077-582-1119	
栗東市	市民政策部危機管理課	栗東市安養寺 1-13-33	077-551-0109	
甲賀市	危機管理課	甲賀市水口町水口 6053	0748-69-2103	
野洲市	市民部危機管理課	野洲市小篠原 2100-1	077-587-6089	
湖南市	危機管理局危機管理・防災課	湖南市中央 1-1	0748-71-2311	
高島市	政策部危機管理局防災課	高島市新旭町北畑 565	0740-25-8133	
東近江市	総務部防災危機管理課	東近江市八日市緑町 10-5	0748-24-5617	
米原市	政策推進部 防災危機管理課	米原市米原 1016	0749-53-5161	
日野町	総務課	蒲生郡日野町河原 1-1	0748-52-6500	
竜王町	生活安全課	蒲生郡竜王町小口 3	0748-58-3703	
愛荘町	くらし安全環境課	愛知郡愛荘町愛知川 72	0749-42-7699	
豊郷町	総務課	犬上郡豊郷町石畑 375	0749-35-8111	
甲良町	総務課	犬上郡甲良町在士 353-1	0749-38-3311	
多賀町	総務課	犬上郡多賀町多賀 324	0749-48-8120	
滋賀県市長会		大津市京町四丁目 4-3-28	077-522-2711	
滋賀県町村会		大津市松本 1-2-1	077-526-2222	

10 消 防 機 関 等

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	備 考
大津市消防局	警防課	大津市御陵町 3-1	077-522-0119	
北消防署		大津市真野二丁目 23-1	077-572-0119	
中消防署		大津市御陵町 3-1	077-525-0119	
南消防署		大津市光が丘町 5-7	077-533-0119	
東消防署		大津市大江四丁目 18-1	077-543-0119	
湖南広域消防局	消防救助課	栗東市小柿三丁目 1-1	077-552-1234	
東消防署		野洲市辻町 488	077-587-1119	
西消防署		草津市上笠町 477-1	077-568-0119	
南消防署		草津市野路九丁目 1-46	077-564-4951	
中消防署		栗東市小柿三丁目 1-1	077-552-0119	
北消防署		守山市石田町 377-1	077-584-2119	
甲賀広域行政組合 消防本部	警防課	甲賀市水口町水口 6218	0748-62-0119	
水口消防署		甲賀市水口町水口 6218	0748-63-1119	
甲南消防署		甲賀市甲南町池田 3578-1	0748-86-3119	
信楽消防署		甲賀市信楽町長野 1306-6	0748-82-0119	
湖南中央消防署		湖南市中央一丁目 1	0748-72-0119	
東近江行政組合 消防本部	警防課	東近江市東今崎町 5-33	0748-22-7600	
近江八幡消防署		近江八幡市小船木町 819	0748-33-5119	
八日市消防署		東近江市東今崎町 5-33	0748-22-7610	
日野消防署		蒲生郡日野町大谷 970	0748-52-0119	
能登川消防署		東近江市能登川町 1711	0748-42-0119	
愛知消防署		東近江市小八木町 16	0749-45-4119	
彦根市消防本部	警防課	彦根市西今町 415	0749-22-0119	
彦根市消防署		彦根市西今町 415	0749-22-6119	
湖北地域消防本部	警防課	長浜市平方町 1135	0749-62-0444	
長浜消防署		長浜市平方町 1135	0749-62-9194	
米原消防署		米原市長岡 2811 番地 1	0749-55-0108	
高島市消防本部	警防課	高島市今津町日置前 5150	0740-22-1234	
北部消防署		高島市今津町日置前 5150	0740-22-1234	
南部消防署		高島市安曇川町青柳 696-1	0740-32-1212	
公益財団法人 滋賀県消防協会	事務局	大津市京町 3-4-28	077-522-1965	

11 報 道 機 関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	備 考
日本放送協会 大津放送局		大津市京町 3 丁目 4-22	077-522-5101	
(株)京都放送滋賀支社		大津市京町 4-3-33	077-522-8317	
びわ湖放送(株)		大津市鶴の里 16-1	077-524-0151	
(株)エフエム滋賀		大津市西の庄 19-10	077-527-0814	
朝日放送テレビ(株)		大阪市福島区福島 1 丁目 1-30	06-6457-5311	
関西テレビ放送(株)		大阪市北区扇町 2 丁目 1-7	06-6314-8888	
(株)毎日放送		大阪市北区茶屋町 17-1	06-6377-4267	
讀賣テレビ放送(株)		大阪市中央区城見 2 丁目 2-33	06-6947-2111	
朝日新聞社大津総局		大津市京町 3-5-12	077-524-6601	
京都新聞社滋賀本社		大津市京町 4-3-33	077-523-3131	
共同通信社大津支局		大津市京町 4-3-33	077-522-3762	
産経新聞社大津支局		大津市中央 1-3-2	077-522-6628	
時事通信社大津支局		大津市打出浜 2-1 (コラボし が 2 1 4 階)	077-522-3915	
中日新聞社大津支局		大津市中央 4-4-23	077-523-3388	
日本経済新聞社大津支局		大津市中央 3-1-8	077-522-4455	
毎日新聞社大津支局		大津市打出浜 3-16	077-524-6655	
読売新聞社大津支局		大津市打出浜 13-1	077-522-6691	

12 そ の 他

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	備 考
滋賀県社会福祉 協議会		草津市笠山 7 丁目 8-138	077-567-3920	
滋賀県生活協同組合 連合会		野洲市富波甲 972	077-518-0072	
滋賀県森林組合 連合会		大津市大萱 4-17-30	077-572-6798	
全国農業協同組合 連合会滋賀県本部	総務課	大津市京町 4-3-38	077-521-1667	

滋賀県災害対策本部条例

滋賀県条例第 38 号（昭和 37 年 10 月 1 日公布）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 8 項の規定に基づき、滋賀県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、副知事をもつて充てる。

3 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 災害対策本部員は、滋賀県部制条例（昭和 30 年滋賀県条例第 30 号）第 1 条に規定する部の長、滋賀県企業庁長、滋賀県病院事業庁長、教育委員会教育長および警察本部長ならびに知事が任命する者をもつて充てる。

5 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第 3 条 本部長は、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（地方本部）

第 4 条 災害対策本部に、土木事務所（大津土木事務所を除く。）の所管区域ごとに滋賀県災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）を置く。

2 地方本部に地方本部長を置き、当該地方本部が置かれる区域を所管する土木事務所の長をもつて充てる。

3 地方本部の組織および運営については、地方本部長が本部長と協議して定める。

（事務局）

第 5 条 災害対策本部の事務を処理するため、滋賀県総合政策部に事務局を置く。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 38 年条例第 32 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 41 年条例第 5 号抄）

1 この条例は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 45 年条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 47 年条例第 38 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 49 年条例第 1 号抄）

1 この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 57 年条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 9 年条例第 4 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 13 年条例第 4 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 15 年条例第 11 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 17 年条例第 6 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 17 年条例第 115 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成 19 年条例第 5 号抄）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 20 年条例第 8 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 21 年条例第 1 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 24 年条例第 14 号抄）

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 24 年条例第 55 号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 28 年条例第 26 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県災害対策本部要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、滋賀県災害対策本部条例（昭和37年滋賀県条例第38号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、滋賀県災害対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対策本部の設置および廃止)

第2条 対策本部は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第23条の規定により次の場合に設置する。

- (1) 災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき
- (2) 県内で震度6弱以上の地震が発生したとき、もしくは県内で特別警報が発表されたとき
- (3) 大雨、洪水、暴風その他の警報が発表され、知事が必要と認めたとき
- (4) 大規模な地震、火事、爆発、水難等が発生し、知事が必要と認めたとき
- (5) 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）第3章第3節第1に規定するフェーズ3またはフェーズ4に該当したとき

2 対策本部は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策がおおむね完了したと知事が認めたときに廃止する。

(職 員)

第3条 本部長、副本部長および本部員以外の職員は、滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）および滋賀県地方警察職員の定数に関する条例（昭和29年滋賀県条例第35号）に規定する職員（市町からの派遣職員を除く。）、警察法（昭和29年法律第162号）第56条に規定する職員ならびに派遣職員のうち、滋賀県に勤務する職員をもって充てる。

(対策本部の所掌事務)

第4条 対策本部の所掌事務は、滋賀県地域防災計画の定めるところに従い、災害予防および災害応急対策の実施に関する事項とする。

(本部員会議)

第5条 対策本部に本部員会議を置く。

- 2 本部員会議は、本部長、副本部長および本部員をもって組織する。
- 3 本部員会議は、本部長が招集し主宰する。
- 4 本部員会議は、災害予防および災害応急対策の実施に関する基本的事項ならびに処理の方針を協議し、策定する。

(幹事および副幹事)

第6条 対策本部に、幹事および副幹事を置く。

- 2 幹事および副幹事は、別表1中欄に掲げる職にある者をもって充て、同表右欄に掲げる事務を分掌させるものとする。

(幹事会議)

第7条 対策本部に幹事会議を置く。

- 2 幹事会議は、第17条第1項に規定する事務局長、事務局次長および幹事をもって組織する。
- 3 幹事会議は、事務局長が招集し主宰する。
- 4 幹事会議は、各部の担当する災害予防および災害応急対策の実施に関する事項を協議調整する。

(副幹事会議)

第8条 事務局長は、対策本部の事務を処理するため必要と認めるときは副幹事会議を招集することができる。

(部)

第9条 災害予防および災害応急対策の実施を推進するため、対策本部に別表2左欄に掲げる部を置き、同表右欄の組織をもって充てる。

- 2 部に別表3中欄に掲げる班を置き、同表右欄に掲げる事務を分掌させるものとする。
- 3 対策本部を第2条第1項第5号の規定により設置する場合は、前項に規定する事務に加えて、別表4左欄に掲げる班に、同表右欄に掲げる事務を分掌させるものとする。
- 4 部に部長および副部長を、班に班長および班員を置く。
- 5 部長、副部長および班長は、別表3左欄および中欄に掲げる職にある者をもって充て、各班の班員は、班長の職にある者の所属する組織の職員とする。
- 6 部および班は、その所掌する事務を遂行するに当たって相互に協力し、他の部、班、地方本部、地方連絡部および現地本部と緊密な連絡のもとに災害対策が的確かつ円滑に行われるようにしなければならない。
- 7 前6項に規定するもののほか部の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

(地方本部)

第10条 地方本部の組織および運営に関しては、本部長が別に定める基準に従い地方本部長が定める。

- 2 本部長は、災害の発生が局地的である場合で、かつ、一部の地域において地方本部の活動の必要性が認められないとき、または活動の必要がなくなったと認められるときは、当該地方本部の業務を開始させないこと、または業務を中止させることができるものとする。

(応援部)

第11条 部および地方本部の業務を応援させるため、対策本部に別表5左欄に掲げる応援部を置き、同表中欄に掲げる組織をもって充て、同表右欄に掲げる事務を分掌させるものとする。

- 2 応援部は、本部長の命を受け、当該応援を求めた部長および地方本部長の所轄のもとに行動するものとする。

(地方連絡部の設置および分掌事務)

第12条 災害対策に関し国その他関係機関との連絡調整、情報収集等に当たるため、対策本部に別表6に掲げる地方連絡部を置き、同表右欄に掲げる事務を分掌させるものとする。

(現地本部の設置)

第13条 本部長は、局地災害の応急対策を強力に推進するため特に必要があると認めるときは、地方本部の所管する地域の適切な場所に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

(現地本部長)

第14条 現地本部長は、本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地本部長は、所部の職員および当該地方本部長ならびに当該地方本部職員を指揮監督し、災害応急対策の実施を図るものとする。

(現地本部の組織等)

第15条 前2条に定めるもののほか、現地本部に関し必要な事項は、その都度本部長が定める。

(非常配備体制)

第16条 本部長は、対策本部を設置した場合、次に掲げるところにより職員の非常配備を指令することができる。

配備区分	配 備 内 容	配備人員
第1配備	本部長が指定した部・班をもって編成して災害予防ならびに災害応急対策を実施する体制	本部長が必要と認める人員
第2配備	災害に対する警戒もしくは応急対策を実施する体制	各班職員の約半数

第3 配備	県の全機能をあげて災害予防ならびに災害応急対策を実施する体制	各班職員全員
-------	--------------------------------	--------

2 部長および地方本部長は、前項の配備区分に従いあらかじめ各班ごとの配備編成計画を作成し、これを班員に周知徹底しておかなければならない。

3 配備編成計画には、次の事項を定めるものとする。

(1) 配備区分ごとの所掌事務、その責任者および当該配備職員

(2) 勤務時間外の招集体制

4 部長または地方本部長は、その分掌事務を実施するため職員の人員に不足が生じる場合は、本部長に対しその補充を要請することができる。

(事務局)

第17条 対策本部の事務を処理する事務局の組織は、別表7のとおりとする。

2 事務局に別表8左欄に掲げる係を置き、同表右欄に掲げる事務を分掌させるものとする。

3 事務局長は、対策本部の設置が決定されたときは直ちに必要な事務局員を招集するものとする。

4 前3項に規定するもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

(被害状況報告の取扱い)

第18条 部長、地方本部長、地方連絡部長および現地本部長は、それぞれの分掌事務に関する被害状況について、事務局長を経由して本部長に報告するものとする。

2 部長は、前項の報告をするに当たり、その分掌事務に関する被害状況についての情報を収集しようとするときは、事務局と緊密な連絡をとりながら行わなければならない。

3 事務局長は、必要に応じ、部長、地方本部長、地方連絡部長および現地本部長に対し、それぞれ応急対策に必要な被害状況を連絡するものとする。

(緊急初動対策班)

第19条 県下で震度5弱以上の地震が発生した場合は、緊急かつ優先的に対応しなければならない応急対策業務を迅速かつ的確に処理するため、緊急初動対策班を設置するものとし、その設置運営に関し必要な事項は別に定める。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和56年11月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成元年8月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年12月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年1月31日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年1月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 (第6条関係)

職名	充 当 職 等	分 掌 事 務
幹 事	知事公室広報課、総合企画部企画調整課、総務部人事課、文化スポーツ部文化芸術振興課、琵琶湖環境部環境政策課、健康医療福祉部健康福祉政策課、商工観光労働部商工政策課、農政水産部農政課、土木交通部監理課、会計管理局管理課、教育委員会事務局教育総務課、警察本部警備部警備第二課、企業庁経営課、病院事業庁経営管理課、その他本部長が指定する課の課長の職にある者	本部長の命を受け、災害予防および応急対策の円滑な実施を図るとともに当該本部員を補佐する。
副幹事	危機管理員、警察本部の危機管理担当者およびその他本部長が指定する課の参事または課長補佐の職にある者	上司の命を受け、当該部の所掌事務で災害予防、応急対策の実施に関する事務を処理し、その所属する部内の連絡調整を図る。

別表2 (第9条第1項関係)

部 等	構 成 組 織
知事公室	滋賀県部制条例（昭和30年滋賀県条例第30号。以下「部制条例」という。）に規定する知事公室
総合企画部	部制条例に規定する総合企画部
総 務 部	部制条例に規定する総務部
文化スポーツ部	部制条例に規定する文化スポーツ部
琵琶湖環境部	部制条例に規定する琵琶湖環境部
健康医療福祉部	部制条例に規定する健康医療福祉部
商工観光労働部	部制条例に規定する商工観光労働部
農政水産部	部制条例に規定する農政水産部
土木交通部	部制条例に規定する土木交通部
会計管理部	組織規則に規定する会計管理局
教 育 部	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に規定する滋賀県教育委員会事務局
警 察 部	警察法（昭和29年法律第162号）に規定する滋賀県警察本部
企 業 部	滋賀県公営企業の設置等に関する条例（昭和43年滋賀県条例第22号）に規定する滋賀県企業庁
病院事業部	滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）に規定する滋賀県病院事業庁

別表3 (第9条第2項関係)

部 (部長・副部長充 当職)	班 (班長充当職)	任 務 分 担
知 事 公 室 部 部 長 (知事公室長) 副部長 (防災危機管理監) (知事公室次長)	秘書班 (秘書課長)	1. 本部長の秘書および特命に関する こと。 2. 罹災地の各種陳情および慰問・見舞に 関すること。 3. 主要来県者の接遇に関する こと。
	広報班 (広報課長)	1. 災害関係の広報活動に関する こと。 2. 報道機関との連絡に関する こと。
	防災危機管理班 (防災危機管理局副 局長)	1. 危険物施設の災害対策に関する こと。 2. 電気、ガス施設等の災害対策に 関すること。 3. 災害時における火薬等の事故防 止に関する こと。 4. 気象予警報の受信および伝達に 関すること。 5. 被災者生活再建支援金に関する こと。
総 合 企 画 部 部 長 (総合企画部長) 副部長 (総合企画部次長) (管理監)	企画調整班 (企画調整課長)	1. 部関係被害のとりまとめに 関すること。 2. その他部局内の業務であつて 他の班に属さない事項に 関することおよび部内の 連絡調整
	国際班 (国際課長)	1. 被災在住外国人および被災 在住外国人世帯の援 護に関する こと。 2. 災害対策活動に協力する 在住外国人の受入等調 整に関する こと。
	県民活動生活班 (県民活動生活課 長)	1. 災害時における生活関連物 資の受給の円滑化 および価格の安定に 関すること。 2. ボランティア等の支援に 関すること。 3. 安全なまちづくりに 関すること。 4. 部内関係被害のとり まとめに 関すること。 5. その他部内の業務 であつて他の班に 属さない 事項に 関することおよび 部内の 連絡調整
	エネルギー政策班 (エネルギー政策 課 長)	1. 他班実施事項の 応援
	人権施策推進班 (人権施策推進課 長)	1. 人権尊重の視点の 確保に 関すること。
	情報政策班 (情報政策課長)	1. 庁内情報通信基盤の 災害対策に 関すること。 2. びわ湖情報ハイ ウェイに 関すること。
	統 計 班 (統計課長)	1. 他班実施事項の 応援

<p>総務部 部長 (総務部長) 副部長 (総務部次長) (管理監)</p>	<p>総務班 (総務課長)</p>	<p>1. 県本庁舎および大津合同庁舎の災害対策に関すること。 2. 県有車輛の災害対策のための配車に関すること。 3. 庁内施設(電話・電気等)の使用管理に関すること。 4. 災害関係文書物品の受付配布および発送に関すること。</p>
	<p>私学・県立大学振興班 (私学・県立大学振興課長)</p>	<p>1. 私立学校の災害対策に関すること。 2. 県立大学の災害対策に関すること。</p>
	<p>人事班 (人事課長)</p>	<p>1. 災害関係職員の動員派遣に関すること。 2. 災害派遣職員の身分取扱いに関すること。 3. 公務災害補償に関すること。 4. 部内関係被害のとりまとめに関すること。 5. その他部内の業務であって他の班に属さない事項に関することおよび部内の連絡調整</p>
	<p>行政経営推進班 (行政経営推進課長)</p>	<p>1. 他班実施事項の応援</p>
	<p>総務事務・厚生班 (総務事務・厚生課長)</p>	<p>1. 災害派遣職員等の応急宿舎に関すること。</p>
	<p>財政班 (財政課長)</p>	<p>1. 災害関係の予算に関すること。 2. 県有財産の応急対策および被害調査に関すること。 3. 他班実施事項の応援</p>
	<p>税政班 (税政課長)</p>	<p>1. 災害に伴う県税の減免等の調査に関すること。 2. 他班実施事項の応援</p>
	<p>市町振興班 (市町振興課長)</p>	<p>1. 災害に伴う罹災市町の行政指導に関すること。 2. 他班実施事項の応援</p>
	<p>検査班 (検査課長)</p>	<p>1. 他班実施事項の応援</p>
	<p>事業班 (事業課長)</p>	<p>1. 競艇場施設の災害対策に関すること。 2. 他班実施事項の応援</p>
<p>文化スポーツ部 部長 (文化スポーツ部長) 副部長</p>	<p>文化芸術振興班 (文化振興課長)</p>	<p>1. 文化施設等の災害対策に関すること。</p>
	<p>スポーツ班 (スポーツ課長)</p>	<p>1. 県立スポーツ施設の被害調査に関すること。</p>

(文化スポーツ部次長) (国スポ・障スポ大会 局長)	国スポ・障スポ大会 班 (国スポ・障スポ 大会局副局長)	1. 他班実施事項の応援
	文化財保護班 (文化財保護課長)	1. 文化財の災害対策に関すること。
琵琶湖環境部 部長 (琵琶湖環境部長) 副部長 (琵琶湖環境部次 長) (管理監) (技監)	環境政策班 (環境政策課長)	1. 部内関係被害のとりまとめに関すること。 2. その他部内の業務であって他の班に属さない 事項に関することおよび部内の連絡調整
	琵琶湖保全再生班 (琵琶湖保全再生課長)	1. 他班実施事項の応援
	温暖化対策班 (温暖化対策課長)	1. 他班実施事項の応援
	循環社会推進班 (循環社会推進課 長)	1. 廃棄物の処理等に関すること。 2. 他班実施事項の応援
	下水道班 (下水道課長)	1. 下水道施設等の災害対策に関すること。
	森林政策班 (森林政策課長)	1. 林業施設の災害対策に関すること。 2. 災害応急用木材、薪炭等林産物の需給調整お よび救援資材(木材、竹材等)の受入保管なら びに配分に関すること。 3. 災害復旧用木材に関すること。 4. 被災者に対する林業、金融の調査に関するこ と。
	森林保全班 (森林保全課長)	1. 治山林道施設の災害対策に関すること。 2. 災害復旧用種苗の需給調整に関すること。
	自然環境保全班 (自然環境保全課長)	1. 自然公園の災害対策に関すること。 2. 他班実施事項の応援。

<p>健康医療福祉部 部長 (健康医療福祉部長)</p> <p>副部長 (理事) (健康医療福祉部次長) (子ども・青少年局長)</p>	<p>健康福祉政策班 (健康福祉政策課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害救助の全般的な企画および救助事務を所掌する各班調整に関する事。 2. 部関係の被害のとりまとめに関する事。 3. 被害者に対する生活保護に関する事。 4. 救援施設の災害対策に関する事。 5. 被災者に対する生活福祉資金に関する事。 6. 義援金品(医療器材・医薬品・木材・竹材・その他の建設資材を除く)見舞金の受付配布計画に関する事。 7. 被災者に対する備蓄物資の払出し等に関する事。 8. 県社会福祉協議会等の各種ボランティア関係団体と共同して行う県災害ボランティアセンターの運営に関する事。 9. 福祉施設および要援護者の被害状況の情報収集ならびにその対策に関する事。 10. その他部内の業務であって他の班に属さない事項に関する事および部内の連絡調整
	<p>医療政策班 (医療政策課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策の全般的な実施計画に関する事。 2. 災害時における医療に関する事。 3. 医療施設の災害対策に関する事。
	<p>健康寿命推進班 (健康寿命推進課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における保健活動に関する事。 2. 災害時における医療助産(災害救助法に基づく医療および助産を含む。)に関する事。
	<p>医療福祉推進班 (医療福祉推進課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者福祉施設の災害対策に関する事。 2. 被災高齢者および被災高齢者世帯の援護に関する事。 3. 他班実施事項の応援。
	<p>障害福祉班 (障害福祉課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童福祉施設(子ども・青少年局所管の施設を除く。)、障害者支援施設および障害福祉サービス事業所(居宅介護、重度訪問介護および行動介護を除く。)等の災害対策に関する事。 2. 被災障害者および被災障害者世帯の援護に関する事。 3. 災害時における精神保健医療(災害救助法に基づく医療を含む。)に関する事。 4. 他班実施事項の応援
	<p>薬務感染症対策班 (薬務感染症対策課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策医療器材、医療薬品等(災害救助法に基づく医療助産のため必要な医療品等を含む)の需給調整および救援医療品の受領、保管、配分に関する事。

	生活衛生班 (生活衛生課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水道施設の災害対策に関すること。 2. 災害時における食品衛生及び環境衛生に関すること。 3. 災害時における墓地・埋葬（災害救助法に基づく埋葬を含む）に関すること。 4. 災害時における水道水に関すること。 5. 飲料水、生活用水の供給に関すること。 6. 被災者のペットに関すること。
	医療保険班 (医療保険課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他班実施事項の応援
	子ども・青少年班 (子ども青少年局副局長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童福祉施設（助産施設・母子生活支援施設・保育所・児童厚生施設・乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設・児童家庭支援センター）および婦人保護施設の災害対策に関すること。 2. 被災児童および被災母子世帯の援護に関すること。 3. 青年団体・青少年育成団体の連絡調整に関すること。 4. 他班実施事項の応援
商工観光労働部 部長 (商工観光労働部長) 副部長 (商工観光労働部次長) (管理監) (技監) (観光振興局長) (理事)	商工政策班 (商工政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部関係の被害のとりまとめに関すること。 2. 災害時における生活関連物資の確保に関する関係団体との連絡調整 3. その他部内の業務であって他の班に属さない事項に関することおよび部内の連絡調整。
	中小企業支援班 (中小企業支援課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中小企業関係施設等の災害対策に関すること。 2. 被災商工業者等に対する金融調査に関すること。
	モノづくり振興班 (モノづくり振興課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他班実施事項の応援
	労働雇用政策班 (労働雇用政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 労働関係団体への連絡調整に関すること。 2. 他班実施事項の応援
	女性活躍推進班 (女性活躍推進課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 男女共同参画の視点に関すること。
	観光振興班 (観光振興局副局長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 観光資源、観光施設等の災害対策に関すること。 2. 被災外国人観光客等の援護に関すること。

農 政 水 産 部 部 長 （農政水産部長） 副部長 （理事） （農政水産部次長） （技監）	農政班 （農政課長）	1. 農林関係諸計画と地域防災計画等との調整に関すること。 2. 部内関係の被害のとりまとめに関すること。 3. 農業協同組合施設の災害対策および連絡調整に関すること。 4. 被災農家に対する融資の調査に関すること。 5. 災害に伴う農業共済の調整に関すること。 6. その他部内の業務であって他の班に属さない事項に関することおよび部内の連絡調整
	食のブランド推進班 （食のブランド推進課長）	1. 他班実施事項の応援
	農業経営班 （農業経営課長）	1. 災害における肥料、農薬等農業資材および応急資材等の供給調整に関すること。 2. 災害時における農産物の病虫害防除に関すること。 3. 農作物、農業施設等の災害対策に関すること。 4. 災害時における特産関係応急資材の供給調整に関すること。 5. 災害救助用米穀の引渡しに関すること。
	畜産班 （畜産課長）	1. 災害時における家畜飼料および動物用医薬品ならびに用具の供給調整に関すること。 2. 災害時における家畜の防疫と診療および家畜伝染病の予防に関すること。 3. 畜産物、畜産施設等の災害対策に関すること。
	水産班 （水産課長）	1. 養殖魚介類、水産業施設の災害対策に関すること。 2. 災害時における応急水産関係資材の供給調整に関すること。 3. 災害対策用舟艇の確保に関すること。 4. 被災漁業者に対する水産金融の調査に関すること。
	耕地班 （耕地課長）	1. 他班実施事項の応援
	農村振興班 （農村振興課長）	1. 耕地の災害対策に関すること。 2. 農業用施設の災害対策に関すること。 3. 水防に関すること。

土木交通部 部長 (土木交通部長) 副部長 (理事) (土木交通部次長) (技監) (流域政策局長)	監理班 (監理課長)	1. 災害対策用建設機械の活用に関する事 2. 災害対策のための工事用資材の調達に関する事 3. 建設業者の災害対策のための連絡調整に関する事 4. その他部内の業務であって他の班に属さない事項に関する事および部内の連絡調整 5. 水防に関する事。
	技術管理班 (技術管理課長)	1. 災害対策用建設機械の活用に関する事 2. 災害対策のための工事用資材の調達に関する事 3. 建設業者の災害対策のための連絡調整に関する事 4. 部内関係被害のとりまとめに関する事。
	交通戦略班 (交通戦略課長)	1. 交通災害防止に関する関係機関との連絡調整に関する事。
	道路班 (道路保全課長) (道路整備課長)	1. 道路橋梁の災害対策に関する事。 2. 道路の除雪対策に関する事。 3. 交通不能箇所の調査およびその対策に関する事。 4. 水防に関する事。
	砂防班 (砂防課長)	1. 砂防施設等の災害対策に関する事。 2. 水防に関する事。
	都市計画班 (都市計画課長)	1. 都市計画施設の災害対策に関する事。 2. 風致地区、屋外広告物等の災害対策に関する事。 3. 水防に関する事。
	住宅班 (住宅課長)	1. 公営住宅の災害対策に関する事。 2. 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供給、住宅の障害物の除去および住宅の応急修理(資材調達を含む)に関する事。 3. 被災宅地危険度判定士の支援要請に関する事。 4. 被災者に対する住宅再建相談体制の整備に関する事。 5. 水防に関する事。
	建築班 (建築課長)	1. 県有建築現場の災害対策に関する事。 2. 被災建築物応急危険度判定士の支援要請に関する事。 3. 水防に関する事。

	流域政策班 (流域政策局副局長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防の全般的な企画実施に関すること。 2. 河川、港および漁港の災害対策に関すること。 3. 災害時における水防無線の活用に関すること。 4. 救助用物資の陸揚げに適する湖(河)岸の調査決定に関すること。 5. 土木関係被害状況等の収集に関すること。 6. 治水関連ダムの災害対策に関すること。
会計管理部 部長 (会計管理者(兼)会計管理局長) 副部長 (会計管理局次長)	管理班 (管理課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時に必要な物品の出納に関すること。 2. 義援金品(医療器材、医薬品、木材、竹材、その他の建設資材を除く)の保管に関すること。 3. 被災者に対する食料品、被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与に関すること(備蓄物資を除く)。 4. その他部内の業務であって他の班に属さない事項に関することおよび部内の連絡調整
	会計班 (会計課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害関係経費の支出に関すること。 2. 他班実施事項の応援
教育部 部長 (教育長) 副部長 (教育次長)	教育総務班 (教育総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育財産の災害対策に関すること。 2. 公立学校の被害調査に関すること。 3. 教育部内職員の動員、派遣に関すること。 4. 学校教育財産を避難所に開放することについての協力に関すること。 5. 教育関係義援金品の受領、保管、配分に関すること。 6. 教育部関係被害のとりまとめに関すること。 7. その他部内の業務であって他の班に属さない事項に関することおよび部内の連絡調整
	教職員班 (教職員課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教職員の災害対策のための動員、派遣に関すること。 2. 被災職員の状況調査等に関すること。 3. 他班実施事項の応援
	高校教育班 (高校教育課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災生徒に対する教育に関すること。 2. 被災生徒の学用品(災害救助法に基づく学用品の給与を含む)に関すること。 3. 災害活動に協力する生徒の連絡調整に関すること。 4. 災害時における高校教育行政の総合調整に関すること。

	幼小中教育班 (幼小中教育課長)	1. 被災生徒、児童に対する教育に関すること。 2. 被災生徒、児童の学用品(災害救助法に基づく学用品の給与を含む)に関すること。 3. 災害活動に協力する生徒、児童の連絡調整に関すること。 4. 災害時における幼小中教育行政の総合調整に関すること。
	特別支援教育班 (特別支援教育課長)	1. 被災生徒、児童に対する教育に関すること。 2. 被災生徒、児童の学用品(災害救助法に基づく学用品の給与を含む)に関すること。 3. 災害活動に協力する生徒、児童の連絡調整に関すること。 4. 災害時における特別支援教育行政の総合調整に関すること。
	人権教育班 (人権教育課長)	1. 他班実施事項の応援
	生涯学習班 (生涯学習課長)	1. 災害活動に協力する女性団体・PTAその他社会教育団体の連絡調整に関すること。 2. 社会教育施設の災害対策に関すること。 3. 公民館等に避難所を開設することについての協力に関すること。
	保健体育班 (保健体育課長)	1. 被災児童生徒の応急救護および健康に関すること。 2. 災害時における学校その他教育機関の環境衛生に関すること。 3. 災害時における学校給食施設の対策に関すること。
警 察 部 部 長 (警察本部長) 副部長 (警備部長)	警察本部長の定めるところによる	1. 災害警備に関すること。 2. 公安の維持に関すること。 3. 人命救助および避難に関すること。 4. 交通応急対策に関すること。 (詳細は県警災害警備編成表による。)
企 業 部 部 長 (企業庁長) 副部長 (企業庁次長)	企業庁長の定めるところによる	1. 水道用水供給施設および工業用水道施設の災害対策に関すること。 (詳細は県企業庁災害対策要綱による。)
病 院 事 業 部 部 長 (病院事業庁長) 副部長 (理事) (病院事業庁次長)	病院事業庁長の定めるところによる	1. 病院事業施設の災害対策に関すること。

別表4 (第9条第3項関係)

班	任 務 分 担
防災危機管理班	1. 緊急時モニタリング本部企画調整班に関する事。 2. 安定ヨウ素剤の備蓄に関する事。
環境政策班	1. 緊急時モニタリング本部企画調整班に関する事。
琵琶湖政策班	1. 緊急時モニタリング本部琵琶湖水班に関する事。
森林政策班	1. 林産物の出荷制限に関する事。
健康医療班	1. 緊急被ばく医療体制に関する事。
業務感染症対策班	1. 緊急時モニタリング本部企画調整班に関する事。 2. 安定ヨウ素剤の保管時の取扱いに関する事。
生活衛生班	1. 緊急時モニタリング本部企画調整班および飲料水班に関する事。
農政班	1. 緊急時モニタリング本部企画調整班に関する事。
農業経営班	1. 農作物の出荷制限に関する事。 2. 緊急時モニタリング本部農作物班に関する事。
畜産班	1. 畜産物の出荷制限に関する事。 2. 緊急時モニタリング本部畜産物班に関する事。
水産班	1. 水産物の出荷制限に関する事。 2. 緊急時モニタリング本部水産物班に関する事。
企業部	1. 緊急時モニタリング本部飲料水班に関する事。

別表5（第11条関係）

応援部	構成組織 (部長充当職)	分掌事務
第1応援部	議会事務局 (議会事務局長)	他部実施事項の応援
第2応援部	人事委員会事務局 (人事委員会事務局長)	他部実施事項の応援
第3応援部	監査委員事務局 (監査委員事務局長)	他部実施事項の応援
第4応援部	労働委員会事務局 (労働委員会事務局長)	他部実施事項の応援
第5応援部	収用委員会事務局 (収用委員会事務局長)	他部実施事項の応援

別表6（第12条関係）

名称	充当機関名 (部長充当職)	任務分担
地方連絡部	東京本部 (東京本部長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害関係事項の国会、中央諸官庁、その他関係方面との連絡 2. 災害関係の情報、資料の収集、調査およびこれらの速報 3. 関東地方における災害対策用物資の購入にあたってあっせん等の協力 4. その他災害関係で特に命ぜられた事項

別表7（第17条第1項関係）

職名	構成組織	分掌事務
事務局長	防災危機管理局副局長	本部長の命を受け、対策本部の事務を推進し、事務局の所掌事務を統括する。
事務局次長	地震・危機管理室長	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
幹事	第6条第2項に規定する者をもって充てる。	それぞれの職務に応じ、事務局長を補佐する。
副幹事		上司の命を受け当該部の所掌事務で、災害予防、応急対策の実施に関する事務局の事務を処理し、その所属する部内の連絡調整を図る。
事務職員	防災危機管理局職員および応援職員として指名された者	上司の命を受け、事務局の事務を処理する。

別表8（第17条第2項関係）

係名	分掌事務
総務係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事務局の総合調整に関する事。 2. 災害救助法の適用に関する事。 3. 災害に対する情報の収集および伝達に関する事。 4. 災害広報に関する事。 5. 自衛隊の災害派遣要請に関し関係自衛隊の連絡調整を図る事。 6. 本部員会議に関する事。 7. 滋賀県防災会議に関する事。 8. プロジェクトチームの設置に関する事。
受援調整係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応援・受援に関する総合調整に関する事。 2. 災害対策に対し対策本部各組織相互間ならびに関係市町および関係機関相互間の連絡調整を図る事。 3. 広域応援組織の連絡調整に関する事。 4. 受援連絡調整会議に関する事。 5. 応援・受援に係る人的・物的資源の管理に関する事。
情報処理係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 方面別、部門別被害情報等の分類、整理、報告、伝達に関する事。 2. 災対法第53条第1項、第2項、第5項および同法第60条第4項、第5項ならびに関係法令に規定する報告等に関する事。
情報第1係	<p>次の担当区分による地方本部および市町の被害情報等の収集、整理、報告、伝達に関する事。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 大津市および南部地方本部方面 (2) 甲賀地方本部および東近江地方本部方面 (3) 湖東地方本部および湖北地方本部方面 (4) 高島地方本部方面
情報第2係	<p>次の担当区分による部の被害情報等の収集、整理、報告、伝達に関する事。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 総合政策部、総務部、県民生活部および琵琶湖環境部担当 (2) 健康医療福祉部、商工観光労働部および農政水産部担当 (3) 土木交通部、会計管理部および教育部担当 (4) 警察部、企業部、病院事業部担当
情報第3係	<p>指定地方行政機関および指定公共機関等の被害情報等の収集、整理、報告、伝達に関する事。</p>
通信気象係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象予警報の一斉通報に関する事。 2. 気象情報の収集、整理に関する事。 3. 防災行政無線の管理統制に関する事。

滋賀県災害対策〇〇地方本部の組織および運営要領（準則）

（趣旨）

第1条 この要領は、滋賀県災害対策本部要綱（以下「要綱」という。）第10条第1項に基づき、滋賀県災害対策〇〇地方本部（以下「地方本部」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（地方本部の構成機関）

第2条 地方本部は、〇〇土木事務所の所管区域内にある県の地方機関および警察署をもって組織する。ただし、当該区域外にある地方機関で当該区域を所管するもののうち、地方本部長が必要と認める地方機関を構成機関とすることができるものとする。

（地方本部の所掌事務）

第3条 地方本部の所掌事務は、所管区域内における災害予防および災害応急対策ならびに災害対策本部長（以下「本部長」という。）の特命に関する事項とする。

（地方本部長）

第4条 地方本部長は地域防災危機管理監をもって充て、本部長および現地本部長の命を受けて地方本部の事務を掌理し、地方本部の職員を指揮監督する。

（地方副本部長）

第5条 地方本部に地方副本部長を置く。

2 地方副本部長は、副地域防災危機管理監をもって充てる。

3 地方副本部長は、地方本部長を補佐し、地方本部長に事故あるときはその職務を代行する。

（地方本部員）

第6条 地方本部に地方本部員を置く。

2 地方本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 地方本部員は、地方本部長の命を受けて地方本部の事務を処理する。

（地方本部員会議）

第7条 地方本部に地方本部員会議を置く。

2 地方本部員会議は、地方本部長、地方副本部長および地方本部員をもって組織する。

3 地方本部員会議は、所管区域内における災害予防および災害応急対策の実施に関する基本方針を協議し策定する。

（班）

第8条 災害予防および災害応急対策を実施させるため、地方本部に別表2中欄に掲げる班を置く。

2 班は、別表2の右欄に掲げる事務を分掌させるものとする。

3 班に班長および班員を置く。

4 班長は、別表2中欄に掲げる職にある者をもって充て、各班の班員は、班長の職にある者の所属する組織の職員とする。

5 前3項に規定するもののほか、班の運営に関し必要な事項は、班長が別に定める。

（地方本部事務局）

第9条 地方本部長は、地方本部の事務を処理するため、地方本部事務局を置くことができる。

2 地方本部事務局は別表3に掲げる所属の職員にて運営し、同表右欄に掲げる事務および地方本部

長が必要と認める分掌事務を担うものとする。

(地方本部連絡員)

第10条 各班に地方本部連絡員（以下「連絡員」という。）を置く。

2 連絡員は、班長が所属班員のなかから指名する者をもって充てる。

3 連絡員は、上司の命を受け地方本部事務局および他班との連絡調整に当たるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、地方本部に関し必要な事項は、地方本部長が別に定める。

付 則

この要領は、昭和56年11月16日から施行する。

付 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成10年12月14日から施行する。

付 則

この要領は、平成13年1月4日から施行する。

付 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

職 名	充 当 職
本 部 員	滋賀県行政機関設置条例（平成21年滋賀県条例第1号）に規定する行政機関のうち、県税事務所、環境事務所、森林整備事務所、健康福祉事務所、保健所、農業農村振興事務所およびその他地方本部長の指名する事務所の長
	警察法（昭和29年法律第162号）に規定する警察署の長
	滋賀県行政組織規則（昭和51年滋賀県規則第16号）に規定する流域下水道事務所の長
	その他地方本部長が必要と認める者

別表 2

地方本部	班（班長充当職）	任 務 分 担
地方本部長 （地域防災 危機管理監） 地方副本部長 （副地域防災 危機管理監）	土 木 班 （土木事務所次長）	1. 水防の全般に関する事 2. 交通不能箇所の調査およびその対策に関する事 3. 水防無線による災害対策に関する事 4. 庁舎、その他財産等の災害対策に関する事 5. 土木災害の被害状況収集速報に関する事 6. その他土木関係の災害対策に関する事 7. 災害救助法に基づく避難所、仮設住宅の建設、住宅の障害物の除去および住宅の応急修理（資材調達を含む。）に関する事 8. 救援建設資材（木材、竹材を除く。）の受入、配分に関する事 9. 県営住宅の災害対策に関する事
	総務事務・厚生班 （総務事務・厚生課 総務経理係長）	1. 災害関係経費の支出に関する事 2. 他班実施事項の応援に関する事
	県 税 班 （県税事務所長）	1. 災害に伴う県税の減免の調査に関する事 2. 被害状況現地調査の応援に関する事 3. 他班実施事項の応援に関する事
	環 境 班 （環境事務所長）	1. 廃棄物処理施設、有害物質等の災害対策に関する事 2. 災害時の下水に関する事 3. 他班実施事項の応援に関する事

地方本部	班（班長充当職）	任 務 分 担
	森 林 整 備 班 （森林整備事務所長）	1. 災害対策用木材、薪、炭等の需給および救援建設資材（木材、竹材等）の受入、保管、配分に関する事 2. 林業関係被害のとりまとめに関する事 3. 林業用施設の災害対策に関する事 4. 林地関係の災害対策に関する事 5. 他班実施事項の応援に関する事

流域下水道班 (流域下水道事務所長)	1. 下水道施設の災害対策に関すること。 2. 庁舎、その他財産等の災害対策に関すること。
健康福祉班 (健康福祉事務所長)	1. 災害救助の企画および救助法に基づく救助事務を所掌する各班の連絡調整に関すること。 2. 災害救助事務の市町に対する指導に関すること。 3. 社会福祉施設および医療施設の災害対策に関すること。 4. 災害現地調査に関すること。 5. 義援金品（医療機械、医療品、木材、竹材、その他建設資材を除く。）見舞金の受付配分計画に関すること。 6. 他班に属しない災害救助法に基づく救助に関すること。 7. 災害時における医療助産に関すること。 8. 災害時における飲料水に関すること。 9. 災害防疫対策の全般に関すること。 10. 各種水道および下水道の災害時における水質に関すること。 11. 災害時における環境衛生、保健衛生等に関すること。 12. 災害救助用医療機械、医薬品の需給および救助医薬品の受領、保管、配分に関すること。 13. 庁舎、その他財産等の災害対策に関すること。
農業農村振興班 (農業農村振興事務所長)	1. 農業用資材等の需給調整等に関すること。 2. 農水産業関係被害のとりまとめに関すること。 3. 家畜飼料の災害対策に関すること。 4. 農産物等の災害対策に関すること。 5. 災害時における種苗生産資材等の需給調整に関すること。 6. 他班に属しない農業関係災害対策に関すること。 7. 耕地関係の災害対策に関すること。 8. 農業用施設の災害対策に関すること。 9. 水防に関すること。 10. 他班実施事項の応援に関すること。
家畜保健衛生班 (家畜保健衛生所長)	1. 災害時における家畜の防疫診断に関すること。 2. その他家畜保健衛生関係の災害対策に関すること。 3. 庁舎、その他財産等の災害対策に関すること。 4. 他班実施事項の応援に関すること。

地方本部	班（班長充当職）	任 務 分 担
	会 計 班 (会計課地域会計係長)	1. 災害関係経費の支出に係る審査・確認に関すること。 2. 他班実施事項の応援に関すること。

	警 察 班 (警 察 署 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の収集および伝達に関する事。 2. 被災住民等の救出救助、住民等の避難誘導に関する事。 3. 警戒区域の設定および退避の指示に関する事。 4. 交通の規制に関する事。 5. 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関する事。 6. 庁舎、その他財産等の災害対策に関する事。
	○ ○ 班 (その他の地方機関の長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庁舎、その他財産等の災害対策に関する事。 2. 他班実施事項の応援

別表 3 (第 9 条第 2 項関係)

職名	構 成 組 織	分 掌 事 務
事務局員	土木事務所経理用地課員 総務事務・厚生課地方総務経理係員 会計管理局地域会計係員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策の全般的企画、実施および市町、関係機関等との連絡調整に関する事。 2. 地方本部内の連絡調整に関する事。 3. 災害対策本部との連絡調整に関する事。 4. 被害状況の収集に関する事。 5. 災害関係職員の動員派遣に関する事。 6. 災害現地調査に関する調整に関する事。 7. 気象情報の伝達に関する事。 8. 自衛隊の災害派遣に関する事。 9. 災害対策地方本部の庶務に関する事。

滋賀県災害警戒本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滋賀県地域防災計画の規定に基づき、滋賀県災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(警戒本部の設置および廃止)

第2条 警戒本部は、滋賀県地域防災計画の定めるところにより、次の場合に設置する。

- (1) 県内で震度5弱または震度5強の地震が発生したとき
- (2) 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたとき
- (3) 県内の全域で大雨、洪水、暴風警報が全て発表されたとき
- (4) 2以上の土木事務所管内の市町で土砂災害警戒情報が発表され、かつ広域的な災害が想定されるとき
- (5) 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）第3章第3節第1に規定するフェーズ2に該当した場合
- (6) 大雪、暴風雪警報が発表され、かつ災害の発生のおそれがあるとき
- (7) その他副知事が必要と認めたとき

2 警戒本部は、本部員会議を開催し、被害および応急対策の状況を把握したうえで、本部長が廃止の判断をしたとき、または、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき滋賀県災害対策本部が設置されたときに廃止する。

(所掌事務)

第3条 警戒本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害情報の収集・伝達に関すること。
- (2) 緊急を要する災害応急対策の調整に関すること。
- (3) 災害対策本部の設置に関すること。

(構成)

第4条 警戒本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員
- (4) 幹事
- (5) 本部事務室長
- (6) 連絡員

2 本部長は、知事公室を担任する副知事をもって充てる。

3 副本部長は、防災危機管理監の職にある者をもって充てる。

4 本部員は、知事公室次長、総合企画部次長、総務部次長、文化スポーツ部次長、琵琶湖環境部次長、健康医療福祉部次長、商工観光労働部次長、農政水産部次長、土木交通部次長、会計管理局次長、企業庁次長、病院事業庁次長、教育委員会事務局教育次長および警察本部警備部警備第二課長または生活安全部地域課長の職にある者をもって充てる。

5 幹事は、広報課長、企画調整課長、人事課長、文化芸術振興課長、環境政策課長、健康福祉政策課長、商工政策課長、農政課長、監理課長、会計管理局管理課長、企業庁経営課長、病院事業庁経営管理課長、教育委員会教育総務課長および警察本部警備部警備第二課長または生活安全部地域課長の職にある者をもって充てる。

6 本部事務室長は、防災危機管理局副局長の職にある者をもって充てる。

7 連絡員は、危機管理員および警察本部の危機管理担当者をもって充てる。

(構成員の職務)

第5条 本部長は、警戒本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、警戒本部の事務の遂行に参画する。

4 幹事は、本部員を補佐する。

5 本部事務室長は、警戒本部の事務処理を総括する。

(本部員会議)

第6条 警戒本部に本部員会議を置く。

- 2 本部員会議は、本部長が招集し、主宰する。ただし、緊急を要する場合その他必要があると認める場合にあっては、本部長の命を受け、副本部長または本部長が指名する者が主宰することができる。
- 3 本部員会議は、本部長、副本部長、本部員および本部事務室長で構成し、第3条に規定する事務について審議決定する。
- 4 本部員会議は、必要に応じて各部局長、その他関係する機関の者を会議に招集することができる。

(連絡員会議)

第7条 警戒本部に連絡員会議を置く。

- 2 連絡員会議は、本部事務室長が招集し、主宰する。
- 3 連絡員会議は、本部事務室長および連絡員で構成し、第3条に規定する事務について協議調整する。

(本部事務室)

第8条 警戒本部に、第3条に規定する事務を遂行するため本部事務室を置く。

- 2 本部事務室は、本部事務室長および本部付職員をもって構成する。
- 3 本部事務室の機構および分掌事務は、別表に掲げるとおりとする。

(本部付職員)

第9条 本部付職員は、災害警戒本部設置時において、防災危機管理局職員および本部長が指名する職員をもって充てる。

- 2 本部付職員は、本部事務室長の指示に従って事務を遂行する。
- 3 原子力災害に関する本部付職員の動員計画は、別に定める。

(警戒地方本部)

第10条 災害警戒本部に、土木事務所（大津土木事務所を除く。）の管轄区域ごとに滋賀県災害警戒地方本部（以下「地方本部」という。）を置く。

- 2 地方本部に地方本部長を置き、地域防災監の職にある者をもって充てる。
- 3 地方本部の組織および運営に関しては、本部長が別に定める基準に従い地方本部長が定める。
- 4 本部長は、災害の発生が局地的である場合で、かつ、一部の地域において地方本部の活動の必要性が認められないとき、または活動の必要性がなくなったと認められるときは、当該地方本部の業務を開始させないこと、または業務を中止させることができるものとする。

(緊急初動対策班)

第11条 県下で震度5弱以上の地震が発生した場合は、緊急かつ優先的に対応しなければならない応急対策業務を迅速かつ的確に処理するため、緊急初動対策班を設置するものとし、その設置運営に関し必要な事項は別に定める。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、警戒本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成3年7月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年12月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 15 年 10 月 14 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 12 月 22 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 26 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第8条関係）

本部事務室の機構及び分掌事務

本部事務室長：防災危機管理局副局長

班	分 掌 事 務
総務・広報班	<ul style="list-style-type: none"> ①警戒本部所掌事務の基本方針に関する事。 ②本部員、連絡員会議の開催に関する事。 ③各班事務の総括に関する事。 ④地方本部との連絡調整に関する事。 ⑤本部付職員の服務に関する事。 ⑥災害関係の広報活動に関する事。 ⑦報道機関に対する災害情報の提供に関する事。 ⑧その他警戒本部の庶務に関する事。
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ①災害情報の収集整理に関する事。 ②報道機関に対する各種資料の作成に関する事。 ③県の災害応急対策の実施状況の把握に関する事。 ④防災関係機関の災害応急対策の実施状況の把握に関する事。
無線通信・連絡調整班	<ul style="list-style-type: none"> ①防災行政無線による連絡の確保に関する事。 ②災害情報の地方本部等への提供に関する事。 ③消防庁等への報告に関する事。

滋賀県災害警戒〇〇地方本部の組織および運営要領（準則）

（趣旨）

第1条 この要領は、滋賀県災害警戒本部要綱（以下「要綱」という。）第10条第3項に基づき滋賀県災害警戒〇〇地方本部（以下「地方本部」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（地方本部の所掌事務）

第2条 地方本部の所掌事務は、〇〇土木事務所の所管区域内における要綱第3条に掲げる所掌事務および災害警戒本部長（以下「本部長」という。）の特命に関する事項とする。

（地方本部長）

第3条 地方本部長は地域防災危機管理監をもって充て、本部長の命を受けて地方本部の事務を掌理し、地方本部の職員を指揮監督する。

（地方副本部長）

第4条 地方本部に地方副本部長を置く。

2 地方副本部長は、副地域防災危機管理監をもって充てる。

3 地方副本部長は、地方本部長を補佐し、地方本部長に事故あるときはその職務を代行する。

（地方本部員）

第5条 地方本部に地方本部員を置く。

2 地方本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 地方本部員は、地方本部長の命を受けて地方本部の事務を処理する。

（地方本部員会議）

第6条 地方本部に地方本部員会議を置く。

2 地方本部員会議は、地方本部長、地方副本部長および地方本部員をもって組織する。

3 地方本部員会議は、所管区域内における要綱第3条に掲げる所掌事務に関する基本方針を協議し、策定する。

（地方本部事務室）

第7条 地方本部長は、地方本部の事務を処理するため、地方本部事務室を置くことができる。

2 地方本部事務室の組織は、別表2のとおりとする。

3 地方本部事務室の機構および分掌事務に関し必要な事項は、地方本部長が定める。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、地方本部に関し必要な事項は、地方本部長が別に定める。

付 則

この要領は、平成10年12月14日から施行する。

付 則

この要領は、平成13年1月4日から施行する。

付 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成15年10月14日から施行する。

付 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

県税事務所長 環境事務所長 森林整備事務所長 健康福祉事務所長 農業農村振興事務所長 その他地方本部長が必要と認める者
--

別表 2

土木事務所経理用地課員 総務事務・厚生課地方総務経理係員 会計管理局地域会計係員
--

滋賀県事故対策本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滋賀県地域防災計画（事故災害対策編）第1章第7節の規定に基づき、滋賀県事故対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対策本部の設置および廃止)

第2条 対策本部は、滋賀県地域防災計画（事故災害対策編）第1章第5節に定める事故災害もしくは滋賀県地域防災計画（風水害等対策編）第3章第16節に定める突発重大事故が発生し、または発生するおそれがある場合に設置する。

2 対策本部は、事故災害の発生または拡大のおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対応がおおむね完了したと本部長が認めたとき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき滋賀県災害対策本部が設置されたとき、または本部長が必要がないと認めた場合に廃止する。

(所掌事務)

第3条 対策本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害に係る情報の収集分析に関すること。
- (2) 広報および報道機関等への情報提供に関すること。
- (3) 国・市町・防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 災害関係職員の動員派遣に関すること。
- (5) 他消防機関（他府県を含む）および他防災関係機関への応援要請に関すること。
- (6) 捜索活動、救助・救急活動、消火活動等における資機材等の確保に関すること。
- (7) 救急医療施設の確保および医療関係者の派遣要請に関すること。
- (8) 医療器材、医療薬品等の確保、保管、配分に関すること。
- (9) 救護所等の設置に関すること。
- (10) その他、応急対策の実施にあたり必要となる事項。

(構成)

第4条 対策本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
 - (2) 副本部長
 - (3) 本部員
 - (4) 本部事務室長
 - (5) 連絡員
- 2 本部長は、総合政策部を担任する副知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、防災危機管理監の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、総合政策部次長、総務部次長、県民生活部次長、琵琶湖環境部次長、健康

医療福祉部次長、商工観光労働部次長、農政水産部次長、土木交通部次長、会計管理局次長、企業庁次長、病院事業庁次長、教育委員会事務局教育次長、警察本部警備部警備第二課長の職にある者および本部長が必要と認める者をもって充てる。

5 本部事務室長は、防災危機管理局副局長の職にある者をもって充てる。

6 連絡員は、危機管理員、警察本部の危機管理担当者および本部長が指定する課の参事または課長補佐の職にある者をもって充てる。

(構成員の職務)

第5条 本部長は、対策本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、対策本部の事務の遂行に参画する。

4 本部事務室長は、対策本部の事務処理を総括する。

(会議)

第6条 対策本部の会議は、本部員会議および連絡員会議とし、本部員会議は本部長が、連絡員会議は本部事務室長が招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長、本部員および本部事務室長で構成し、第3条に規定する事務について審議決定する。

3 連絡員会議は、本部事務室長および連絡員で構成し、第3条に規定する事務について協議調整する。

(本部事務室)

第7条 対策本部に、第3条に規定する事務を遂行するため本部事務室を置く。

2 本部事務室は、本部事務室長および本部付職員をもって構成する。

3 本部事務室の機構および分掌事務は、別表に掲げるとおりとする。

(本部付職員)

第8条 本部付職員は、事故対策本部設置時において、防災危機管理局職員および本部長が指名する職員をもって充てる。

2 本部付職員は、本部事務室長の指示に従って事務を遂行する。

(事故対策地方本部)

第9条 事故対策本部に、土木事務所の所管区域ごとに滋賀県事故対策地方本部（以下「地方本部」という。）を置く。

2 地方本部に地方本部長を置き、当該地方本部が置かれる区域を所管する地域防災監の職にある者をもって充てる。

3 地方本部の組織および運営に関しては、本部長が別に定める基準に従い地方本部長が定める。

4 本部長は、地方本部の活動の必要性が認められないとき、または活動の必要性がなくなったと認められるときには、当該地方本部の業務を開始させないこと、または業務を中止させることができるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年12月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年7月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

本部事務室の機構および分掌事務

本部事務室長：防災危機管理局副局長

班	分掌事務
総務・広報班	<ul style="list-style-type: none"> ①対策本部所掌事務の基本方針に関する事 ②本部員、連絡員会議の開催に関する事 ③各班事務の総括に関する事 ④地方本部との連絡調整に関する事 ⑤本部付職員の服務に関する事 ⑥災害関係の広報活動に関する事 ⑦報道機関に対する災害情報の提供に関する事 ⑧その他対策本部の庶務に関する事
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ①災害情報の収集整理に関する事 ②報道機関に対する各種資料の作成に関する事 ③県の災害応急対策の実施状況の把握に関する事 ④防災関係機関の災害応急対策の実施状況の把握に関する事
無線通信・連絡調整班	<ul style="list-style-type: none"> ①防災行政無線による連絡の確保に関する事 ②災害情報の地方本部等への提供に関する事 ③消防庁等への報告に関する事

滋賀県事故対策〇〇地方本部の組織および運営要領（準則）

（趣旨）

第1条 この要領は、滋賀県事故対策本部要綱（以下「要綱」という。）第9条第3項に基づき滋賀県事故対策〇〇地方本部（以下「地方本部」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（地方本部の所掌事務）

第2条 地方本部の所掌事務は、〇〇土木事務所の所管区域内における要綱第3条に掲げる所掌事務および事故対策本部長（以下「本部長」という。）の特命に関する事項とする。

（地方本部長）

第3条 地方本部長は地域防災危機管理監をもって充て、本部長の命を受けて地方本部の事務を掌理し、地方本部の職員を指揮監督する。

（地方副本部長）

第4条 地方本部に地方副本部長を置く。

2 地方副本部長は、〇〇副地域防災危機管理監をもって充てる。

3 地方副本部長は、地方本部長を補佐し、地方本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

（地方本部員）

第5条 地方本部に地方本部員を置く。

2 地方本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 地方本部員は、地方本部長の命を受けて地方本部の事務を処理する。

（地方本部員会議）

第6条 地方本部に地方本部員会議を置く。

2 地方本部員会議は、地方本部長、地方副本部長および地方本部員をもって組織する。

3 地方本部員会議は、所管区域内における要綱第3条に掲げる所掌事務に関する基本方針を協議し、策定する。

（地方本部事務室）

第7条 地方本部長は、地方本部の事務を処理するため、地方本部事務室を置くことができる。

2 地方本部事務室の組織は、別表2のとおりとする。

3 地方本部事務室の機構および分掌事務に関し必要な事項は、地方本部長が定める。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、地方本部に関し必要な事項は、地方本部

長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1

県税事務所長 環境事務所長 森林整備事務所長 健康福祉事務所長 農業農村振興事務所長 その他地方本部長が必要と認める者
--

別表2

土木事務所経理用地課員 総務事務・厚生課地方総務経理係員 会計管理局地域会計係員
--

大規模地震災害時における緊急初動対策班設置運営規程

(目的)

第1条 この規程は県下に震度5弱以上の地震が発生した場合（以下「発災した場合」という。）において、滋賀県災害対策本部要綱第19条および滋賀県災害警戒本部要綱第11条に基づき、緊急初動対策班を設置し、緊急かつ優先的に対応すべき応急対策業務を迅速かつ的確に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(緊急初動対策班の要員)

第2条 勤務時間外に発災した場合における緊急初動対策班の要員は、知事部局、議会事務局、各行政委員会事務局の職員で、主たる居住地から県庁または大津合同庁舎を除く各合同庁舎へ徒歩、自転車、バイクのいずれかの手段により原則として30分以内に参集可能な職員の中から必要人員の概ね2倍の職員をあらかじめ発令しておくものとする。

2 勤務時間内に発災した場合における緊急初動対策班の要員は、必要人員を各部局（地方本部にあつては、合同庁舎および管内の地方機関）から派遣するものとする。

(自主参集)

第3条 勤務時間外に発災した場合、緊急初動対策班の要員は、あらかじめ参集場所として定められた県庁または合同庁舎へ速やかに参集するものとする。

(緊急初動対策班の構成および任務分担)

第4条 緊急初動対策班の構成および任務分担は、別表1のとおりとする。

(緊急初動対策班の指揮命令権者)

第5条 各緊急初動対策班の指揮命令権者については、あらかじめ複数の指揮命令権者を優先順位を付して指名しておき、これら指揮命令権者のうち先に参集した者が各班の指揮命令を行うものとする。

(緊急初動対策班の廃止)

第6条 本部長は、初動期の緊急かつ優先的に対応しなければならない応急対策がおおむね完了し、緊急初動対策班体制による活動が必要でなくなったと認められるときは、滋賀県災害対策本部要綱第9条または滋賀県災害警戒本部要綱第4条に規定する体制に移行させるものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、緊急初動対策班の運営に必要な事項は本部長が定める。

付 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成10年12月14日から施行する。

付 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成15年10月14日から施行する。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則
この規程は、平成27年5月18日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

〔県本部緊急初動対策班の構成および任務分担〕

班	担 当 名	任 務 分 担
総務班	管理担当	(ア) 緊急初動対策班職員の管理および交代要員の確保 (イ) 要員の水、食糧、活動資機材の確保 (ウ) 来庁者への対応
	総務担当	(ア) 本部長との連絡調整 (イ) 本部員会議、班長会議の設営 (ウ) 会議資料、議事録作成
	調整担当	(ア) 本部各班、地方本部、現地災害対策本部、合同本部連絡会議、国ならびに応援主管府県との連絡調整 (イ) 市町、関係防災機関との連絡調整
情報班	情報収集担当	(ア) 被害情報の収集（地区別、被害別） (イ) 映像情報の収集 (ウ) 参集職員からの被害情報収集 (エ) 応援要請の接受 (オ) 大津市への職員派遣（情報連絡員含む。） (カ) 活動情報の収集
	情報整理担当	(ア) 被害情報等の整理、まとめ（地区別、被害別、各班別） (イ) 応援要請項目の整理
	情報伝達担当	(ア) 被害情報等の伝達（国、初動各班、地方本部、市町、関西広域連合、近隣府県、関係防災機関） (イ) 庁内放送による連絡調整

〔地方本部緊急初動対策班の構成および任務分担〕

班	担 当 名	任 務 分 担
総務班	管理担当	(ア) 地方本部職員の管理および交替要員の確保 (イ) 要員の水、食糧、活動資機材の確保 (ウ) 来庁者への対応
	総務担当	(ア) 地方本部長等との連絡調整 (イ) 地方本部員会議、班長会議の設営 (ウ) 会議資料、議事録作成
	調整担当	(ア) 本部総務班、地方本部各班、現地災害対策本部、合同本部連絡会議との連絡調整 (イ) 市町との連絡調整・応援要請の調整 (ウ) 関係機関との連絡調整
情報班	情報収集担当	(ア) 被害情報の収集（管区地区別、被害別） (イ) 映像情報の収集 (ウ) 参集職員からの被害情報収集 (エ) 応援要請情報の収集 (オ) 市町への職員派遣（情報連絡員含む。） (カ) 活動情報の収集
	情報整理担当	(ア) 被害情報等の整理、まとめ（管区地区別、被害別、各班別） (イ) 応援要請項目の整理
	情報伝達担当	(ア) 被害情報等の伝達

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例

滋賀県条例第 10 号(昭和 38 年 3 月 25 日公布)

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）に基づき、災害に際し応急措置の業務に従事し、または協力した者に係る損害補償に関し必要な事項を定めるものとする。

(損害補償)

第 2 条 法第 71 条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、もしくは疫病にかかり、または廃疾となったときは、同法第 84 条第 2 項の規定に基づき、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）の扶助金に係る規定の例により、その者またはその者の遺族もしくは被扶養者がこれらの原因によって受けた損害を補償する。

第 3 条 法第 71 条の規定により協力命令により応急措置の業務に協力した者がそのために死亡し、負傷し、もしくは疫病にかかり、または廃疾となったときは、その者またはその者の遺族もしくは被扶養者がこれらの原因によって受けた損害を補償する。

2. 前項の損害の補償については、前条の規定を準用する。

(委 任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

敦賀発電所に係る安全確保等に
関する協定書

滋 賀 県
長 浜 市
高 島 市
日本原子力発電株式会社

敦賀発電所に係る安全確保等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）、長浜市（以下「乙」という。）、高島市（以下「丙」という。）と日本原子力発電株式会社（以下「丁」という。）とは、丁の敦賀発電所（以下「発電所」という。）の保守運営および廃止措置に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 丁は、発電所の増設、保守運営および廃止措置に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

（計画の報告）

第2条 丁は、発電所の新增設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲、乙、丙に報告しなければならない。

2 第1項について、甲、乙、丙は、安全対策について意見があるときは、丁に対して意見を述べるができる。

（廃止措置計画の事前説明）

第2条の2 丁は、原子炉施設の廃止措置を講じようとするときは、甲、乙、丙に対し、当該廃止措置に関する計画について、事前に説明しなければならない。

（輸送計画の事前連絡）

第3条 丁は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲、乙、丙の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に、通過する甲、乙、丙に連絡しなければならない。

（平常時における連絡）

第4条 丁は、甲、乙、丙に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- (1) 発電所の新增設に係る建設工事の進捗状況
- (2) 発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- (3) 環境放射能測定の実績報告
- (4) 原子炉施設の廃止措置の状況

(異常時における連絡)

第5条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- (1) 非常事態が発生したとき。
- (2) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- (3) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- (4) 計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。
- (5) 発電所に故障が発生したとき。
- (6) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- (7) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (10) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (12) 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

(現地確認)

第6条 甲、乙、丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、または甲、乙、丙の職員に発電所の現地確認をさせることができる。

2 丁は前項の現地確認に協力しなければならない。

3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、丁の保安関係の規程に従うものとする。

4 甲、乙、丙および丁は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べることができる。

(損害の補償)

第7条 丁は、発電所の保守運営および廃止措置に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

第8条 丁は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 丁は、甲、乙、丙が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第9条 丁は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲、乙、丙に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第10条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

- (1) 第2条、第2条の2、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第5条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。
- (3) その他必要な事項については、甲、乙、丙および丁が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第11条 甲、乙、丙および丁は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第12条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙および丁いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙、丙および丁は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第13条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲、乙、丙および丁が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成29年 3月22日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県長浜市八幡東町632番
長浜市長 藤井 勇治

丙 滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市長 福井 正明

丁 東京都千代田区神田美土代町1番地1
日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 衛

美浜発電所に係る安全確保等に
関する協定書

滋 賀 県
高 島 市
関 西 電 力 株 式 会 社

美浜発電所に係る安全確保等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）、高島市（以下「乙」という。）と関西電力株式会社（以下「丙」という。）とは、丙の美浜発電所（以下「発電所」という。）の保守運営および廃止措置に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 丙は、発電所の増設、保守運営および廃止措置に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

（計画の報告）

第2条 丙は、発電所の新增設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲および乙に報告しなければならない。

2 第1項について、甲および乙は、安全対策について意見があるときは、丙に対して意見を述べることができる。

（廃止措置計画の事前説明）

第2条の2 丙は、原子炉施設の廃止措置を講じようとするときは、甲、乙に対し、当該廃止措置に関する計画について、事前に説明しなければならない。

（輸送計画の事前連絡）

第3条 丙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲あるいは乙の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に、通過する甲あるいは乙に連絡しなければならない。

（平常時における連絡）

第4条 丙は、甲および乙に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- (1) 発電所の新增設に係る建設工事の進捗状況
- (2) 発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- (3) 環境放射能測定の実績報告
- (4) 原子炉施設の廃止措置の状況

（異常時における連絡）

第5条 丙は、甲および乙に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- (1) 非常事態が発生したとき。

- (2) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- (3) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- (4) 計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。
- (5) 発電所に故障が発生したとき
- (6) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- (7) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (10) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (12) 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

(現地確認)

- 第6条 甲および乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丙に対し報告を求め、または甲および乙の職員に発電所の現地確認をさせることができる。
- 2 丙は前項の現地確認に協力しなければならない。
 - 3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、丙の保安関係の規程に従うものとする。
 - 4 甲、乙および丙は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べるができる。

(損害の補償)

- 第7条 丙は、発電所の保守運営および廃止措置に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

- 第8条 丙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。
- 2 丙は、甲および乙が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

- 第9条 丙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲および乙に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第10条 丙は、甲および乙に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

- (1) 第2条、第2条の2、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第5条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。
- (3) その他必要な事項については、甲、乙および丙が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第11条 甲、乙および丙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第12条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙いずれからその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙および丙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第13条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲、乙および丙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成29年 3月22日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市長 福井 正明

丙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂樹

美浜発電所に係る安全確保に
関する通報連絡等協定書

長 浜 市
関 西 電 力 株 式 会 社

美浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定書

長浜市（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の美浜発電所（以下「発電所」という。）の保守運営および廃止措置に伴う安全確保に係る通報連絡等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 乙は、発電所の増設、保守運営および廃止措置に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

（平常時における連絡）

第2条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- （1）発電所の新增設に係る建設工事の進捗状況
- （2）発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- （3）環境放射能測定の実績報告
- （4）原子炉施設の廃止措置の状況

（異常時における連絡）

第3条 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- （1）非常事態が発生したとき。
- （2）非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- （3）不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- （4）計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。
- （5）発電所に故障が発生したとき
- （6）発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- （7）放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- （8）放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- （9）前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- （10）原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- （11）放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- （12）発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

(損害の補償)

第4条 乙は、発電所の保守運営および廃止措置に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

第5条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第6条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第7条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

- (1) 第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第3条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。
- (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第9条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第10条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成29年 3月22日

甲 滋賀県長浜市八幡東町632番
長浜市長 藤井 勇 治

乙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂 樹

立会人 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

大飯発電所に係る安全確保等に
関する協定書

滋 賀 県
高 島 市
関 西 電 力 株 式 会 社

大飯発電所に係る安全確保等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）、高島市（以下「乙」という。）と関西電力株式会社（以下「丙」という。）とは、丙の大飯発電所（以下「発電所」という。）の保守運営および廃止措置に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 丙は、発電所の増設、保守運営および廃止措置に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

（計画の報告）

第2条 丙は、発電所の新增設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲および乙に報告しなければならない。

2 第1項について、甲および乙は、安全対策について意見があるときは、丙に対して意見を述べることができる。

（廃止措置計画の事前説明）

第2条の2 丙は、原子炉施設の廃止措置を講じようとするときは、甲、乙に対し、当該廃止措置に関する計画について、事前に説明しなければならない。

（輸送計画の事前連絡）

第3条 丙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲あるいは乙の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に、通過する甲あるいは乙に連絡しなければならない。

（平常時における連絡）

第4条 丙は、甲および乙に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- (1) 発電所の新增設に係る建設工事の進捗状況
- (2) 発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- (3) 環境放射能測定の調査報告
- (4) 原子炉施設の廃止措置の状況

（異常時における連絡）

第5条 丙は、甲および乙に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- (1) 非常事態が発生したとき。

- (2) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- (3) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- (4) 計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。
- (5) 発電所に故障が発生したとき
- (6) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- (7) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (10) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (12) 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

(現地確認)

- 第6条 甲および乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丙に対し報告を求め、または甲および乙の職員に発電所の現地確認をさせることができる。
- 2 丙は前項の現地確認に協力しなければならない。
 - 3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、丙の保安関係の規程に従うものとする。
 - 4 甲、乙および丙は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べることができる。

(損害の補償)

- 第7条 丙は、発電所の保守運営および廃止措置に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

- 第8条 丙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。
- 2 丙は、甲および乙が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第9条 丙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲および乙に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第10条 丙は、甲および乙に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

(1) 第2条、第2条の2、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。

(2) 第5条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。

(3) その他必要な事項については、甲、乙および丙が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第11条 甲、乙および丙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第12条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙および丙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第13条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲、乙および丙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成25年4月 5日

平成31年3月27日 改定

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市長 福井 正明

丙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂樹

高浜発電所に係る安全確保に
関する通報連絡等協定書

滋 賀 県
関 西 電 力 株 式 会 社

高浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）とは、関西圏住民の水源である琵琶湖の環境を保全することの重要性を念頭に置き、乙の高浜発電所（以下「発電所」という。）の保守運営に伴う安全確保に係る通報連絡等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 乙は、発電所の増設および保守運営に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

（輸送計画の事前連絡）

第2条 乙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に甲に連絡しなければならない。

（平常時における連絡）

第3条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- （1）発電所の新増設に係る建設工事の進捗状況
- （2）発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- （3）環境放射能測定の実績報告

（異常時における連絡）

第4条 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- （1）非常事態が発生したとき。
- （2）非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- （3）不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- （4）計画外に原子炉または発電を停止したとき、もしくは不測の事態により出力が変動したとき。
- （5）発電所に故障が発生したとき。
- （6）発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- （7）放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- （8）放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- （9）前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- （10）原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- （11）放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- （12）発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

(損害の補償)

第5条 乙は、発電所の保守運営に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

第6条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第7条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第8条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

(1) 第2条および第3条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。

(2) 第4条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。

(3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第9条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第10条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第11条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成28年1月25日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役社長 八木 誠

高浜発電所に係る安全確保に
関する通報連絡等協定書

高 島 市
関 西 電 力 株 式 会 社

高浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定書

高島市（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の高浜発電所（以下「発電所」という。）の保守運営に伴う安全確保に係る通報連絡等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 乙は、発電所の増設および保守運営に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

（平常時における連絡）

第2条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- （1）発電所の新增設に係る建設工事の進捗状況
- （2）発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- （3）環境放射能測定の実績報告

（異常時における連絡）

第3条 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- （1）非常事態が発生したとき。
- （2）非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- （3）不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- （4）計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。
- （5）発電所に故障が発生したとき。
- （6）発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- （7）放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- （8）放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- （9）前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- （10）原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- （11）放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- （12）発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

(損害の補償)

第4条 乙は、発電所の保守運営に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

第5条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第6条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第7条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

- (1) 第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第3条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。
- (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第9条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第10条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成29年 9月27日

甲 滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市長 福井 正明

乙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂樹

立会人 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

高速増殖原型炉もんじゅに係る安全確保等に関する協定書

滋 賀 県
長 浜 市
高 島 市

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速増殖原型炉もんじゅに係る安全確保等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）、長浜市（以下「乙」という。）、高島市（以下「丙」という。）と国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「丁」という。）とは、丁の高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）の保守運営および廃止措置に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 丁は、もんじゅの保守運営および廃止措置に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

（計画の報告）

第2条 丁は、もんじゅの原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲、乙、丙に報告しなければならない。

2 第1項について、甲、乙、丙は、安全対策について意見があるときは、丁に対して意見を述べることができる。

（廃止措置計画の事前説明）

第2条の2 丁は、もんじゅの廃止措置を講じようとするときは、甲、乙、丙に対し、当該廃止措置に関する計画について、事前に説明しなければならない。

（輸送計画の事前連絡）

第3条 丁は、新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲、乙、丙の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に通過する甲、乙、丙に連絡しなければならない。

（平常時における連絡）

第4条 丁は、甲、乙、丙に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- (1) もんじゅの保守運営の状況
- (2) 環境放射能測定の実績報告
- (3) もんじゅの廃止措置の状況

（異常時における連絡）

第5条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- (1) 非常事態が発生したとき。
- (2) 工学的安全施設が動作したとき。
- (3) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- (4) もんじゅに故障が発生したとき。

- (5) ナトリウムを保有する系統設備からナトリウムが漏えいしたとき。
- (6) もんじゅ敷地内において火災が発生したとき。
- (7) 放射性物質またはナトリウムの輸送中に事故が発生したとき。
- (8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (10) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (12) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。

(現地確認)

- 第6条 甲、乙、丙は、もんじゅ周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、または甲、乙、丙の職員にもんじゅの現地確認をさせることができる。
- 2 丁は前項の現地確認に協力しなければならない。
 - 3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、丁の保安関係の規程に従うものとする。
 - 4 甲、乙、丙および丁は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べることができる。

(損害の補償)

- 第7条 丁は、もんじゅの保守運営および廃止措置に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

- 第8条 丁は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。
- 2 丁は、甲、乙、丙が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

- 第9条 丁は、公衆に対して、もんじゅに関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲、乙、丙に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

- 第10条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。
- (1) 第2条、第2条の2、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
 - (2) 第5条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。
 - (3) その他必要な事項については、甲、乙、丙および丁が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第11条 甲、乙、丙および丁は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第12条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙および丁いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙、丙および丁は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第13条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲、乙、丙および丁が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成25年4月 5日

平成30年5月30日 改定

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県長浜市八幡東町632番地
長浜市長 藤井 勇治

丙 滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市長 福井 正明

丁 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄

原子炉廃止措置研究開発センターに係る
安全確保等に関する協定書

滋 賀 県
長 浜 市
高 島 市

独立行政法人日本原子力研究開発機構

原子炉廃止措置研究開発センターに係る安全確保等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）、長浜市（以下「乙」という。）、高島市（以下「丙」という。）と独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「丁」という。）とは、丁の原子炉廃止措置研究開発センター（以下「ふげん」という。）の保守運営および廃止措置に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 丁は、ふげんの増設、保守運営および廃止措置に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

（計画の報告）

第2条 丁は、ふげんの新增設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲、乙、丙に報告しなければならない。

2 第1項について、甲、乙、丙は、安全対策について意見があるときは、丁に対して意見を述べるができる。

（廃止措置計画の事前説明）

第2条の2 丁は、ふげんの廃止措置を講じようとするときは、甲、乙、丙に対し、当該廃止措置に関する計画について、事前に説明しなければならない。

（輸送計画の事前連絡）

第3条 丁は、使用済燃料および放射性廃棄物を甲、乙、丙の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に通過する甲、乙、丙に連絡しなければならない。

（平常時における連絡）

第4条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- (1) ふげん建設工事の進捗状況
- (2) ふげんの保守運営（試運転を含む。）の状況
- (3) 環境放射能測定の実績報告
- (4) ふげんの廃止措置の状況

（異常時における連絡）

第5条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- (1) 非常事態が発生したとき。
- (2) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。

- (3) ふげんに故障が発生したとき。
- (4) ふげん敷地内において火災が発生したとき。
- (5) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (6) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (7) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (8) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (9) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (10) ふげんの周辺環境に異常が発生したとき。

(現地確認)

第6条 甲、乙、丙は、ふげん周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、または甲、乙、丙の職員にふげんの現地確認をさせることができる。

2 丁は前項の現地確認に協力しなければならない。

3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、丁の保安関係の規程に従うものとする。

4 甲、乙、丙および丁は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べることができる。

(損害の補償)

第7条 丁は、ふげんの保守運営および廃止措置に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

第8条 丁は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 丁は、甲、乙、丙が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第9条 丁は、公衆に対して、ふげんに関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲、乙、丙に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第10条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

(1) 第2条、第2条の2、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。

(2) 第5条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。

(3) その他必要な事項については、甲、乙、丙および丁が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第11条 甲、乙、丙および丁は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第12条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙および丁いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙、丙および丁は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第13条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲、乙、丙および丁が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成25年4月5日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 滋賀県長浜市高田町12番34号
長浜市長 藤井 勇治

丙 滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市長 福井 正明

丁 茨城県那珂郡東海村村松4番地49
独立行政法人日本原子力研究開発機構
理事長 鈴木 篤之

滋賀県緊急時モニタリング計画

滋 賀 県

目 次

1	目的	
(1)	計画の目的.....	1
(2)	緊急時モニタリングの目的	1
2	基本的事項	
(1)	基本方針.....	1
(2)	本計画の適用範囲.....	2
(3)	本計画と緊急時モニタリング実施計画との関係	2
(4)	滋賀県緊急時モニタリング実施要領の作成.....	2
3	緊急時モニタリング体制	
(1)	緊急時モニタリング体制	2
(2)	県モニタリング本部の設置.....	2
(3)	EMC の設置	3
4	緊急時モニタリング体制の整備	
(1)	モニタリング要員の動員体制の整備.....	3
(2)	モニタリング資機材の整備・維持管理.....	4
(3)	緊急時モニタリングに必要な関連情報・資料の整備	4
(4)	平常時における環境放射線モニタリングの実施.....	4
(5)	気象情報および大気中放射性物質の拡散計算に関する機器の整備・維持管理	4
(6)	関係機関との協力による緊急時モニタリング体制の整備.....	4
5	出動連絡	
(1)	県モニタリング本部のモニタリング要員への出動連絡.....	5
(2)	指示・連絡の経路.....	5

6	緊急時モニタリングに係る協力要請	
(1)	県内市町に対する協力要請	5
(2)	航空機モニタリングの要請	5
(3)	関係府県以外の県外都道府県、県外原子力事業者への協力要請	5
7	緊急時モニタリングの実施	
(1)	緊急時モニタリングの実施概要	5
(2)	警戒事態における環境放射線モニタリング	6
(3)	施設敷地緊急事態における初期モニタリング	6
(4)	全面緊急事態における初期モニタリング	7
(5)	中期モニタリング	8
(6)	復旧期モニタリング	8
8	EMC の運営等	
(1)	EMC の指揮系統	8
(2)	EMC における意思決定	8
(3)	緊急時モニタリング実施計画の改訂	9
9	モニタリング結果の取扱い	
(1)	固定観測局	9
(2)	その他資機材	9
10	モニタリング要員の被ばく管理等	
(1)	被ばく管理方法	10
(2)	管理基準	10
(3)	モニタリング要員の防護措置	10
11	その他	10
別表 1	初動対応段階において県が採る措置	12
別図 1	滋賀県緊急時モニタリング本部および緊急時モニタリングセンターの組織	13
別図 2	滋賀県緊急時モニタリング本部および緊急時モニタリングセンターの指揮命令系統	14

滋賀県緊急時モニタリング計画

1 目的

(1) 計画の目的

本計画は、滋賀県（以下「県」という。）が原子力災害対策指針および滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）（以下「県防災計画」という。）等に基づき、原子力災害時における緊急時モニタリング体制の整備および緊急時モニタリングの実施に関して定めたものであり、原子力規制委員会（全面緊急事態においては原子力災害対策本部。以下同じ。）の統括の下、関係機関と連携し、迅速かつ効率的に緊急時モニタリングを実施することを目的とする。

(2) 緊急時モニタリングの目的

県は、原子力災害が発生した際には、原子力災害対策指針に則り、

- ・ 原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集
- ・ 運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）に基づく防護措置の実施の判断材料の提供
- ・ 原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供のため、緊急時モニタリングを実施することとする。

2 基本的事項

(1) 基本方針

県は、県防災計画で定める「警戒事態」発生後、滋賀県緊急時モニタリング本部（以下「県モニタリング本部」という。）を設置し、環境放射線モニタリングを実施する。

国は、原子力災害対策指針で定める「施設敷地緊急事態」発生後、緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」という。）を設置し、原子力規制委員会、原子力規制庁、関係省庁、県、福井県、その他都道府県、原子力事業者、関係指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）等が、原子力規制委員会の統括の下で連携して緊急時モニタリングを実施する。

その際、県は、EMCに参画するとともに、EMCの指揮下で、県モニタリング本部を県のモニタリング拠点として維持し、緊急時モニタリングを実施する。

緊急時モニタリングは、平常時から継続的に実施するもの（固定観測局）と、原子力災害時に応急対策として実施するもの（可搬型モニタリングポスト等）により実施する。

(2) 本計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、次のとおりとする。

- ア 県の緊急時モニタリング体制の整備
- イ 県モニタリング本部の組織および運営
- ウ 警戒事態以降において県モニタリング本部が実施する環境放射線モニタリング
- エ EMC の指揮下で県モニタリング本部が実施する緊急時モニタリング

(3) 本計画と緊急時モニタリング実施計画との関係

本計画は、県の緊急時モニタリング体制、関係機関の役割、指揮系統、その他の緊急時モニタリングに関する基本的事項を定めたものであり、事故の状況に応じたモニタリング実施項目や対象区域等は、原子力災害対策指針およびその関係資料、本計画ならびに福井県および関係府県（原子力災害対策特別措置法第7条第2項に定める関係周辺都道府県）の緊急時モニタリング計画等を参照して、原子力規制委員会が策定する緊急時モニタリング実施計画で定められる。

(4) 滋賀県緊急時モニタリング実施要領の作成

県は、緊急時モニタリングを迅速かつ効果的に実施するため、本計画を踏まえ、あらかじめ具体的な実施内容・方法を規定した滋賀県緊急時モニタリング実施要領（以下「実施要領」という。）を作成する。

3 緊急時モニタリング体制

(1) 緊急時モニタリング体制

県防災計画に基づく情報収集事態が発生した場合、原子力災害の発生に備えて、防災危機管理局長は、固定観測局や原子力施設の稼働状況を確認し、観測局に異常がある場合は修理等の対策を行う。

県防災計画に基づく警戒事態が発生した場合以降、緊急時モニタリング体制は、県防災計画に規定する動員体制に係る配備レベルに基づき、別表1のとおりとする。

(2) 県モニタリング本部の設置

- ア 県防災計画に基づく警戒事態発生後、防災危機管理監がモニタリング体制配備を決定し、防災危機管理局長は県モニタリング本部を設置する。
（自動設置）
- イ 県モニタリング本部は次の機関で構成される。
（ア） 県

- (イ) 福井県内原子力事業者（日本原子力発電株式会社、関西電力株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）
- ウ 県モニタリング本部の組織は別図1のとおりとし、「企画調整班」を県防災危機管理局に、「分析班」を県衛生科学センターに、「大気班」、「飲料水班」、「農作物班」、「畜産物班」、「水産物班」および「林産物班」を県庁および関係地方機関担当課室に置く。「琵琶湖水班」は県庁および原子力事業者が別途定めるところに置く。

(3) EMC の設置

- ア 警戒事態発生後、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「国の警戒本部」という。）は、立地県（福井県）の協力のもと、EMC の設置準備を開始する。
- イ 施設敷地緊急事態発生後、原子力規制委員会は、EMC を設置する。この際、県は、別途定めた要員を EMC に派遣する。
- ウ EMC は、次の機関で構成する。
 - (ア) 国（原子力規制庁ほか）
 - (イ) 福井県
 - (ウ) 県
 - (エ) 県以外の関係府県
 - (オ) 福井県内原子力事業者（日本原子力発電株式会社、関西電力株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）
 - (カ) 関係指定公共機関
 - (キ) 福井県外原子力事業者
- エ EMC の組織は別図1のとおりとし、「企画調整グループ」および「情報収集管理グループ」を原子力災害が発生した地区の原子力防災センターに置く。また、「測定分析グループ」を、国・関係指定公共機関、福井県モニタリング本部および発災原子力事業者においては隣接地区の原子力防災センターに、県モニタリング本部においては県内の活動拠点に置く。
- オ 原子力規制庁の担当者が EMC センター長を務める。ただし、原子力規制庁の担当者が不在の時は、福井県原子力環境監視センター所長が代行する。

4 緊急時モニタリング体制の整備

(1) モニタリング要員の動員体制の整備

- ア 県モニタリング本部のモニタリング要員は、実施要領において定める。
- イ 原子力規制委員会は、緊急時モニタリングの動員計画をあらかじめ定めることとしており、県は、国と調整して、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えた動員計画を、実施要領において定める。

(2) モニタリング資機材の整備・維持管理

- ア 県は、モニタリングポスト、可搬型モニタリング資機材、大気モニタ、環境試料分析装置、モニタリング情報共有システム、携帯電話等の通信機器および防護用資機材（以下「モニタリング資機材」という。）の整備、維持管理を行うとともに、操作の習熟に努める。
- イ 県は、毎年度、保有しているモニタリング資機材のリストを作成し、または作成したリストが最新の状態にあることを確認する。
- ウ 原子力規制委員会は、モニタリング資機材を整備することとしており、県は、国と調整して、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えたモニタリング資機材の整備を図る。

(3) 緊急時モニタリングに必要な関連情報・資料の整備

県は、空間線量率測定や環境試料（例：飲食物、陸水、土壌等）採取の候補地点などの緊急時モニタリングを実施する上で必要な関連情報・資料については、可能な範囲で実施要領において定め、定期的に見直しを図る。

(4) 平常時における環境放射線モニタリングの実施

県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質または放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施し、バックグラウンドデータを整理・保管しておく。

- ア 固定観測局による連続監視
- イ モニタリング車等による空間線量率の平常時測定結果の蓄積
- ウ 環境試料の平常時測定結果の蓄積

(5) 気象情報および大気中放射性物質の拡散計算に関する機器の整備・維持管理

県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、気象情報や大気中放射性物質の拡散計算に関する機器の整備・維持管理を図るとともに、県内の気象や大気中拡散の特性を整理・保管しておく。

(6) 関係機関との協力による緊急時モニタリング体制の整備

- ア 県は、平常時および緊急時モニタリングの実施に関し、上席放射線防災専門官と定期的に協議を行い、密接な連携を図る。
- イ 県は、原子力規制委員会、原子力規制庁、関係省庁、県内関係市町、福井県、関係周辺府県、原子力事業者、関係指定公共機関など緊急時モニタリング実施機関と平常時から定期的な連絡会、訓練および研修等を通じて緊密な関係を図る。

ウ 県は、緊急時モニタリング実施機関から派遣される要員等の受入体制を整備するとともに、広域にわたるモニタリングを機動的に展開することができる体制を整備する。

5 出動連絡

(1) 県モニタリング本部のモニタリング要員への出動連絡

警戒事態発生後、防災危機管理局長は、県各部連絡責任者、各部連絡員を通じ、県モニタリング本部のモニタリング要員関係先に対して出動の指示を行う。

(2) 指示・連絡の経路

施設敷地緊急事態発生後、EMCの立上げと同時に、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「国の事故対策本部」という。）は、動員計画に基づき、県に対して要員の派遣および資機材の提供の要請を行う。県は、国の事故対策本部から要請があった場合に必要な協力を行う。

6 緊急時モニタリングに係る協力要請

(1) 県内市町に対する協力要請

知事は、県内市町に対して、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施のため、職員の派遣等必要な協力を要請する。

(2) 航空機モニタリングの要請

県は、必要に応じてEMCセンター長に航空機モニタリングの実施を要請する。

(3) 関係府県以外の県外都道府県、県外原子力事業者への協力要請

EMCセンター長は、関係府県以外の県外都道府県および県外原子力事業者に対して、緊急時モニタリング要員等の支援が必要な場合には、国の事故対策本部あるいは原子力災害対策本部に要請する。

7 緊急時モニタリングの実施

(1) 緊急時モニタリングの実施概要

緊急事態における環境放射線モニタリングは、警戒事態における環境放射線モニタリングと施設敷地緊急事態以降の緊急時モニタリングに大別され、さらに緊急時モニタリングは事故後の対応段階によって、初期モニタリング、中期モニタリング、復旧期モニタリングに区分される。（別表1参照）

各対応段階に応じて、OILに基づく防護措置の実施の判断材料のため、固定監視局による監視を強化するとともに、固定観測局を補完するため可搬

型モニタリングポスト、モニタリング車等を活用して空間線量率を測定するほか、飲食物の摂取制限や周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体の被ばく評価のため環境試料中の放射性物質濃度を測定する。

(2) 警戒事態における環境放射線モニタリング

警戒事態における環境放射線モニタリングは、施設敷地緊急事態に陥った際に迅速に緊急時モニタリングに移行するためのモニタリングであり、警戒事態発生後、県モニタリング本部を設置し、速やかに開始する。

ア 平常時モニタリング（固定観測局）の監視強化

大気班は、固定観測局の稼働状況を確認するとともに空間線量率および気象観測の監視を強化する。

なお、故障、被災等により監視することができなくなった固定観測局には、可搬型モニタリングポストを設置し、空間線量率の連続測定を行う。

イ 大気中の放射性物質濃度の測定準備

企画調整班は、大気モニタの起動準備を行う。

ウ 環境試料の放射性物質濃度の測定

県モニタリング本部長は必要に応じ、環境試料の放射性物質濃度の測定を企画調整班に指示する。

(3) 施設敷地緊急事態における初期モニタリング

初期モニタリングは、原子力発電所からの放射線や放射性物質の放出による周辺環境への影響を把握するとともに、OILに照らし合わせて防護措置の実施に関する判断材料を提供するためのモニタリングであり、施設敷地緊急事態発生後 EMC によって速やかに開始される。

原子力規制委員会が定める緊急時モニタリング実施計画に基づき、EMCの企画調整グループは詳細な実施内容を定め、これに従い「県モニタリング本部」は EMC の測定分析グループの一員として、県内の緊急時モニタリングを実施する。

なお、その場合にあっても本県の地域特性を考慮して、必要に応じて県モニタリング本部長の指示に基づいたモニタリングも実施する。

ア UPZ を中心とした空間線量率の監視強化

固定観測局、可搬型モニタリングポストで事態の進展を把握するためのモニタリングを行う。

イ 大気中の放射性物質濃度の測定

原子力発電所の状況に応じて、緊急時モニタリング実施計画に基づき、大気モニタを起動させる。

ウ 環境試料の放射性物質濃度の測定

県モニタリング本部長は必要に応じ、環境試料の放射性物質濃度の測

定を企画調整班に指示する。

(4) 全面緊急事態における初期モニタリング

原子力規制委員会は、事故の進展等に応じて緊急時モニタリング実施計画を改訂し、当該計画に基づき、県モニタリング本部は、施設敷地緊急事態における初期モニタリングを継続するとともに、以下の優先順位でモニタリングを拡大する。

なお、その場合にあっても本県の地域特性を考慮して、必要に応じて県モニタリング本部長の指示に基づいたモニタリングも実施する。

ア UPZ を中心とした空間線量率の監視強化

固定観測局、可搬型モニタリングポスト、モニタリング車等で 0IL に基づく防護措置実施の判断材料提供のためのモニタリングを行う。

イ 大気中の放射性物質濃度の測定

大気モニタで大気中の放射性物質の状況を把握するためのモニタリングを行う。

ウ 放射性物質の放出により影響を受けた環境試料中の放射性物質濃度の測定

(ア) 飲料水中の放射性物質濃度の測定

飲料水への放射性物質の影響を把握するため、放射性物質の放出が確認された場合には、UPZ 内にある水源から供給される飲料水を採取し、原則としてゲルマニウム半導体検出器で測定する。

(イ) 0.5 μ Sv/h を超える地域における飲食物中の放射性物質濃度の測定

空間線量率の測定結果が 0.5 μ Sv/h を超える地域においては、飲料水、葉菜および牛乳等当該地域で生産された飲食物等を採取し、原則としてゲルマニウム半導体検出器で測定する。

(ウ) 土壌中の放射性物質濃度の測定

空間線量率の測定結果が 20 μ Sv/h を超えるモニタリングポスト等の設置地点近辺の土壌を採取し、原則としてゲルマニウム半導体検出器で測定する。

エ 広範囲な周辺環境における空間線量率および放射性物質濃度の測定

(ア) 空間線量率の測定

県モニタリング本部は、国等の協力を得て、UPZ 外であっても、空間線量率が 0.5 μ Sv/h を超えるおそれがあると予測される場合は、モニタリング範囲を拡大して、可搬型モニタリングポストを設置するとともに、モニタリング車等による走行サーベイを実施する。

(イ) 放射性物質濃度の測定

県モニタリング本部は、国等の協力を得て、UPZ 外であっても空間線量率が 0.5 μ Sv/h を超えた場合には、飲料水、葉菜および牛乳等の環境試料の採取範囲を UPZ 外に拡大し放射性物質濃度を測定する。

(ウ) 航空機によるモニタリング

国は、航空機により空間線量率および放射性物質の沈着状況を広範囲に調査し、放射線量等の分布地図を作成する。

(5) 中期モニタリング

中期モニタリングは、中期対応段階において実施する。その結果を放射性物質または放射線の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体への被ばく評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いる。

中期モニタリングでは、初期モニタリング項目のモニタリングを充実させるとともに、住民等の被ばく線量を推定する。

ア 空間線量率の監視継続

県モニタリング本部は、固定観測局、可搬型モニタリングポストおよびモニタリング車等による監視を継続し、空間線量率の変動を確実に把握する。

イ 放射性物質濃度測定の強化

県モニタリング本部は、平常時モニタリングで対象としている試料を含む多種類の環境試料について、測定対象とする核種を増やすなど、より詳細な放射性物質濃度をゲルマニウム半導体検出器等で測定する。

(6) 復旧期モニタリング

復旧期モニタリングは、避難区域の見直し等の判断、被ばく線量を管理するための方策の決定、現在および将来の被ばく線量の推定等に用いるものであり、空間線量率および放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。

復旧期モニタリングは、初期および中期のモニタリングの結果、発災原子力発電所事故形態および復旧状況を踏まえ、計画を策定する。

8 EMC の運営等

(1) EMC の指揮系統

EMC から県モニタリング本部等の緊急時モニタリング実施機関への指揮系統は、別図2のとおりとする。

(2) EMC における意思決定

次の事項については、EMC 企画調整グループにおいて原案を作成し、EMC センター長およびセンター長補佐が協議して、EMC 内での意思決定を行う。

ア 緊急時モニタリング結果に対する技術的考察

イ 放射性物質の放出情報や気象情報に基づく影響の予測

ウ 緊急時モニタリング実施計画の改訂

エ その他緊急時モニタリングに関する重要事項

(3) 緊急時モニタリング実施計画の改訂

緊急時モニタリング実施計画は施設敷地緊急事態発生後に国の事故対策本部によって策定され、事故の進展等に応じて改訂される。

EMC は、事故の状況やモニタリング結果等を踏まえ、適宜改訂案を作成し、国の事故対策本部または原子力災害対策本部に送付する。

9 モニタリング結果の取扱い

(1) 固定観測局

平常時から連続測定を行い、測定結果をリアルタイムで公表している固定観測局については、緊急時もリアルタイムで測定結果を公表する。

(2) その他の資機材

可搬型モニタリングポスト、モニタリング車、ゲルマニウム半導体検出器等（以下「可搬型モニタリングポスト等」という。）平常時モニタリングとの連続性が無い手段については、妥当性を判断した後公表する。

ア モニタリング結果の妥当性の確認

可搬型モニタリングポスト等によるモニタリング結果については、EMC（警戒事態においては県モニタリング本部）に集め、測定方法や機器異常の有無などを観点とした妥当性の確認を行い、また、必要に応じて技術的考察を加える。

EMC は、妥当性が確認されたモニタリング結果を、滋賀県災害対策本部および国の事故対策本部または原子力災害対策本部（警戒事態においては滋賀県災害警戒本部および国の警戒本部）に報告する。

県は、国の事故対策本部または原子力災害対策本部で評価したモニタリング結果を県内関係市町と共有する。

イ モニタリング結果の公表

(ア) EMC 設置前におけるモニタリング結果の公表

県モニタリング本部から報告を受けた滋賀県災害警戒本部は、ホームページ等で可搬型モニタリングポスト等によるモニタリング結果等を速やかに公表する。

(イ) EMC 設置後におけるモニタリング結果の公表

国の事故対策本部または原子力災害対策本部は、EMC から報告を受けたモニタリング結果を一元的に評価し、関係機関に連絡するとともに、ホームページ等で速やかに公表する。

滋賀県災害対策本部は、EMC で妥当性の確認をとった結果をホームページ等で公表することができるが、その結果について、国の事故対策本

部または原子力災害対策本部による評価が得られた場合には、速やかにその旨を示す。

また、公表の際には、住民等にとって分かりやすい公表となるよう国と必要な調整を行う。

10 モニタリング要員の被ばく管理等

(1) 被ばく管理方法

ア 県は、EMCに派遣する県の要員を含めた県モニタリング本部要員の被ばく線量を記録する。

特に、現地で活動するモニタリング要員には個人被ばく線量計を配布し、活動期間中の被ばく線量を記録する。

イ EMC企画調整グループは、県モニタリング本部などEMCの指揮下の組織における被ばく管理状況を一元的に取りまとめる。

(2) 管理基準

モニタリング要員の活動期間中の外部被ばくの管理基準値等は、実施要領で定め、その値を超えたとき、または超えるおそれのあるときは、直ちに活動を中止する。

(3) モニタリング要員の防護措置

ア EMC設置前

(ア) 県モニタリング本部長は、放射性物質による汚染またはそのおそれがある場所においてモニタリング活動を行う要員に対して、出勤時に防護服、防護マスク等の着用を指示する。

(イ) 県モニタリング本部長は、放射性ヨウ素の放出またはそのおそれがある場所においてモニタリング活動を行う要員に対して、ヨウ素剤を携行させる。

イ EMC設置後

(ア) EMCセンター長は、放射性物質による汚染またはそのおそれがある場所においてモニタリング活動を行う県の要員に対して、県と調整の上、出勤時に防護服、防護マスク等の着用を指示する。

(イ) EMCセンター長は、放射性ヨウ素の放出またはそのおそれがある場所においてモニタリング活動を行う要員に対して、ヨウ素剤を携行させる。

11 その他

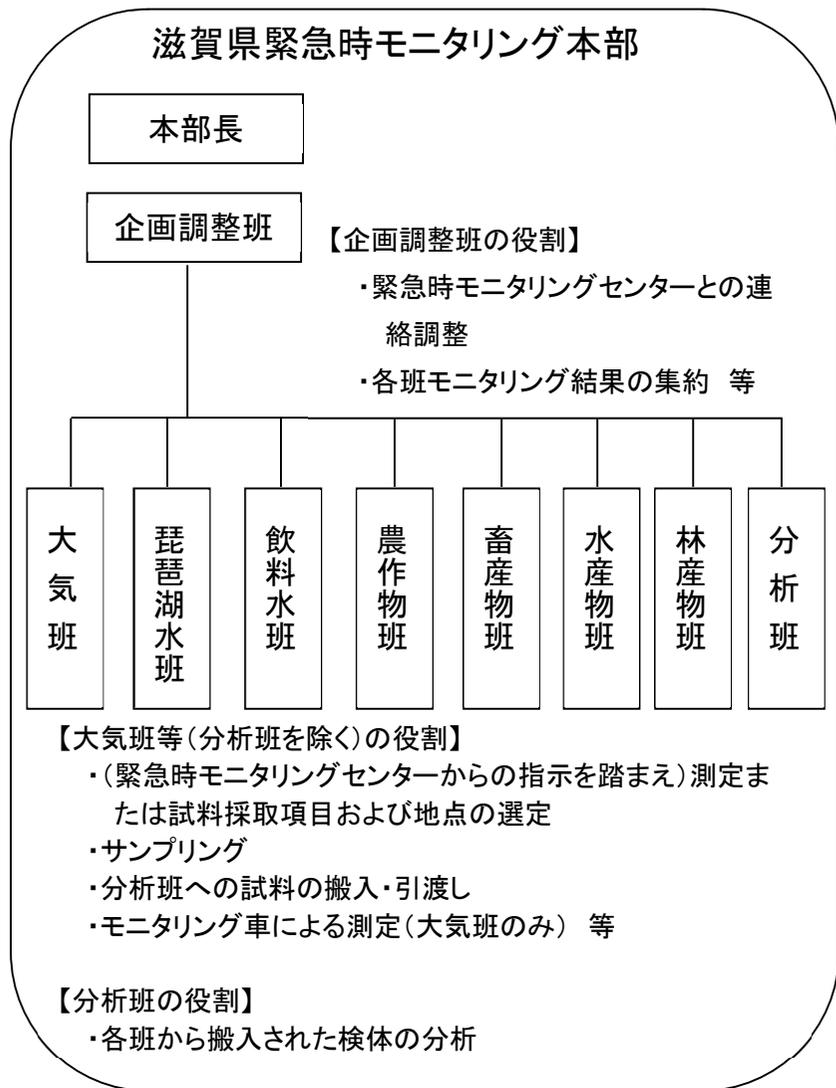
中期モニタリングや復旧期モニタリングなど原子力災害対策指針において「今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題」とされている事項について

は、今後の検討結果を踏まえ、適宜本計画の見直しを行う。

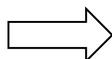
別表1 初動対応段階において県が採る措置

緊急事態区分	県の体制	緊急時モニタリング体制	緊急時モニタリング体制(国)	モニタリングの区分	緊急時モニタリング(環境放射線モニタリング)実施内容	防護措置等
情報収集事態	<ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒体制に準じた体制(防災危機管理局) ・災害警戒本部への移行準備 	(災害警戒体制に準じた体制)	(原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室) (原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地情報連絡室)	平常時モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時モニタリングの継続 モニタリングポスト確認 機器に異常がある場合には修理等 	
警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒本部設置 災害警戒地方本部設置 	滋賀県緊急時モニタリング本部の設置	緊急時モニタリングセンターの設置準備		<ul style="list-style-type: none"> ・平常時モニタリングの強化 モニタリングポスト確認 機器に異常がある場合には修理等 ・大気モニタの起動準備 ・緊急時モニタリングセンター立ち上げ準備 および緊急時モニタリングの準備(国) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時滞在者への帰宅呼びかけ
施設敷地緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部設置 災害対策地方本部設置 ・オフサイトセンターへの職員派遣 	緊急時モニタリングセンターの指揮下で、滋賀県緊急時モニタリング本部が活動継続	緊急時モニタリングセンターの設置 ※滋賀県緊急時モニタリング本部は緊急時モニタリングセンターに職員を派遣。	緊急時モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの開始 【施設敷地緊急事態における初期モニタリング】 ・モニタリングポスト確認 ・大気モニタの起動 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等への注意喚起 ・UPZ内屋内退避準備
全面緊急事態					<ul style="list-style-type: none"> 【全面緊急事態における初期モニタリング】 ・大気モニタによる大気中の放射性物質の状況把握 ・環境試料中放射性物質測定 ・航空機モニタリング(国) ・モニタリング車による測定 	<ul style="list-style-type: none"> ・UPZ内屋内退避 ・避難、スクリーニングポイントの準備 ・安定ヨウ素剤配付の準備
放射性物質の放出					<ul style="list-style-type: none"> 【中期モニタリング】 ・空間線量率の監視継続 ・放射性物質濃度測定の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の実施 ・スクリーニングの実施 ・飲食物摂取制限の実施
放出事象の収束					<ul style="list-style-type: none"> 【復旧期モニタリング】 ・空間線量率 ・放射性物質濃度の継続的変化把握 	<ul style="list-style-type: none"> 【中期対応段階】 ・周辺環境に対する全般的影響の評価・確認 ・人体への被ばく評価 ・各種防護措置の実施・解除 ・風評被害対策 【復旧段階】 ・避難区域の見直し ・被ばく線量の管理 ・現在および将来の被ばく線量推定

別図1 滋賀県緊急時モニタリング本部および緊急時モニタリングセンターの組織



職員派遣

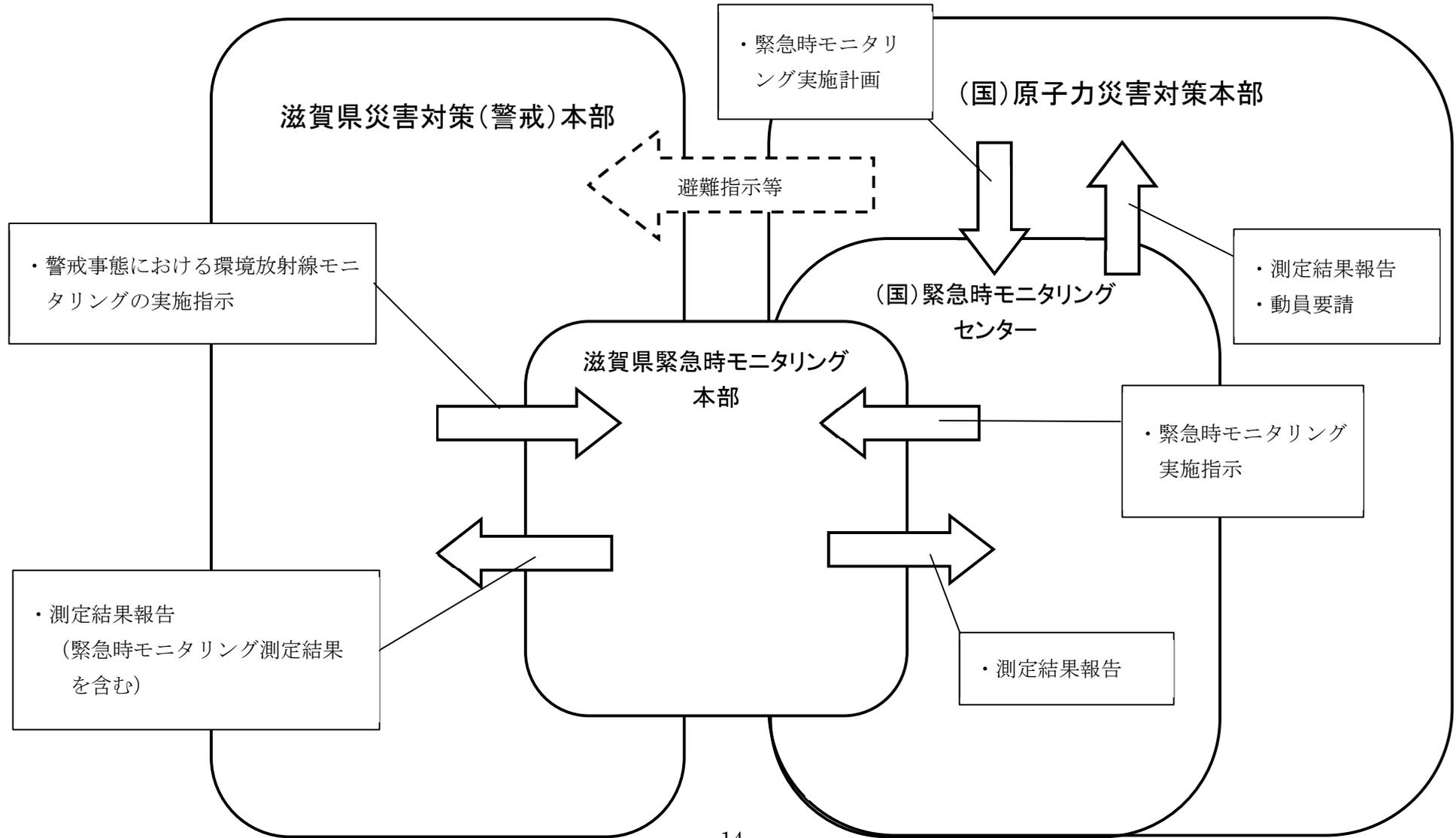


職員派遣



(国)緊急時モニタリングセンター	
グループ	業務内容
センター長 (原子力規制庁)	・緊急時モニタリングセンターの総括
センター長補佐 (福井県原子力環境監視センター所長) (上席放射線防災専門官)	・センター長の補佐 ・センター長不在の場合、センター長の代行
企画調整グループ (構成) 原子力規制庁、福井県、滋賀県、関係府県(岐阜県または京都府)、指定公共機関、県外原子力事業者	・モニタリング実施計画に基づく実施調整 ・モニタリング実施計画の改訂案作成 ・モニタリング結果の解析 ・放射性物質の拡散予測 ・住民の被ばく線量の解析 ・モニタリングセンター内およびモニタリング実施拠点への情報提供 ・モニタリング要員、資機材等の確保
情報収集管理グループ (構成) 原子力規制庁、福井県、滋賀県、関係府県(岐阜県または京都府)指定公共機関、県外原子力事業者	・モニタリング結果の取りまとめ、妥当性の確認 ・各種情報の収集・整理 ・原子力災害対策本部等関係機関との連絡調整
・緊急時モニタリングセンター(EMC)設置後、滋賀県モニタリング本部は、EMCの指揮下で県内のモニタリング実施拠点として活動する。	

別図2 滋賀県緊急時モニタリング本部および緊急時モニタリングセンターの指揮命令系統





母なる湖・琵琶湖。
—あずかっているのは、滋賀県です。

平成26年3月 作成
平成28年3月 修正
平成29年3月 修正
平成30年3月 修正
令和2年3月 修正

原子力災害に係る滋賀県広域避難計画

滋 賀 県

目 次

第1章 総則

- 1 計画の根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 広域避難、屋内退避等の防護措置

- 1 防護措置を行う対象地域および人口・・・・・・・・・・ 1
- 2 広域避難の基本的な流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 県域を越える広域連携および段階的避難の実施・・ 3
- 4 避難先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 屋内退避・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 避難手段および避難経路

- 1 避難手段・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 避難経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 交通対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第4章 スクリーニングおよび除染の実施体制（避難中継所の設置）

- 1 原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 避難中継所の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 実施体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 スクリーニング実施結果を示す書類の発行・・ 11

第5章 安定ヨウ素剤の服用体制の整備

- 1 原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 備蓄場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 配布場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 4 緊急時における配布および服用の手順・・ 13

第6章 避難所の設置運営

- 1 避難所の設置運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 拠点避難所の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 避難所運営に必要な物資の確保・・・・・・・・・・ 14

第7章 避難長期化への対応	
1 二次避難への移行の進め方	14
2 二次避難先の確保	15
第8章 要配慮者の広域避難	
1 基本的な考え方	15
2 県の役割	15
3 関西広域連合における考え方	15
第9章 費用負担	16
第10章 UPZ外の地域への対応	17
第11章 関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」 との関係	17
第12章 広域避難計画の見直し	17

第1章 総則

1 計画の根拠

この計画は、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）第2章－第7節－第1－2「広域避難計画の策定」の規定に基づき策定する。

2 基本方針

- (1) 原子力事業所から放射性物質が放出された後、避難対象区域となった地域の住民について、O I L 1に基づく避難またはO I L 2に基づく一時移転を実施することを前提とするとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、放射性物質放出前に予防的避難を実施する可能性も考慮する。
- (2) 地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。
- (3) 災害の状況に応じて避難先を選択できるよう、複数の選択肢を準備する。
- (4) 緊急時に住民がパニックを起こし、不要不急の避難行動をとることがないように、平常時におけるリスクコミュニケーションを重視するとともに、緊急時には、住民に対して的確な情報提供を行うことができるよう準備する。
- (5) 感染流行下での防護措置については、内閣府通知「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」を踏まえ対応する。

第2章 広域避難、屋内退避等の防護措置

1 防護措置を行う対象地域および人口

(1) 対象地域

滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）（以下「地域防災計画」という。）に規定する原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲（以下「UPZ」という。）とする。

※UPZ：原子力災害対策指針において示されている原子力発電所に係る原子力災害対策重点地域の範囲のUPZの目安の距離（原子力施設から概ね30km）や滋賀県が独自に行った放射性物質拡散予測シミュレーション結果の屋内退避が必要なレベルの線量となった区域を踏まえ、総合的に勘案して定めたもの（地域防災計画 第1章第6節）

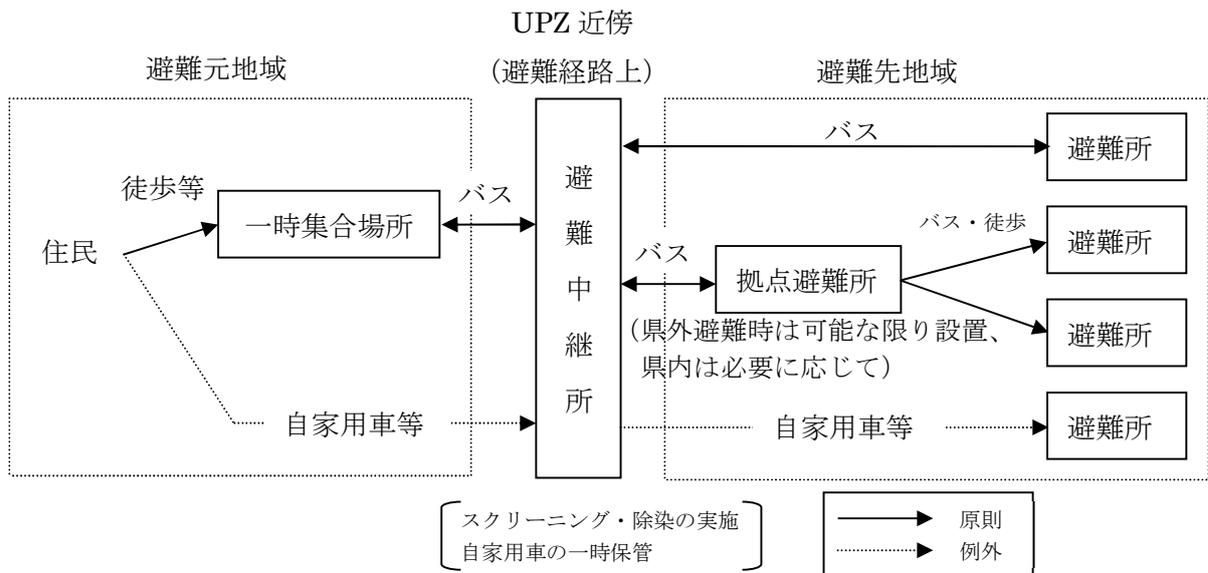
UPZを包含する市は、長浜市および高島市（以下「関係周辺市」という。）である。

(2) 対象人口

長浜市：23,802人、高島市：26,775人

※住民基本台帳人口（令和5年1月1日現在）に基づく対象区域の人口

2 広域避難の基本的な流れ



※ 避難用バスは、一時集合場所～避難中継所、避難中継所～拠点避難所を分けて、それぞれにピストン輸送を実施する。

(1) 避難の単位

国による避難指示が小学校区単位で行われることを前提に、避難行動は自治会区単位で行うことを原則とする。

ただし、県および避難対象区域を含む市町は、必要に応じ協議を行い、避難行動の単位を変更することができるものとする。

(2) 避難元地域から避難中継所への移動

① 避難を要する地区の住民は、避難対象区域を含む市町の指示に基づき、あらかじめ定められた一時集合場所から避難用バスにより避難中継所に移動する。

ただし、地域の状況や時間的制約等により一時集合場所に移動することが不適當または困難な住民は、自家用車で避難中継所に移動する。

② 自家用車で移動した住民は、避難中継所近辺に用意する自家用車一時保管場所に車両を一時保管する。

(3) 避難中継所から拠点避難所（または避難所）への移動

避難者は、避難中継所でスクリーニングを受け、必要に応じ除染を行った上で、あらかじめ定めた拠点避難所（または避難所）に避難用バスで移動する。

(4) 拠点避難所～避難所

拠点避難所を設けた避難先市町村は、拠点避難所に到着した避難者を、各避難所に移送する。

(5) 家庭動物との同行避難

県は、災害の実態に応じて、市町と連携し飼い主による家庭動物との同行避難について配慮するものとするが、具体的な対応については、今後の検討課題とする。

3 県域を越える広域連携および段階的避難の実施

原子力災害発生時には、全面緊急事態（県地域防災計画（原子力災害対策編）の緊急事態区分を参照のこと。）となった時点で、P A Z（原子力事業所から約5 k m圏）内の住民等に避難指示が出され、U P Z内の住民には屋内退避の指示が出されることとなる。

その後、事態の進展に応じ、放射性物質が放出された場合には、緊急時モニタリングを実施し、O I Lに基づき避難区域が特定されていくこととなるが、いずれの場合も県外からの避難者が滋賀県内を通過することを想定しておく必要がある。

このことを踏まえ、県は、県域を越えた広域連携を図るとともに、特にU P Z内の避難に際して、不要な混乱を避けるため、段階的避難を実施するための方法等について、国および福井エリアの関係府県と関西広域連合が参画している「福井エリア地域原子力防災協議会」の場において検討・調整を行う。

※地域原子力防災協議会：国が、原子力発電所の所在する地域毎に設置する、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援し、課題解決を図るためのワーキングチーム

※福井エリア地域原子力防災協議会構成員：

国関係府省庁、福井県、京都府、滋賀県等

4 避難先

(1) 緊急時における避難先の決定方針

- ① 県は、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、県内他の市町への受入れについて優先的に協議することとし、複合災害などにより県内での受入れが困難と判断した場合または受入施設が不足する場合に、他府県と避難受入れの協議を行う。
- ② 県は、他府県に避難受入れを要請する場合、災害の状況や緊急時モニタリング結果等を基に、総合的に判断し、要請を行う府県を決定する。
- ③ 県が避難先を検討するに当たっては、避難対象区域を含む市町と連携を密にするほか、国や関西広域連合等関係機関に対して助言を求めるものとする。

(2) 県内他の市町への避難

- ① 県は、避難対象区域を含む市町から県内他の市町への避難について協議要請があった場合、大津市、草津市、甲賀市および東近江市を中心に協議を行い、状況に応じて他の市町にも協力を求める。
- ② 県は、避難先となる市町に対して、収容施設の供与およびその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。また、この場合、県は避難先の市町と協議の上、避難対象区域を含む市町に対して避難所となる施設を示す。
- ③ 避難対象区域を含む市町は、県が示した避難所施設の一覧をもとに、県および避難先の市町と連携して、各避難所への避難住民の割り振りを行い、県はその結果を避難先市町に連絡する。
なお、避難住民の割り振りを行うに当たっては、地域コミュニティの維持に十分配慮するものとする。
- ④ 関係周辺市は、県と連携し、平常時から避難先として想定する市町と協議を行い、あらかじめ避難計画に、避難単位ごとの集合場所や避難先、避難経路等必要な事項を定めておくものとする。
- ⑤ 県内他の市町は、関係周辺市から避難計画作成に係る協議があった場合は、広域避難の用に供する避難所の指定等について協力する。

(3) 他府県への避難

【関西方面】

- ① 県は、関西方面に避難する必要があると判断した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、大阪府に対して避難の受入要請を行うとともに、その旨を関西広域連合に連絡する。

② 関係周辺市ごとの大阪府内受入市町村は以下のとおりとする。

市名	対象人口	避難先市町村名
長浜市	23,802人	大阪市 (中河内地域) 八尾市、柏原市、東大阪市 (南河内地域) 富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村 (泉北地域) 堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町 (泉南地域) 岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
高島市	26,775人	大阪市(再掲) (豊能地域) 豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町 (三島地域) 吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町 (北河内地域) 守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市

※避難先市町村ごとの個表は、【別添2】のとおり。

- ③ 大阪府は、府内の避難先市町村が被災等のやむを得ない事情により、関係周辺市の事前に定めた受入可能人数の受け入れができないと認めるときは、府内市町村およびカウンターパート県である和歌山県と調整を行い、避難元である県の意見を聴取した上で、受け入れの割当てを見直す。
- ④ 県は、③に規定する意見聴取に対しては、関係周辺市と連携して、「地域コミュニティの維持」という観点から意見を述べる。
- ⑤ 大阪府は、必要な調整を行っても、府内市町村および和歌山県内で受け入れを行うことができないと認めるときは、直ちに避難元である県および関西広域連合に連絡する。
- ⑥ 県は、⑤に規定する連絡を受けたときは、関西広域連合に改めて受け入れの調整を要請する。

- ⑦ 県は、関係周辺市以外の市町が避難対象区域となり、関西方面への避難が必要となった場合には、関西広域連合に受入先の調整を要請する。

【中部方面】

県は、中部方面に避難する必要があると判断した場合、「災害時等の応援に関する協定書（中部9県1市）」に基づき、応援要請を行う。

5 屋内退避

（1）屋内退避の効果と必要性

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。

放射性プルームが到達した場合などには、一時的に空間線量率が極めて高くなるおそれがあり、その際に避難行動等により外出していれば、無用な被ばくをする危険性がある。そのため、屋内退避で放射性プルームをやり過ごし、OILに基づき必要な場合には、適切なタイミングで避難を行うことが無用な被ばくを避ける上で有効である。

（2）屋内退避の実施

住民は、原則自宅で屋内退避を実施する。

勤務・通学する者または一時滞在者については、原則、帰宅することとするが、放射性物質が放出され、またはすぐにでも放出される危険性があるなど、帰宅途中等に被ばくするおそれがある場合は、勤務先、学校等、滞在施設内等において屋内退避を実施する。

関係周辺市は、自宅で屋内退避を実施することに対して不安を感じる住民への対応として、屋内退避準備の段階で、公共施設等において受入準備を行う。

（3）大規模地震との複合災害時における屋内退避等の実施

複合災害時には、多くの家屋が倒壊し、または多くの住民が屋内に留まることを懸念すると思われることから、以下の対応を図る。

- ① 地震により家屋が倒壊したり、倒壊するおそれがあるなど家屋で屋内退避を実施することが困難である場合には、近隣の公共施設等において、屋内退避を実施する。

- ② 屋内退避中に再度の地震等により被災が更に激しくなるなど、屋内退避の継続が困難である場合は、屋内退避が不要である地域の避難所等へ移動を行う。

第3章 避難手段および避難経路

1 避難手段

(1) 原則

- ① 避難の実施に当たっては、原則として、バス等の公共輸送手段を活用する。
- ② バスの活用にあたっては、車両の有効活用および車両のスクリーニング・除染の手間を省くため、避難中継所を境に、避難元地域からの移送と、避難先地域への移送を分けて、それぞれ異なるバスでピストン運行するものとする。
- ③ 県は、複合災害により道路が寸断され、船舶による移送が必要となった場合、「災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書」に基づき、協定の相手方である船舶会社に対して応援を要請する。
- ④ 県は、その他必要に応じ、災害対策基本法第86条の14に基づき、指定公共機関または指定地方公共機関に対し、避難者の輸送を要請するほか、国、避難先府県、関西広域連合に対し、鉄道、船舶等も含め、輸送手段の確保の調整を要請する。
- ⑤ 本県はJR等鉄道の利便性が高い地域であることから、県は、今後、鉄道による避難者輸送に係る課題等について検討を行い、この計画に反映していくものとする。
また、必要に応じて鉄道事業者に協力を求めていくものとする。

(2) 自家用車利用の抑制および事前の周知

- ① 自家用車による避難については、交通渋滞のほか、駐車場の確保、交通事故の懸念、給油の問題、避難経路見失いによる迷走など様々な懸案事項があることから、自家用車の利用は、OIL1に基づく即時避難等、時間的制約によりやむを得ない場合や、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）のうち、自家用車で移動することが最も合理的と認められる者の場合などに限るものとする。
- ② 県および関係周辺市は、①に掲げる自家用車利用に関する懸案事項を踏まえ、原子力災害においてはバスによる避難を原則とすること、やむを得

ず自家用車を使用する場合は、できる限り乗り合わせる事等について、平常時から住民に周知するものとする事によって不要な自家用車利用の抑制を図る。

- ③ 関係周辺市は、自家用車で避難する場合も、必ず避難中継所を経由すること、自家用車は避難中継所周辺に確保する一時保管場所に一時保管し、避難中継所から先への移動については、避難用バスに乗り換えることについて、平常時から住民に周知するものとする。

(3) 自家用車一時保管場所の確保

県および関係周辺市は、避難中継所近辺で自家用車の一時保管場所として利用できる土地について、あらかじめ調査し、その確保に努める。

(4) 避難用バスの確保

- ① 避難用バスは、原則として、県および避難対象区域を含む市町が連携して確保する。
- ② 県は、緊急時に避難用バスが不足する場合には、本章1-(1)-④に基づき、避難用バスの確保を要請する。
- ③ 県および関係周辺市は、指定公共機関、指定地方公共機関等と協議し、緊急時における避難手段の確保手順や費用負担、運転手等の被ばく線量の管理の目安等について、あらかじめ協定等の取り決めを行うよう努める。
- ④ 県は、運転手等の被ばく線量管理の目安を超える被ばくが予想される場合等、車両のみ確保でき、運転手の確保ができない場合を想定し、国が自衛隊等から運転手を派遣する仕組みをあらかじめ設けるよう、関西広域連合や関係府県と連携して、「福井エリア地域原子力防災協議会」の場等を活用し、国に要請する。
- ⑤ 県は、一時集合場所の駐車できる空間が狭い等の場合は、避難用バスの集結場所を避難対象区域の近隣に確保するよう努める。

2 避難経路

(1) 原則

- ① 住民避難に当たっては、高速道路、幹線道路を中心にあらかじめ設定した避難経路で避難することとし、避難経路は必ず避難中継所を経由するものとする。
- ② 県は、関係周辺市が避難計画に避難経路を設定するための基本となる主な避難経路を設定するものとし、その設定に当たっては、避難時間推計（E T E）の実施結果を踏まえるとともに、県警察、道路管理者と協議す

るほか、避難先府県内については、避難先府県・市町村の意見も聴取する。

(2) 県内他の市町への避難経路

- ① 県があらかじめ定める主な避難経路は、【別添1】のとおりとする。
- ② 関係周辺市は、【別添1】の主な避難経路をもとに、それぞれの避難計画において避難行動の最小単位である自治会区ごとに避難経路を設定する。

(3) 他府県への主な避難経路

- ① 関西方面への避難は、高速道路を活用することを基本として、主な避難経路は次のとおりとする。
なお、大阪府内における避難経路は、別添2「個票」による。

【長浜市】

北陸自動車道→名神高速道路→京滋バイパス

※北陸自動車道木之本ICおよび長浜ICの利用は、避難用バスに限るものとし、自家用車は、国道8号等により避難中継所に向かうものとする。

【高島市】

国道161号・国道367号→国道161号バイパス→名神高速道路

- ② 中部方面への避難経路は、中部方面への避難を実施することを決定した段階で、県が関係周辺市および受入先となる県・市の意見を聴取した上で、高速道路および主要国道を中心に検討し、県警察および道路管理者等と協議の上、決定する。
県は、決定した避難経路を関係周辺市に連絡するものとする。

(4) 災害時における避難経路の再調整

県および避難対象区域を含む市町は、避難指示の発令が見込まれる段階で、事態の進展、避難を要する区域の範囲、道路状況等を勘案し、県警察および道路管理者と協議の上、実際の避難経路を決定する。

県外へ避難する必要がある場合には、県は、県外における避難経路について、あらかじめ避難先府県の意見を聴取する。

また、県は、決定した避難経路を避難先となる県内市町または府県に対して連絡するとともに、県内他の市町に対して、避難対象区域、避難先、避難経路等の情報を提供する。

3 交通対策

県警察は、避難対象区域を含む市町等が避難の指示を行ったときは、当該避難が円滑に行われるよう、必要な交通対策を講じる。

第4章 スクリーニングおよび除染の実施体制（避難中継所の設置）

1 原則

県は、身体除染、被ばく抑制および汚染拡大防止を目的として、UPZ近傍の避難経路上に避難中継所を設置し、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、避難住民等のスクリーニングおよび除染を実施する。

2 避難中継所の設置

- (1) 県は、関係機関の協力のもと、避難開始までに、UPZ近傍の避難経路上に、スクリーニングおよび除染等を行うための避難中継所を設置する。
- (2) 県は、事態の進展により増加する避難者を長時間滞留させることなく確実にスクリーニングを実施するため、避難中継所に十分なスクリーニングブースを配置するほか、状況に応じ、避難中継所を増設する。
- (3) 県は、避難中継所を増設する場合、予定していた避難中継所が使用できない場合またはUPZ外の市町で避難が必要となった場合等を想定して、十分な数の候補場所が確保できるよう、継続的に検討を行い、この計画に反映していくものとする。
- (4) 県は、避難中継所の選定に当たっては以下の条件を考慮する。
 - ・面積（バスの乗換場所となることから大型バスの駐車・行き交いができる空間を確保できること、避難中継所およびその近隣で、自家用車の一時保管場所を確保できること）
 - ・設備（スクリーニングおよび除染を行うために必要な設備を備えていること、避難者の休憩場所およびトイレを確保できること）

- (5) UPZ内の住民が避難する場合の避難中継所は、次の場所に設置するものとする

名 称	所 在 地
湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210
北陸自動車道長浜インターチェンジ	長浜市口分田町古田 548
長浜バイオ大学ドーム (滋賀県立長浜ドーム)	長浜市田村町 1320
高島市今津総合運動公園	高島市今津町日置前 3110
高島市立朽木中学校	高島市朽木市場 1055
新旭体育館・武道館	高島市新旭町旭 818
道の駅藤樹の里あどがわ・安曇川図書館	高島市安曇川町青柳 1162-1
高島B&G海洋センター	高島市宮野 1516

※長浜インターチェンジについては、屋内施設がないことから、近傍の屋内施設の活用についても検討する。

3 実施体制の整備

- (1) 県は、スクリーニングおよび除染の実施に要する人員体制や実施手順について、あらかじめマニュアルを定めるとともに、必要な資機材の整備を進める。
- (2) 県は、緊急時にスクリーニングおよび除染の実施に必要な人員・資機材が不足することを想定し、国、他府県、関西広域連合、放射線技師会等と連携し、必要な支援体制の整備に努める。

4 スクリーニング実施結果を示す書類の発行

県は、スクリーニングおよび除染の結果、汚染のないことが確認できた者についてスクリーニング済証を発行するとともに、当該スクリーニングおよび除染に関する記録票を作成し、県の責任で適切に保管する。

記録票の様式をはじめ、手続の詳細については、別に定めるマニュアルによるものとする。

第5章 安定ヨウ素剤の服用体制の整備

1 原則

県は、関係周辺市と連携し、避難指示と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用指示が出た場合に、速やかに対応することができるよう、適切な場所に安定ヨウ素剤を備蓄する。

2 備蓄場所

UPZ内への配布を前提とした安定ヨウ素剤の備蓄場所は以下のとおりとする。

(1) 県の施設

名 称	所 在 地
湖北健康福祉事務所（長浜保健所）	長浜市平方町 1152-2
高島健康福祉事務所（高島保健所）	高島市今津町今津 448-45
伊香高等学校	長浜市木之本町木之本 251
高島高等学校	高島市今津町今津 1936

(2) 関係周辺市の施設

- ① 市役所
- ② 市が指定する一時集合場所
- ③ UPZ内の小中学校、保育所、幼稚園等

※一時集合場所に指定されている学校については、避難住民への配布分を含む。

(3) 医療機関

① 原子力災害医療協力機関

名 称	所 在 地
市立長浜病院	長浜市大戌亥町 313
長浜市立湖北病院	長浜市木之本町黒田 1221
高島市民病院	高島市勝野 1667

② 原子力災害拠点病院

名 称	所 在 地
長浜赤十字病院	長浜市宮前町 14-7

3 配布場所

緊急時における安定ヨウ素剤の配布場所は以下のとおりとする。

(1) 県の施設における備蓄分

- ① 湖北健康福祉事務所（長浜保健所）（防災業務関係者への配布）
- ② 高島健康福祉事務所（高島保健所）（防災業務関係者への配布）
- ③ 避難中継所（スクリーニング場所での服用確認および未服用者への配布）
- ④ UPZ内の県立高校（避難時の生徒・教職員への配布）

(2) 関係周辺市の施設における備蓄分

- ① 市役所（避難時の配布、一時滞在者への配布、防災業務関係者への配布）
- ② 一時集合場所（避難時の住民への配布）
- ③ UPZ内の小中学校、保育所、幼稚園等（避難時の児童・生徒、教職員等への配布）

(3) 医療機関における備蓄分

- ① 原子力災害医療協力機関（入院患者、被ばく患者への配布）
 - 市立長浜病院
 - 長浜市立湖北病院
 - 高島市民病院
- ② 原子力災害拠点病院（入院患者、被ばく患者への配布）
 - 長浜赤十字病院

4 緊急時における配布および服用の手順

(1) 県は、緊急時における安定ヨウ素剤配布のための手続き等について、あらかじめマニュアルを定めるものとする。

(2) 県は、緊急時における配布および服用を迅速に実施するためには、PAZにおける事前配布の場合と同様に、住民の既往症等の事前確認が不可欠と考えることから、その手続きの具体化および必要な財源措置について、国に要請していく。

第6章 避難所の設置運営

1 避難所の設置運営

- (1) 避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて、避難先市町村が行う。
避難先市町村は、避難先府県等と連携し、「原子力災害発生時等における避難者の受入れに係る指針」（内閣府：平成28年3月）を参考に、避難所の開設、運営などの具体的な手順を定めたマニュアル等を作成するよう努める。
- (2) 避難所の運営は、開設当初については避難先市町村が行い、可能な限り早期に、避難元の市町や避難住民、ボランティア等による運営に移行する。
- (3) 避難所の施設管理は、避難所の運営体制にかかわらず、施設管理者が継続して行う。

2 拠点避難所の設置

- (1) 避難先市町村は、各避難所への移送を行う拠点として、拠点避難所を設置することができる。
なお、県は地理的に不案内かつ遠距離の移動となる他府県への避難を円滑に実施するため、他府県の避難先市町村に対しては、可能な限り拠点避難所を設置するよう要請する。
- (2) 拠点避難所から各避難所への避難住民の移動手段は、避難先市町村が確保する。

3 避難所運営に必要な物資の確保

- 広域避難を実施した場合、避難所における食糧・毛布等の必要物資については、県および避難対象区域を含む市町が迅速に確保する。
- その際、必要物資が不足する場合は、国、関西広域連合や関係事業者等に要請するとともに、避難先自治体にも協力を求める。

第7章 避難長期化への対応

1 二次避難への移行の進め方

- (1) 県および避難対象区域を含む市町は、避難生活による避難者の負担、避難所を提供する避難先自治体への影響等を考慮し、避難当初から二次避難

先の確保に向けた検討を開始する。

- (2) 県および避難対象区域を含む市町は、避難先自治体の協力を得て、二次避難先の確保に当たり必要となる避難者数および世帯数の把握、各避難世帯の意向把握に努める。
- (3) 県および避難対象区域を含む市町は、可能な限り早期に二次避難先への移行を進める。特に小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、早期移行に努める。

2 二次避難先の確保

- (1) 二次避難先は県内で確保することとし、県および避難対象区域を含む市町は必要に応じ、県内他の市町にも二次避難先の確保を要請する。
- (2) 他府県に避難している場合で、災害の状況から県内での二次避難先の確保が困難なとき、県および避難対象区域を含む市町は、避難先府県に対して、二次避難先の確保を要請する。

第8章 要配慮者の広域避難

1 基本的な考え方

避難、とりわけ県域を越える広域避難については、長距離の移動が避けられないため、避難行動自体がリスクとなる可能性を十分に考慮する必要がある。特に要配慮者については、移動の困難性やリスクの程度等、それぞれの特性を踏まえた広域避難計画を策定するとともに、避難しなかった場合に比べ、要配慮者の健康リスクが高まることのないよう、避難に要する資機材や医療・看護体制および安全な搬送手段が確保された後に避難を開始することを明示する必要がある。

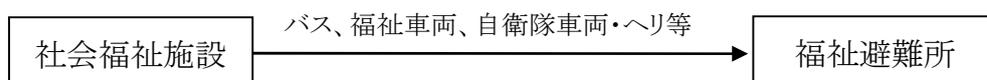
2 県の役割

県は、地域防災計画第2章第7節第3「要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備」の規定に基づき、必要な支援等を行うとともに、特に広域避難の検討に当たっては、医療機関や社会福祉施設における避難先施設の確保について、必要な調整を行う。

3 関西広域連合における考え方

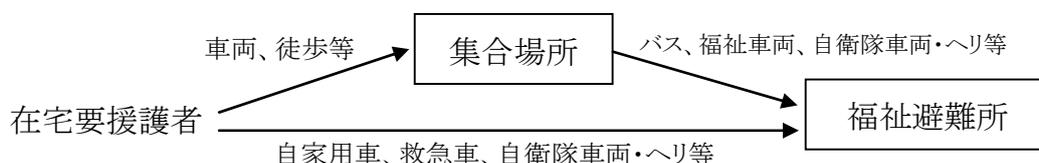
関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」における「避難行動要支援者の広域避難」の基本パターンは次のとおりであり、要配慮者の特性に応じて、①迅速な避難の実施、②移動によるリスクの軽減の双方の観点から、広域避難先の調整・避難手段の確保など十分な準備を行う必要があるとされている。

a) 社会福祉施設入所者・通所者



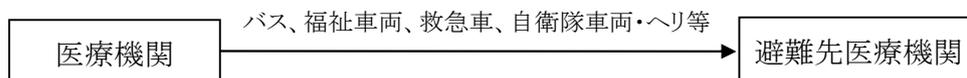
※社会福祉施設通所者については、時間的に余裕のない場合等を除き、避難準備指示等が発出された段階で通所施設から帰宅し、避難指示の発令後、自宅等からの避難を行う。

b) 在宅要援護者



※介助する家族等がいるかどうかで異なる扱いを検討する必要がある。
※心身の状況により社会福祉施設等への緊急入所や医療機関への入院等の措置が必要な在宅要援護者については、当該措置を講じる。

c) 医療機関等入院患者



第9章 費用負担

広域避難の受入れその他被災者支援に係る費用については、最終的に避難先府県・市町村の負担とならないことを原則とする。今後、国に対し、原子力事業者への求償方法の具体化や災害救助法の適用等国による費用負担のあり方の具体化を求める。

第10章 UPZ外の地域への対応

UPZ外の地域において広域避難や屋内退避等の防護措置の実施が必要となった場合、県は、当該地域を含む市町と連携の上、市町の地域防災計画等と整合を図りながらこの計画に準じて必要な対策を講じることとする。

第11章 関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」との関係

県域を越える広域避難について、この計画に記載のない事項は、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき対応することとする。

第12章 広域避難計画の見直し

県は、原子力災害対策指針の改定や新たな方針の決定など、様々な状況の変化に対応して、随時この広域避難計画の見直しを行い、内容の充実を図るものとする。

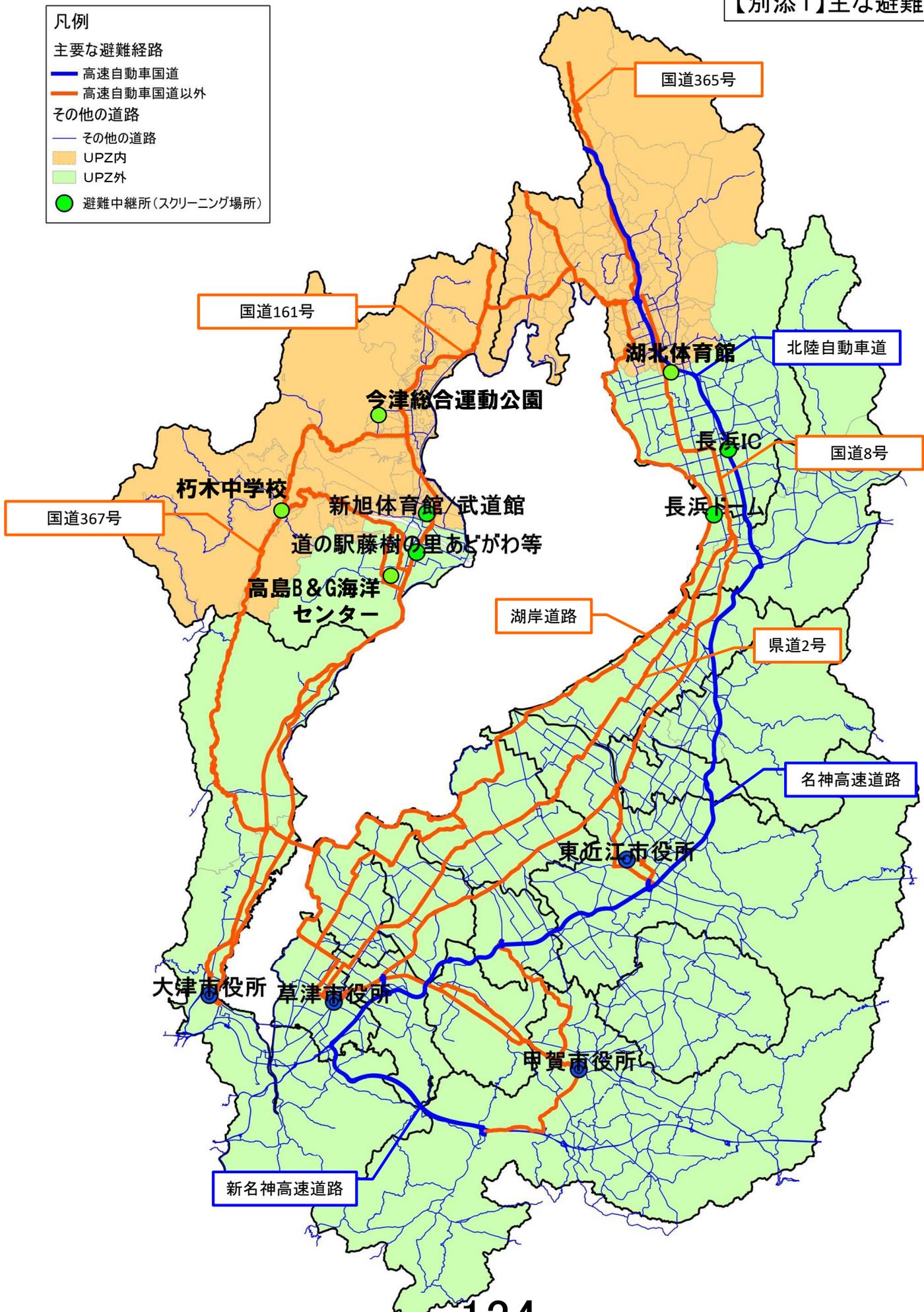


母なる湖・琵琶湖。
—あずかっているのは、滋賀県です。

平成26年3月 作成
平成29年3月 修正
平成30年3月 修正
令和4年4月 修正
令和5年3月 修正

【別添1】主な避難経路

- 凡例
- 主要な避難経路
 - 高速自動車国道
 - 高速自動車国道以外
 - その他の道路
 - その他の道路
 - UPZ内
 - UPZ外
 - 避難中継所(スクリーニング場所)



【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		県内避難										県外避難											
避難元				集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①		避難先②		避難先③		避難先④											
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		避難経路①	府県名	市町村名	避難所②		避難経路②						
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地		名称	所在地				
長浜市	湖北町	1,550	おだに 小谷	おだにのみみやまだ 小谷上山田	240	おだに、しよがっこう 小谷小学校	長浜市小谷丁野 町524	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210	草津市	災害時の被災状況に応じて別添 3の避難所から選択	県道265号→国道8号→北陸自 動車道(長浜IC)→名神高速道 路→京滋バイパス→第二京阪 道路→近畿道→阪神高速(14 号松原線 駒川出口)→南港通 (府道5号)→あびこ筋(府道28 号)	大阪府	大阪市A	長居公園	東住吉区長居公園 1-23	国道265号→国道8号→北陸自 動車道(長浜IC)→名神高速道 路→京滋バイパス→第二京阪 道路→近畿道→阪神高速(14 号松原線 駒川出口)→南港通 (府道5号)→あびこ筋(府道28 号)	避難所②	避難経路②						
				しもやまだ 下山田	111																				
				ふたまた 二俣	92																				
				おだに、およの 小谷丁野	522																				
			ほやみ 速水	585	あかいたち 八日市	249	ほやみ、しよがっこう 速水小学校	長浜市湖北町速 水2561-1	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210	草津市	災害時の被災状況に応じて別添 3の避難所から選択	県道265号→国道8号→北陸自 動車道(長浜IC)→名神高 速道路→栗東IC ま たは 草津田上IC →避難所	大阪府	大阪市A	長居公園	東住吉区長居公園 1-23	国道265号→国道8号→北陸自 動車道(長浜IC)→名神高速道 路→京滋バイパス→第二京阪 道路→近畿道→阪神高速(14 号松原線 駒川出口)→南港通 (府道5号)→あびこ筋(府道28 号)	避難所②	避難経路②					
			あおな 青名		195																				
	ねこぐち 猫口	141																							
	西浅井町	3,628	しおつ 塩津	1,683	しおつ、はま 塩津浜	408	にしあざい、ちよがっこう 西浅井中学校	長浜市西浅井町 塩津中312	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210	東近江市	聖徳中学校 聖徳町1-1	国道303号→国道8号→北陸自 動車道(長浜IC)→名神高 速道路→八日市IC →避難所	大阪府	大阪市A	長居公園	東住吉区長居公園 1-23	国道303号→国道8号→北陸自 動車道(長浜IC)→名神高 速道路→近畿道→阪神高速(14 号松原線 駒川出口)→南港通 (府道5号)→あびこ筋(府道28 号)	避難所②	避難経路②					
					ほりやま 祝山	107																			
					やのくま 岩熊	235																			
					つきで 月出	19																			
					のさか 野坂	104	しおつ、しよがっこう 塩津小学校	長浜市西浅井町 塩津中41	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210	東近江市	聖徳中学校 聖徳町1-1	国道303号→国道8号→北陸自 動車道(長浜IC)→名神高 速道路→八日市IC →避難所	大阪府	大阪市A	長居公園	東住吉区長居公園 1-23	国道303号→国道8号→北陸自 動車道(長浜IC)→名神高 速道路→近畿道→阪神高速(14 号松原線 駒川出口)→南港通 (府道5号)→あびこ筋(府道28 号)	避難所②	避難経路②					
					しおつ、なか 塩津中	139																			
					よ 余	324																			
					しよらふじ 集福寺	142																			
					くつかけ 杏掛	115																			
					よこな 横波	90																			
					ながはら 永原	1,945	おおつら 大浦	743	おおつら 大浦	743	ながはら、しよがっこう 永原小学校	長浜市西浅井町 大浦167	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210	東近江市	八日市北小学 校 建部日吉町468	国道303号→国道8号→北陸自 動車道(長浜IC)→名神高 速道路→八日市IC →避難所	大阪府	大阪市A	長居公園	東住吉区長居公園 1-23	国道303号→国道8号→北陸自 動車道(長浜IC)→名神高 速道路→近畿道→阪神高速(14 号松原線 駒川出口)→南港通 (府道5号)→あびこ筋(府道28 号)	避難所②	避難経路②	
									すのうら 菅浦	113															
									みなと 入田部	241															
やまた 山田									79																
にしあざい、おやま 西浅井小山	66																								
やまもと 山門	197																								
なか 中	106																								
しよ 庄	319																								
くろやま 黒山	81																								
計	5,178		5,178																						

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元		集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難				県外避難						
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	避難先①		避難先②		避難経路①	避難先②		避難経路②		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口					名称	所在地	名称	所在地		名称	所在地		府県名	市町村名
長浜市	木之本町	4,616	木之本	4,056	木之本	1,652	伊香ツインアリーナ	長浜市木之本町西山183-3	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	甲賀市	甲南情報交流センター	甲南町電法師600	土山地域市民センター	土山町北土山1715	国道303号→国道8号→北陸自動車道(長浜IC)→名神高速道路→京滋バイパス→第二京阪道路→近畿道→阪和道(松原IC)→中央環状線→府道31号線→金岡公園体育館	大阪府	堺市	金岡公園体育館	北区長曾根町1179番地の18
					土山小学校	土山町北土山1462														
					土山地域市民センター(山内公民館)	土山町黒川1970														
					土山開発センター	土山町北土山1715														
					森林文化ホール	土山町北土山2348-2														
					大野公民館	土山町大野2154														
					甲南ふれあいの館	甲南町葛木925														
					甲南青少年研修センター	甲南町葛木875														
					甲南希望ヶ丘保育園	甲南町希望ヶ丘4-1														
					甲南第一小学校	甲南町深川1728														
甲賀市甲南体育館	甲南町葛木977																			
甲賀市甲南B&G海洋センター	甲南町葛木30-11	国道303号→国道8号→北陸自動車道(長浜IC)→名神高速道路→新名神高速道路→甲南IC→拠点避難所→避難所																		
甲南西保育園	甲南町新治1095	「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。	大阪府	堺市	大浜体育館	堺区大浜北町5丁目7番1号														
甲南情報交流センター(甲南公民館)	甲南町電法師600																			
鮎河公民館	土山町鮎河1950																			
土山中央公民館	土山町南土山甲406																			
旧鮎河小学校	土山町鮎河1201																			
土山中学校	土山町北土山414																			
大野小学校	土山町大野949																			
土山体育館	土山町北土山414-2																			
蒲生西小学校	鈴町1						国道8号→北陸自動車道(長浜IC)→名神高速道路→蒲生スマートIC→避難所	大阪府	家原大池体育館	西区家原寺町1丁目18番1号										
蒲生北小学校	蒲生堂町1287																			
蒲生西小学校	鈴町1																			
計		4,616		4,616																

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元						県内避難				県外避難															
避難元		地区名1		地区名2		地区名3		集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①		避難経路①	避難先②		避難経路②												
市町名	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①			府県名	市町村名		避難所②											
												名称	所在地			名称	所在地												
長浜市	木之本町	398	すぎの杉野	398	かねいぼろ 金居原	94	すぎの 旧杉野 しょうちゅうがっこう 小中学校	長浜市木之本 町杉野489	湖北体育館	長浜市湖北町速 水1210	東近江市	能登川北 小学校	福堂町2877-1	国道303号⇒ 国道8号⇒県 道2号⇒湖岸 道路⇒避難所	大阪府	泉大津市	泉大津市立総 合体育館	宮町2-50	国道303号⇒国道8 号⇒北陸自動車道 (長浜IC)⇒名神高 速道路⇒京滋バイ パス⇒第二京阪道 路⇒近畿道⇒阪和 道⇒堺泉北道路(綾 園出口)⇒国道26号 線										
					すぎの 杉野	242																	能登川高 等学校	伊庭町13					
					すぎもと 杉本	51																							
					おとわ 音羽	11						能登川北 小学校	福堂町2877-1																
	計	398		398																									

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。

拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名 滋賀県						県内避難						県外避難							
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②	
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		府県名	市町村名	避難所②			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称				所在地	名称		所在地
長浜市	木之本町	991	たかとき 高時	991	おおみ 大見	29	長浜市木之本町石道1079-1	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	東近江市	能登川南小学校	猪子町12	国道303号⇒国道8号⇒県道2号⇒湖岸道路⇒避難所	大阪府	和泉市	和泉シティプラザ	いぶき野5丁目4-7	和泉中央線	
					かわい 川谷	384					能登川中学校	山路町2800							
					みるほし 古橋	399					能登川東小学校	小川町30							
					いしみち 石道	86					能登川西小学校	伊庭町2885							
					きのもと 木之本小山	93					能登川南小学校	猪子町12							
					計	991					991								

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

国道303号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(岸和田和泉IC)⇒光明池春木線⇒和泉中央線

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		県内避難								県外避難							
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①		避難先②				避難経路②
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		避難経路①	府県名	市町村名	避難所②		避難経路②
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地	
長浜市	木之本町	307	伊香具	307	大音	307	伊香具小学校	長浜市木之本町大音1114	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	東近江市	朝桜中学校	市子川原町686	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒蒲生スマートIC⇒避難所	大阪府	高石市	市立総合体育館	西取石6丁目5-6	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(13号東大阪線⇒16号大阪湾岸線浜寺出口)⇒府道29号線(臨海道路)高石出口⇒府道204号線(堺阪南線)
	計	307		307															

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名 滋賀県							県内避難				県外避難								
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難先②			避難経路②			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		避難経路①	府県名		市町村名	避難所②	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地			名称		所在地	名称
長浜市	木之本町	54	いかく伊香具	54	はんのうら飯浦	35	いかくしょうがっこう伊香具小学校	長浜市木之本町大音1114	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	東近江市	能登川北小学校	福堂町2877-1	国道8号⇒県道2号⇒湖岸道路⇒避難所	大阪府	忠岡町	忠岡町文化会館	忠岡南1丁目18-17	<p>国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(13号東大阪線⇒16号大阪港線⇒4号湾岸線岸和田北IC)⇒府道40号線(磯上南交差)⇒府道204号線</p> <p>「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。</p> <p>拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。</p>
	計	54		54															

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県										県内避難				県外避難					
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①				避難先②				避難経路②			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	拠点避難所		避難所①		避難経路①	府県名	市町村名	避難所②		避難経路②
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地	名称	所在地				名称	所在地	
長浜市	高月町	388	たかつき高月	388	まけ馬上	388	たかつきしょうがっこう高月小学校	長浜市高月町高月738	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	甲賀市	甲賀市水口スポーツの森	甲賀市水口町北内貴230	伴谷小学校	水口町伴中山2252	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒竜王IC⇒拠点避難所⇒避難所	大阪府	柏原市	市民文化会館	安堂町1-60	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒西名阪自動車道(藤井寺IC)⇒府道12号(堺大和高田線)⇒国道170号⇒25号
	計	388		388																	

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名			避難元			集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難				県外避難								
滋賀県			避難元			集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①				避難先②								
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	拠点避難所		避難所①		避難経路①	府県名	市町村名	避難所②		避難経路②	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地	名称	所在地				名称	所在地		名称
長浜市	高月町	761	富永	761	井口	富永小学校	長浜市高月町井口160	湖北体育館	長浜市湖北町連水1210	甲賀市	甲賀市水口スポーツの森	甲賀市水口町北内貴森	甲南図書交流館	甲南町深川1850	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒竜王IC⇒拠点避難所⇒避難所	大阪府	河内長野市	市民総合体育館	大師町25-1	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(美原南IC)⇒国道309号⇒国道170号		
					甲南中部小学校								甲南町竜法師1137	甲南第二小学校							甲南町杉谷2046	甲南第三小学校
					高月尾山						滋賀県立信楽陶芸の森	甲賀市信楽町勅旨2188	農林漁家婦人活動促進施設柞原会館	信楽町柞原164-1	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒新名神高速道路⇒信楽IC⇒拠点避難所⇒避難所							
													朝宮コミュニティセンター	信楽町上朝宮467								
	計	761		761																		

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県												県内避難			県外避難			
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②			避難経路②			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		避難経路①	府県名	市町村名	避難所②		避難経路②	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地		名称
長浜市	高月町	817	こほり古保利	817	ひがしやなぎの東柳野	333	こほりしょうがっこう古保利小学校	長浜市高月町西柳野38	湖北体育館	長浜市湖北町連水1210	草津市	災害時の被災状況に応じて別添3の避難所から選択	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒栗東ICまたは草津田上IC⇒避難所	大阪府	松原市	松原市市民体育館	田井城3丁目1-37	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒近畿道⇒東大阪JCT阪神高速13号東大阪市線⇒東船場JCT阪神高速環状1号線⇒阪神高速14号松原線(三宅出口)⇒国道309号線		
					やなぎのなか柳野中	132														
					たかつぎにしの高月西野	280														
					かたやま片山	72														
	計	817		817																

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		県内避難										県外避難							
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①				避難経路①	避難先②				避難経路②		
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	拠点避難所		避難所①		避難経路①	府県名	市町村名	避難所②		避難経路②	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口					名称	所在地	名称	所在地				名称	所在地		名称
長浜市	高月町	788	ななさと七郷	788	からかわ唐川	317	ななさと七郷	長浜市高月町唐川248	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	甲賀市	滋賀県立信楽陶芸の森	甲賀市信楽町勅旨2188	大原小学校	甲賀町大久保1000	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒新名神高速道路⇒信楽IC⇒拠点避難所⇒避難所	大阪府	羽曳野市	総合スポーツセンターはびきのコロシアム	南恵我之荘4丁目237-4	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道(松原IC)⇒府道2号⇒府道31号⇒府道188号
					よこやま横山	145								甲賀中学校	甲賀町相模128						
					ひがしものべ東物部	326								甲賀共同福祉センター	甲賀町相模124-7						
					甲賀体育館	甲賀町相模1511															
計		788		788																	

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名 滋賀県						県内避難								県外避難						
避難元						集合同所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①				避難経路①	避難先②			避難経路②		
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	拠点避難所			避難所①		府県名		市町村名	避難所②
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地	名称	所在地	名称		所在地		名称
長浜市	高月町	287	ななきと七郷	287	いその磯野	287	ななきとしょうがっこう七郷小学校	長浜市高月町唐川248	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	甲賀市	滋賀県立信楽陶芸の森	甲賀市信楽町勅旨2188	甲賀中央公園体育館	甲賀町相模124-7	大阪府	藤井寺市	市民総合体育館	大井1丁目2-20	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒西名阪自動車道(藤井寺IC)⇒府道12号(堺大和高田線)⇒国道170号
	計	287		287					※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。			「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。						「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。		

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元						集合場所				避難中継所(スリーニングポイント)				県内避難				県外避難			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	避難先①		避難経路①	避難先②		避難経路②									
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口					市町村名	避難所①		府県名	市町村名		避難所②								
											名称	所在地	名称	所在地			名称	所在地							
長浜市	高月町	337	こほり古保利	337	西阿閉	337	こほり古保利小学校	長浜市高月町西柳野38	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	草津市	災害時の被災状況に応じて別添3の避難所から選択		国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒栗東IC または 草津田上IC ⇒避難所	大阪府	大阪狭山市	大阪狭山市立総合体育館	池之原四丁目248番地	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(美原北)⇒府道36号⇒国道309号⇒府道森屋狭山線⇒国道310号						
	計	337		337																					

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元						集合場所				避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難			県外避難				
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	避難先②			避難経路②					
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地		府県名	市町村名	名称		所在地				
長浜市	高月町	114	こほり古保利	114	にしやなぎの西柳野	114	こほりしょうがっこう古保利小学校	長浜市高月町西柳野38	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	草津市	災害時の被災状況に応じて別添3の避難所から選択	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒栗東IC または 草津田上IC ⇒避難所	大阪府	太子町	万葉ホール	大字山田104-1	<p>「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。</p> <p>拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。</p>	<p>国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道⇒南阪奈道路(羽曳野東IC)</p>				
	計	114		114																			

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		県内避難										県外避難							
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①				避難経路①	避難先②				避難経路②		
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	拠点避難所		避難所①		避難経路①	府県名	市町村名	避難所②		避難経路②
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地	名称	所在地				名称	所在地	
長浜市	高月町	94	ななき七郷	94	たかつき 高月布施	94	ななき七郷小学校	長浜市高月町唐川248	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	甲賀市	滋賀県立信楽陶芸の森	甲賀市信楽町勅旨2188	油日小学校	甲賀町上野1322	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒新名神高速道路⇒信楽IC⇒拠点避難所⇒避難所	大阪府	河南町	中央公民館	白木1257-1	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バypass⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和自動車道⇒南阪奈道(羽曳野)⇒府道27号線
	計	94		94					※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。			「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。							「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。		

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元						集合場所				避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難				県外避難			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	府県名	市町村名	避難先②		避難経路②				
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地		名称	所在地	名称	所在地
長浜市	高月町	106	こほり古保利	106	しげのり重則	61	こほりしょうがっ古保利小学校	長浜市高月町西柳野38	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	草津市	災害時の被災状況に応じて別添3の避難所から選択	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒栗東ICまたは草津田上IC⇒避難所	大阪府	千早赤阪村	千早赤坂村B&G海洋センター	大字東阪255-1	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(美原北IC)⇒国道309号⇒府道705号					
					まつお松尾	45			※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。														
	計	106		106																			

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名 滋賀県						県内避難				県外避難													
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難先②										
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		避難経路①	府県名	市町村名	避難所②		避難経路②				
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地		名称	所在地		
長浜市	余呉町	967	余呉	967	しもご下余呉	371	旧鏡岡 なかのこう 中之郷 中学校	長浜市余呉町 中之郷1030	湖北体育館	長浜市湖北町速 水1210	東近江市	湖東中 学校	横溝町202	国道365号⇒国 道8号⇒北陸自 動車道(長浜IC) ⇒名神高速道路 ⇒湖東三山ス マートIC⇒避難 所	大阪府	岸和田市	総合体育館	西之内町45 番1号	国道365号⇒国 道8号⇒北陸自 動車道(長浜 IC)⇒名神高速 道路⇒京滋バ イパス⇒第二 京阪道路⇒近 畿道⇒阪神高 速阪神高速(13 号東大阪線⇒1 号環状線⇒15 号堺線)⇒国道 26号線				
										湖東中 学校	横溝町202												
											愛東中 学校	下中野町 444											
												愛東南小 学校	曾根町1285										
	計	967		967																			

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元						集合場所				避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難				県外避難			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	府県名	市町村名	避難先②		避難経路②				
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地		名称	所在地	名称	所在地
長浜市	余呉町	373	余呉	373	しもふゆ生	77	旧鏡岡 ちほうがっこう 中学校	長浜市余呉町 中之郷1030	湖北体育館	長浜市湖北町速 水1210	東近江市	湖東第二小学 校	南菩提寺 町430	国道365号⇒国 道8号⇒北陸自 動車道(長浜IC) ⇒名神高速道路 ⇒湖東三山ス マートIC⇒避難 所	大阪府	貝塚市	総合体育館	畠中1丁目 13-1	国道365号⇒国 道8号⇒北陸自 動車道(長浜IC) ⇒名神高速道路 ⇒京滋バイパス ⇒第二京阪道路 ⇒近畿道⇒阪和 自動車道(貝塚I C)⇒府道岸和田 牛滝山貝塚線 (40号線)(通称: 貝塚中央線)				
					湖東第一小学 校	下里町21						「拠点避難所」とは、 各避難所への移送 を行う拠点として避 難先市町村が設置 するものをいう(拠点 避難所と避難所が同 一の場合あり)。 拠点避難所から各避 難所へは、避難先市 町村が移送する。											
					湖東第二小学 校	南菩提寺 町430																	
					湖東第二小学 校	南菩提寺 町430																	
計		373		373																			

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		県内避難								県外避難							
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難先②		避難経路②				
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		避難経路①		府県名	市町村名	避難所②	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地		名称			所在地	名称
長浜市	余呉町	392	よこ 余呉	392	よこ ひがしの 余呉東野	392	よこ 余呉 しょうちゅうがっこう 小中学校	長浜市余呉町中之 郷777	湖北体育館	長浜市湖北町速 水1210	東近江市	五個荘中学 校	五個荘小幡 町227	国道365号⇒国 道8号⇒北陸自 動車道(長浜IC) ⇒名神高速道路 ⇒八日市IC⇒避 難所	大阪府	泉佐野市	市民総合体 育館	新安松1丁目 1-22	国道365号⇒ 国道8号⇒北 陸自動車道 (長浜IC)⇒名 神高速道路⇒ 京滋バイパス ⇒第二京阪道 路⇒近畿道⇒ 阪神高速(13 号東大阪線⇒ 16号大阪港線 ⇒4号湾岸線 泉佐野南IC) ⇒府道29号⇒ 国道481号⇒ 国道26号
	計	392		392															

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名 滋賀県							県内避難				県外避難								
避難元							集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難先②					
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		避難経路①	府県名	市町村名	避難所②		避難経路②
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地	
長浜市	余呉町	305	とこ奈呉	305	やと八戸	74	かがみおか 旧鏡岡 中学校	長浜市余呉町 中之郷1030	湖北体育館	長浜市湖北町 速水1210	東近江市	湖東第三 小学校	小田苅町 340	国道365号⇒国 道8号⇒北陸自 動車道(長浜IC) ⇒名神高速道路 ⇒湖東三山ス マートIC⇒避難 所	大阪府	泉南市	市民体育館	樽井2丁目26 番1号	国道365号⇒国 道8号⇒北陸自 動車道(長浜 IC)⇒名神高速 道路⇒京滋バ イパス⇒第二 京阪道路⇒近 畿自動車道⇒ 阪和自動車道 (泉南IC)⇒府 道63号泉佐野 岩出線⇒国道 26号
					かわなみ 川並	231						愛東北小 学校	百濟寺本町 1399						
	計	305		305															

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元						集合場所				避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難			県外避難			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	避難先①		避難経路	避難先②			避難経路					
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口					市町村名	避難所①		避難所②	府県名	市町村名		名称	所在地			
長浜市	余呉町	316	余呉	316	国安	137	余呉 小中学校	長浜市余呉 町中之郷777	湖北体育館	長浜市湖北町速 水1210	東近江市	永源寺中 学校	山上町4300	国道365号⇒国 道8号⇒北陸自 動車道(長浜 IC)⇒名神高速 道路⇒八日市 IC⇒避難所	大阪府	阪南市	府立泉鳥取 高校	緑ヶ丘1丁目 1-10	国道365号⇒ 国道8号⇒北 陸自動車道 (長浜IC)⇒名 神高速道路⇒ 京滋バイパス ⇒第二京阪道 路⇒近畿道⇒ 阪和道(泉南 IC)⇒府道63 号⇒府道64号			
						市原小学 校					高木町1124	「拠点避難所」とは、各 避難所への移送を行う 拠点として避難先市町 村が設置するものをい う(拠点避難所と避難 所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難 所へは、避難先市町村 が移送する。										
						五個荘小学 校					五個荘竜田 町567											
	計	316		316																		

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県										県内避難			県外避難								
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②									
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		府県名	市町村名	避難所②		避難経路②					
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称				所在地	名称		所在地	名称	所在地		
長浜市	余呉町	328	余呉	328	いまいち 今市	151	よこ 余呉 しょうちゅうがっこう 小中学校	長浜市余呉町中之 郷777	湖北体育館	長浜市湖北町速 水1210	東近江市	市原小学校	高木町 1124	国道365号⇒国 道8号⇒北陸自 動車道(長浜IC) ⇒名神高速道路 ⇒八日市IC⇒避 難所	大阪府	熊取町	熊取町立総 合体育館 「ひまわりド ーム」	久保5丁目3- 1	国道365号⇒国道8 号⇒北陸自動車道 (長浜IC)⇒名神高 速道路⇒京滋バイ パス⇒第二京阪道 路⇒近畿道⇒阪和 道(貝塚IC)⇒国道 170号				
											永源寺中学校	山上町 4300											
												五個荘小学校	五個荘竜 田町567										
	計	328		328																			

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		県内避難								県外避難							
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②			避難経路②		
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		府県名	市町村名	避難所②			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称				所在地		名称	所在地
長浜市	余呉町	33	余呉	33	樺坂	33	よご 余呉 しょうちゅうがっこう 小中学校	長浜市余呉 町中之郷777	湖北体育館	長浜市湖北町 速水1210	東近江市	山上小学校	山上町200	国道365号⇒国 道8号⇒北陸自 動車道(長浜IC) ⇒名神高速道路 ⇒八日市IC⇒避 難所	大阪府	田尻町	田尻町 総合保健福 祉センター	嘉祥寺 883-1	国道365号⇒国道8号 ⇒北陸自動車道(長 浜IC)⇒名神高速道 路⇒京滋バイパス⇒ 第二京阪道路⇒近畿 道⇒阪神高速(13号 東大阪線⇒16号大阪 港線⇒4号湾岸線)⇒ 府道泉佐野岩出線
	計	33		33															

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元					集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難			県外避難			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	避難先①		避難経路①	避難先②			避難経路②		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口					市町村名	避難所①		府県名	市町村名	避難所②			
											名称	所在地			名称	所在地			
長浜市	余呉町	68	余呉	68	やながはし 柳ヶ瀬	46	よご 余呉 しょうご 小中学校	長浜市余呉町中之郷777	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	東近江市	山上小学校	山上町200	国道365号→国道8号→北陸自動車道(長浜IC)→名神高速道路→八日市IC→避難所	大阪府	岬町	岬町立町民体育館	淡輪4546	国道365号→国道8号→北陸自動車道(長浜IC)→名神高速道路→京滋バイパス→第二京阪道路→近畿道→阪神高速(13号東大阪線→16号大阪港線→4号湾岸線)→府道63号線→国道26号線→府道259号線
	計	68		68	なかのか 中河内	22			※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。										

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難			県外避難				
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	府県名	市町村名	避難先②		避難経路②
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地	
高島市	マキノ町	2,013	マキノ東 しょうがっこう 小学校	898	かいづ く 海津1区	144	マキノ東 しょうがっこう 小学校	高島市マキノ町 海津2384	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野 1516	高島市	藤波こども園	安曇川町下小川 120-1	国道161号線→ 避難所	大阪府	豊中市	こしま 豊島体育館	服部西町4丁 目12-1	国道161号⇒名神 高速道路(豊中IC) ⇒府道10号
					かいづ く 海津2区	126						安曇小学校	安曇川町田中445- 1						
					かいづ く 海津3区	204						安曇川はこぶね 保育園	安曇川町青柳700- 1						
					にしはま く 西浜区	424						本庄小学校	安曇川町南船木 391						
			なかしやく 中庄区	368	青柳小学校	安曇川町青柳1138													
			おのおま く 大沼区	204	高島小学校	勝野1045													
			グリーンレイク ちやうない かい 町内会	202	高島小学校	勝野1045													
			しんぼ く 新保区	304	藤樹の里文化 芸術会館	安曇川町上小川 106													
			こかいなる 湖西平 じちがい 自治会	37	高島小学校	高島市勝野1045													
			計	2,013		2,013													

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元						集会所				避難中継所(スクリーニングポイント)				県内避難				県外避難			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	府県名	市町村名	避難先②		避難経路②						
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						避難所①					避難所②								
												名称	所在地				名称	所在地							
高島市	マキノ町	428	旧マキノ北 しょうがっこう 小学校	428	やまなか 山中区	70	マキノ東 しょうがっこう 小学校	高島市マキノ町 海津2384	高島B&G海洋 センター	高島市宮野 1516	高島市	安曇川中学校	安曇川町田中 567	国道161号線⇒ 避難所	大阪府	池田市	てしまの 豊島野公園	天神1丁目 7-1	①国道161号⇒名 神高速道路⇒中 国道⇒中国豊中I C(左側車線)⇒ 国道176号 ※国道176号線石 橋跨線橋が20tを 超える車両通行 禁止						
					しもく 下区	100																			
					みく 浦区	36																			
					こあらじく 小荒路区	166																			
					のぐちく 野口区	56																			
計	428		428																						

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元								県内避難				県外避難			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	府県名	市町村名	避難先②		避難経路②
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地	
高島市	マキノ町	968	マキノ西 しょうがっこう 小学校	449	ひるがし 区	449	マキノ 中学校	高島市マキノ町 蛭口601	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野 1516	高島市	新旭南小学校	新旭町新庄853	国道161号線⇒ 避難所	大阪府	箕面市	第二総合運動 場	外院1-2-3	国道161号⇒名 神高速道路(茨 木IC)⇒国道 171号
					びく 区	41						新旭総合福祉セン ターやすらぎ荘	新旭町北畑45-1						
					もりしく 森西区	81						高島こども園	野田1631						
					あき 沢区	373						新旭養護学校	新旭町太田988-6						
					はこだてだい 箱館第2リッチ ランド町内会	24						健康の森梅ノ子運 動公園	安曇川町南古賀 65						
	計	968		968															

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元						集合場所				避難中継所(スクリーニングポイント)				県内避難			県外避難				
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	府県名	市町村名	避難先②		避難経路②						
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地		名称	所在地	名称	所在地		
高島市	マキノ町	81	マキノ西 しょうがっこう 小学校	81	マキノ・ マロン ガーデン	59	マキノ西 しょうがっこう 小学校	高島市マキノ町 寺久保552-1	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野 1516	高島市	安曇小学校	安曇川町田中 445-1	国道161号線⇒ 避難所	大阪府	豊能町	高山コミュニ ティーセン ター	高山10	国道161号⇒名 神高速道路(茨 城IC)⇒国道 171号⇒(小野 原-粟生間谷) ⇒府道4号線茨 木能勢線						
					マキノ・ グランデ じちかい 自治会	22			※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。		高島市	高島中学校	勝野1070												
	計	81		81																					

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元						集合場所				避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難			県外避難				
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	府県名	市町村名	避難先②		避難経路②				
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地		名称	所在地	名称	所在地
高島市	マキノ町	44	きゆう 旧マキノ きたしやうがっこう 北小学校	44	ありはらく 在原区	44	きゆう 旧マキノ北小学校 ありはらぶんこう 在原分校	高島市マキノ町 在原506	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野 1516	高島市	鴨川流域土地 改良区事務所	安曇川町下小 川2912	国道161号線 ⇒避難所	大阪府	能勢町	能勢町浄り ンター	宿野30	国道161号⇒ 名神高速道路 (豊中IC)⇒ 阪神高速11号 池田線⇒国道 173号				
	計	44		44																			

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難			県外避難			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	避難先①		避難経路①	避難先②		避難経路②				
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口					名称	所在地		府県名	市町村名		名称	所在地		
高島市	今津町	1,915	いまづ ひがし 今津東 しょうがっこう 小学校	1,884	なかはま 中浜区	144	いまづ ひがし 今津東コミュニティ センター	高島市今津町 中沼1丁目4-1	【美浜発電所発災時、美浜大飯発電所同時発災時】 高島B&G海洋センター	【美浜発電所発災時、美浜大飯発電所同時発災時】 高島市宮野1516	大津市	仰木の里小学校 体育館	仰木の里四丁目 4-1	国道161号線⇒ 避難所	大阪府	高槻市	市立総合スポーツセンター	芝生町4丁目 1-1	国道161号⇒名 神高速道路(大 山崎IC)⇒国道 171号大阪方面 行き⇒高槻市役 所前交差点⇒ 府道大阪高槻 線	
					きたはま 北浜区	150						逢坂市民センター	京町三丁目1-3							
					みなみはま 南浜区	335						和邇市民体育館	和邇高城27-2							
					しょうやうたい 松陽台区	1,255						たかしましん かいやん 高島市民会館	高島市今津町 中沼1丁目3-1							木戸市民センター
		31	きやうまづ にし 旧今津西 しょうがっこう 小学校	とやまや だに 途中谷	0	【大飯発電所発災時】 高島市今津総合 運動公園	【大飯発電所発災時】 高島市今津町日 置前3110	高島市	今津中学校	今津町弘川924										
				むくがわく 椋川区	31				がくえんこうとう ECC学園高等 がっこう 学校	高島市今津町 椋川512-1	大津市	葛川少年自然の家	葛川坊村町243							
計	1,915	1,915																		

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難			県外避難				
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	避難先②		避難経路②		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地		府県名	市町村名		名称	所在地
高島市	今津町	1,420	いぼろ きた 今津北 しほがわ 小学校	1,420	酒波区	94	いぼろ きた 今津北 しほがわ 小学校	高島市今津町 日置前100	高島B&G海洋セ ンター	高島市宮野 1516	高島市	新旭南小学校	新旭町新庄853	国道161号⇒避 難所	大阪府	茨木市	西河原公園	城の前町1	国道161号⇒名神高 速道路(茨城IC)⇒ 国道171号
					へがきく 平ヶ崎区	137					高島市 ※美浜・敦賀発電所発災時	しろふじ保育園	永田1233-1						
					のぞ 望みの郷 じちかい 自治会	147					大津市 ※大阪・美浜発電所同時発災時	志賀小学校体育館	南志賀一丁目5-1						
					きたげく 北仰区	100					高島市	安曇川世代交流センター	安曇川町南船木249						
					しほでんく 新田区	69					高島市	安曇川高等学校	安曇川町西万木1168						
					かつらぐ 程区	178					大津市	仰木の里市民センター	仰木の里七丁目1-25						
					きたふかしみずく 北深清水区	162					大津市	和邇小学校体育館	水明一丁目34-2						
					みなみふかしみずく 南深清水区	221					高島市	安曇川総合体育館	安曇川町田中630-1						
					みたらく 三谷区	218					大津市	木戸小学校体育館	荒川1000						
かまらく 構区	94	大津市	日吉中学校体育館	下阪本六丁目38-26															
計	1,420	1,420																	

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名			滋賀県			県内避難						県外避難							
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②			避難経路②		
市町名	地区名1		地区名2		地区名3	名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①			府県名	市町村名	避難所②			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口							(自治会区)	人口	名称			所在地	名称	所在地	名称
高島市	今津町	477	いまづ きた 今津北 しょうがっこう 小学校	477	いいく区	185	高島市今津町 日置前100	高島B&G海洋センター	高島市宮野 1516	大津市	真野北小学校体育館	緑町15-2	国道161号線 ⇒避難所	大阪府	摂津市	子育て総合支援センター遊戯室	千里丘東1-17-46	国道161号⇒名神高速道路(吹田出口)⇒大阪中央環状線⇒府道14号⇒府道142号	
					大津市 ※大飯・美浜発電所同時発災時	唐崎小学校体育館				際川四丁目7-1									
					高島市 ※美浜・敦賀発電所発災時	アイリッシュパーク				勝野670									
					きたぼやく北林区	105				高島市	安曇川高等学校	安曇川町西万木1168							
					まといがし北仰東 じちかい自治会	187													
	計	477		477															

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元								県内避難				県外避難			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①		避難経路①	避難先②			避難経路②		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	名称	所在地	名称	所在地	避難所①			府県名	市町村名	避難所②			
											名称	所在地				名称		所在地	
高島市	今津町	188	いまづ ひがし 今津東 しょうがっこう 小学校	188	おおつとく 大浜区	188	いまづ ひがし 今津東 まいえん 保育園	高島市今津町 住吉2丁目16-5	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野 1516	大津市	逢坂小学校体育 館	音羽台6-1	国道161号⇒避 難所	大阪府	島本町	島本町ふれあ いセンター	桜井3丁目4-1	国道161号 ⇒名神高速 道路(大山 崎IC)⇒国 道171号
	計	188		188					※記載の避難中継所を第一 候補とするが、施設の被害状 況や災害の状況に応じて計 画記載の他の施設での設置 も検討する。										

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県										県内避難				県外避難			
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①				避難先②					
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		避難経路①	府県名	市町村名	避難所②		避難経路②
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地	
高島市	今津町	818	いまづ ひがし 今津東 しょうこう 小学校	818	みかなく 栄区	570	たかしまこうとう がいこう 高島高等学校	高島市今津町 今津1936	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野 1516	大津市	滋賀短期大学 附属高校体育 館	朝日が丘一丁 目18-1	国道161号⇒避 難所	大阪府	守口市	おもと 大枝公園	東光町3-1	国道161号⇒名 神高速道路⇒近 畿道(摂津南IC) ⇒中央環状線 (府道2号線)⇒ (松生町交差点) 国道163号線
					ひがし 東区	248			※記載の避難中継所を第一 候補とするが、施設の被害状 況や災害の状況に応じて計 画記載の他の施設での設置 も検討する。			県立武道館	におの浜四丁 目2-15				「拠点避難所」とは、各避 難所への移送を行う拠点 として避難先市町村が設 置するものをいう(拠点避 難所と避難所が同一の 場合あり)。 拠点避難所から各避難 所へは、避難先市町村 が移送する。		
	計	818		818															

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県																		
避難元		地区名1		地区名2		地区名3		集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難			県外避難					
市町名	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)		人口	名称	所在地	名称	所在地	避難先①		避難経路①	避難先②					
					名称	所在地						名称	所在地		府県名	市町村名	名称	所在地	避難経路②	
高島市	今津町	2,255	いまづ しがし 今津東 しがらつこう 小学校	1,831	たけすえく 武末区	104	いまづ しがし 今津働く いさ 女性の家	高島市今津町 今津1640	【美浜発電所発災時、 美浜大飯発電所同時 発災時】 高島B&G海洋セン ター	【美浜発電所発災時、 美浜大飯発電所同時 発災時】 高島市宮野1516	大津市	真野小学校体育館	真野四丁目6-17	国道161号線⇒避 難所	大阪府	枚方市	枚方市立 総合体育館	中宮大池4丁目 10-1	国道161号⇒名神高速道 路(京都南IC)⇒京阪国 道(出屋敷南交差点を左 折)	
					ひろかわく 弘川区	579	いまづ ちゅうがう 今津中学校	高島市今津町 弘川924				やまびこ総合支援セ ンター	馬場二丁目13-50							
					こさい 湖西ニュー タウン自治会	127		平野小学校体育館				馬場一丁目2-1								
					すぎわか 杉沢区	576		びわ湖大津館				柳が崎5-35								
					はまふんく 浜分区	413		県立体育館				におの浜四丁目2-12								
					かわりく 川尻区	32		小松小学校体育館				南小松1122								
	いまづ いのちく 今津井ノ口区	124	和邇市民体育館	和邇高城12																
	いまづ きた 今津北 しがらつこう 小学校	306	なかのま 中ノ町区	108	【大飯発電所発災時】 高島市今津総合運動 公園	【大飯発電所発災時】 高島市今津町日置前 3110	日吉台小学校体育館	日吉台三丁目33-3	大阪府	枚方市		枚方市立 総合体育館	中宮大池4丁目 10-1							国道161号⇒名神高速道 路(京都南IC)⇒京阪国 道(出屋敷南交差点を左 折)
			いまづ つぶく 今津辻区	74			日吉台小学校体育館	日吉台三丁目33-3												
			つのか 角川区	55			今津中学校	今津町弘川924												
			あますがわく 天増川区	12			安曇川総合体育館	安曇川町田中630-1												
			あまづがわく 旧今津西 しがらつこう 小学校	118			かまろごしせつ 救護施設 つのか 角川ヴィラ	高島市今津町 角川1161												
あまづがわく 保坂区			24	安曇川総合体育館			安曇川町田中630-1													
すぎわか 杉山区	27	今津中学校	今津町弘川924																	
安曇川総合体育館	安曇川町田中630-1	安曇川総合体育館	安曇川町田中630-1																	
計	2,255	2,255																		

※記載の避難中継所を第一候補とする
が、施設の被害状況や災害の状況に応
じて計画記載の他の施設での設置も検
討する。

「拠点避難所」とは、各避
難所への移送を行う拠点と
して避難先市町村が設置
するものをいう(拠点避難
所と避難所が同一の場合
あり)。

拠点避難所から各避難所
へは、避難先市町村が移
送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		県内避難										県外避難					
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②			避難経路②		
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	避難所①			府県名	市町村名	避難所②			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口					名称	所在地	名称			所在地	名称	所在地	
高島市	今津町	1,466	いまづ ひがし 今津東 しょうがっこう 小学校	1,466	みなみしんぼく 南新保区	480	いまづ ひがし 今津東 しょうがっこう 小学校	高島市今津町 弘川59	高島B&G海洋 センター	高島市宮野 1516	大津市	北大津高校体育 館	仰木の里一丁目 23-1	国道161号⇒避 難所	大阪府	寝屋川市	総合教育研修セ ンター (旧)明德小学校	明德1丁目1-1	国道161号⇒名神高 速道路⇒第二京阪 道路(寝屋川北)⇒ 国道1号線⇒府道 18号線
					いちがき 市ヶ崎区	175						市民会館	島の関14-1						
					しんぼく 新保寺区	129						下阪本市民セン ター	下阪本三丁目 14-30						
					カームタウン 区	305						真野中学校体育 館	清風町24-1						
					ひがししんまち 東新町区	377						勤労福祉セン ター	打出浜1-6						
	計	1,466		1,466															

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元						集合場所				避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難			県外避難				
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	府県名	市町村名	避難先②		避難経路②				
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地		名称	所在地	名称	所在地
高島市	今津町	614	いまづ ひがし 今津東 しょうがっこう 小学校	614	いまづ なかのく 今津中野区	302	いまづ きんろうしや 今津勤労者体 育センター	高島市今津町 今津1952-1	高島B&G海洋 センター	高島市宮野 1516	大津市	坂本市民体育 館	坂本六丁目 33-19	国道161号⇒ 避難所	大阪府	大東市	ふかひらき 深北緑地	深野北 2・3・4・5丁目	国道161号⇒名神 高速道路(京都南I C)⇒京阪国道⇒ 外環状線(国道170 号線)				
	計	614		614																			

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名			滋賀県	避難元						集合場所				避難中継所(スクリーニングポイント)				県内避難			県外避難				
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	府県名	市町村名	避難先②		避難経路②						
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地		名称	所在地	名称	所在地		
高島市	今津町	579	いまづ ひがし 今津東 しょうごう 小学校	579	いづく 蘭生区	122	いまづ かつたけいんかん 今津上体育館	高島市今津町 上弘部486	高島B&G海洋セ ンター	高島市宮野 1516	大津市	下阪本小学校体育 館	下阪本四丁目10-1	国道161号→ 避難所	大阪府	門真市	門真市立 門真市民プラザ	北島546番地	国道161号⇒名神高速道 路⇒京阪国道⇒第二京 阪道路(寝屋川南IC)(ま たは第二京阪門真IC)⇒ 国道1号線						
					うめはらく 梅原区	102						日吉中学校体育館	下阪本六丁目38- 26												
					しもひらべく 下弘部区	223						※記載の避難中継所を第 一候補とするが、施設の被 害状況や災害の状況に応 じて計画記載の他の施設で の設置も検討する。	御陵町4-1												
					うめはらだんち 梅原団地 じけい 自治会	94						真野北市民セン ター	緑町4-1												
					おすずく 大床区	38					和邇市民体育館	和邇高城12													
	計	579		579																					

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名 滋賀県						県内避難				県外避難									
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難先②		避難経路②				
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		避難経路①		府県名	市町村名	避難所②	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地		名称			所在地	名称
高島市	今津町	328	いまづ ひがし 今津東 しょうごう 小学校	328	ましわきく 岸脇区	185	いまづ きつたたいいくかん 今津北体育館	高島市今津町 日置前100	高島B&G海洋 センター	高島市宮野 1516	大津市	小野小学校体 育館	水明一丁目 34-2	国道161号⇒ 避難所	大阪府	四條畷市	市民総合セン ター	中野3丁目5- 25	国道161号⇒名神 高速道路⇒京阪 国道⇒第二京阪 道路(寝屋川北1 C)⇒国道1号⇒ 国道170号⇒国道 163号
					かみひろべく 上弘部区	143	いまづ かみひろべく 今津上体育館	高島市今津町 上弘部486	※記載の避難中継所を第一 候補とするが、施設の被害 状況や災害の状況に応じて 計画記載の他の施設での設 置も検討する。			比叡平小学校 体育館	比叡平一丁 目45-1				「拠点避難所」とは、各避 難所への移送を行う拠点 として避難先市町村が設 置するものをいう(拠点避 難所と避難所が同一の 場合あり)。 拠点避難所から各避難 所へは、避難先市町村 が移送する。		
	計	328		328															

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元										集合場所				避難中継所(スクリーニングポイント)				県内避難				県外避難			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	府県名	市町村名	避難先②		避難経路②										
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						避難所①					避難所②												
												名称	所在地				名称	所在地											
高島市	今津町	395	いまづ ひがし 今津東 しょうがっこう 小学校	395	にしき 西区	395	たかしまこうがっこう 高島高等学校	高島市今津町 今津1936	高島B&G海洋セ ンター	高島市宮野 1516	大津市	やまびこ総合支援セ ンター	馬場二丁目 13-50	国道161号⇒ 避難所	大阪府	交野市	交野市立 総合体育施設駐 車場	向井田2-5-1	国道161号⇒ 名神高速道 路⇒京阪国 道⇒第二京 阪道路(交野 北IC)⇒第二 京阪道路側 道⇒府道交 野久御山線										
	計	395		395																									

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

草津市 受入避難所一覧

	施設名称	住所
1	総合体育館	下笠町161
2	YMITアリーナ（くさつシティアリーナ）	野村三丁目3-27
3	ふれあい体育館	草津町1486-1
4	武道館	南山田町683
5	テクノカレッジ草津	青地町1093
6	草津クリアホール	野路六丁目11-15
7	西一会館	草津町1446-1
8	西一教育集会所	草津町1446-1
9	橋岡会館	橋岡町71
10	橋岡教育集会所	橋岡町68
11	新田会館	木川町898-3
12	新田教育集会所	木川町898-15
13	常盤東総合センター	芦浦町319-1
14	芦浦教育集会所	芦浦町319-1
15	志津まちづくりセンター	青地町561
16	志津南まちづくりセンター	若草五丁目10
17	草津まちづくりセンター	草津一丁目4-33
18	大路まちづくりセンター	大路二丁目9-11
19	渋川まちづくりセンター	西渋川二丁目9-38
20	矢倉まちづくりセンター	東矢倉二丁目13-6
21	老上まちづくりセンター	野路町520
22	老上西まちづくりセンター	矢橋町526-1
23	玉川まちづくりセンター	野路九丁目7-42
24	南笠東まちづくりセンター	笠山一丁目1-47
25	山田まちづくりセンター	南山田町678
26	笠縫まちづくりセンター	上笠一丁目6-3
27	笠縫東まちづくりセンター	集町58-8
28	常盤まちづくりセンター	志那中町111-1
29	なごみの郷(福祉避難所)	志那町2552
30	長寿の郷ロクハ荘(福祉避難所)	追分七丁目11-1



府原対第429号
国官運安第227号
平成25年12月13日

西日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 真鍋 精志 殿

内閣府大臣官房
原子力災害対策担当室長
黒木 慶英



国土交通省大臣官房
危機管理・運輸安全政策審議官
染 矢 隆



原子力災害時における住民等の輸送に対する協力依頼について（要請）

原子力災害発生時における住民等の避難のための輸送手段の確保は、原子力災害対策重点地域の自治体による避難計画づくりにおいて重要な課題となっております。

自治体が、住民等の避難のための輸送手段及び輸送力を確保するにあたっては、輸送手段及び輸送に携わる人員を有する輸送事業者の協力が不可欠であり、自治体は、原子力災害時における円滑な住民等の避難の準備の一環として、各地域の輸送関係事業者に協力を要請したいという意向を有しています。

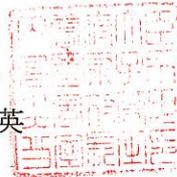
つきましては、貴社におかれましては、原子力災害時における住民等の避難手段確保の重要性についてご理解をいただきますとともに、今後自治体から具体的な地域防災計画の充実に向けた協力要請があると思っておりますので、原子力災害時における住民等の避難のための輸送手段及び輸送に携わる人員の提供について、自治体との連携の下、是非ともご協力・ご支援をいただきたく、お願い申し上げます。



府原対第429号
国官運安第227号
平成25年12月13日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 山田 佳臣 殿

内閣府大臣官房
原子力災害対策担当室長
黒木 慶 英



国土交通省大臣官房
危機管理・運輸安全政策審議官
染 矢 隆



原子力災害時における住民等の輸送に対する協力依頼について（要請）

原子力災害発生時における住民等の避難のための輸送手段の確保は、原子力災害対策重点地域の自治体による避難計画づくりにおいて重要な課題となっております。

自治体が、住民等の避難のための輸送手段及び輸送力を確保するにあたっては、輸送手段及び輸送に携わる人員を有する輸送事業者の協力が不可欠であり、自治体は、原子力災害時における円滑な住民等の避難の準備の一環として、各地域の輸送関係事業者に協力を要請したいという意向を有しています。

つきましては、貴社におかれましては、原子力災害時における住民等の避難手段確保の重要性についてご理解をいただきますとともに、今後自治体から具体的な地域防災計画の充実に向けた協力要請があると思っておりますので、原子力災害時における住民等の避難のための輸送手段及び輸送に携わる人員の提供について、自治体との連携の下、是非ともご協力・ご支援をいただきたく、お願い申し上げます。



府原対第429号
国官運安第227号
平成25年12月13日

一般社団法人日本民営鉄道協会

会長 坂井 信也 殿

内閣府大臣官房

原子力災害対策担当室長

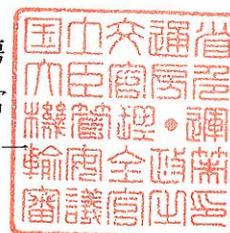
黒木 慶 英



国土交通省大臣官房

危機管理・運輸安全政策審議官

染 矢 隆



原子力災害時における住民等の輸送に対する協力依頼について（要請）

原子力災害発生時における住民等の避難のための輸送手段の確保は、原子力災害対策重点地域の自治体による避難計画づくりにおいて重要な課題となっております。

自治体が、住民等の避難のための輸送手段及び輸送力を確保するにあたっては、輸送手段及び輸送に携わる人員を有する輸送事業者の協力が不可欠であり、自治体は、原子力災害時における円滑な住民等の避難の準備の一環として、各地域の輸送関係事業者に協力を要請したいという意向を有しています。

つきましては、貴協会及び貴協会会員の輸送事業者各位におかれましては、原子力災害時における住民等の避難手段確保の重要性についてご理解をいただきますとともに、今後自治体から具体的な地域防災計画の充実に向けた協力要請があると思っておりますので、原子力災害時における住民等の避難のための輸送手段及び輸送に携わる人員の提供について、自治体との連携の下、是非ともご協力・ご支援をいただきたく、お願い申し上げます。

貴協会におかれましては、上記要請について、貴協会会員の輸送事業者各位にもご伝達頂きたく、お取り計らい方宜しくお願い申し上げます。



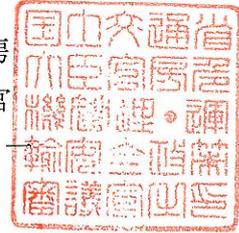
府原対第429号
 国官運安第227号
 平成25年12月13日

公益社団法人日本バス協会
 会長 高橋 幹 殿

内閣府大臣官房
 原子力災害対策担当室長
 黒 木 慶 英



国土交通省大臣官房
 危機管理・運輸安全政策審議官
 染 矢 隆



原子力災害時における住民等の輸送に対する協力依頼について（要請）

原子力災害発生時における住民等の避難のための輸送手段の確保は、原子力災害対策重点地域の自治体による避難計画づくりにおいて重要な課題となっております。

自治体が、住民等の避難のための輸送手段及び輸送力を確保するにあたっては、輸送手段及び輸送に携わる人員を有する輸送事業者の協力が不可欠であり、自治体は、原子力災害時における円滑な住民等の避難の準備の一環として、各地域の輸送関係事業者に協力を要請したいという意向を有しています。

つきましては、貴協会及び貴協会会員の輸送事業者各位におかれましては、原子力災害時における住民等の避難手段確保の重要性についてご理解をいただきますとともに、今後自治体から具体的な地域防災計画の充実に向けた協力要請があると思っておりますので、原子力災害時における住民等の避難のための輸送手段及び輸送に携わる人員等の提供について、自治体との連携の下、是非ともご協力・ご支援をいただきたく、お願い申し上げます。

貴協会におかれましては、上記要請について、貴協会会員の輸送事業者各位にもご伝達頂きたく、お取り計らい方宜しくお願い申し上げます。



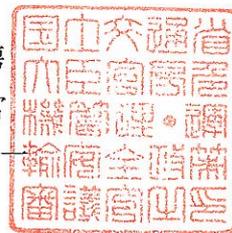
府原対第429号
国官運安第227号
平成25年12月13日

一般社団法人日本旅客船協会
会長 山崎 潤一 殿

内閣府大臣官房
原子力災害対策担当室長
黒木 慶 英



国土交通省大臣官房
危機管理・運輸安全政策審議官
染 矢 隆



原子力災害時における住民等の輸送に対する協力依頼について（要請）

原子力災害発生時における住民等の避難のための輸送手段の確保は、原子力災害対策重点地域の自治体による避難計画づくりにおいて重要な課題となっております。

自治体が、住民等の避難のための輸送手段及び輸送力を確保するにあたっては、輸送手段及び輸送に携わる人員を有する輸送事業者の協力が不可欠であり、自治体は、原子力災害時における円滑な住民等の避難の準備の一環として、各地域の輸送関係事業者に協力を要請したいという意向を有しています。

つきましては、貴協会及び貴協会会員の輸送事業者各位におかれましては、原子力災害時における住民等の避難手段確保の重要性についてご理解をいただきますとともに、今後自治体から具体的な地域防災計画の充実に向けた協力要請があると思っておりますので、原子力災害時における住民等の避難のための輸送手段及び輸送に携わる人員の提供について、自治体との連携の下、是非ともご協力・ご支援をいただきたく、お願い申し上げます。

貴協会におかれましては、上記要請について、貴協会会員の輸送事業者各位にもご伝達頂きたく、お取り計らい方宜しくお願い申し上げます。



府原防第625号
国官運安第260号
平成28年12月27日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会
会長 富田 昌孝 殿

内閣府政策統括官（原子力防災担当）
平 井 興 宣

国土交通省大臣官房
危機管理・運輸安全政策審議官
東 井 芳 隆



原子力災害時における住民等の輸送に対する協力依頼について（要請）

原子力災害時における住民等の避難のための輸送手段及び輸送力の確保は、原子力災害対策重点区域内の自治体による避難計画の策定において重要な課題となっております。

自治体が、住民等の避難のための輸送手段及び輸送力を確保するにあたっては、輸送手段及び輸送に携わる人員を有する輸送事業者の協力が不可欠であり、自治体は、原子力災害時における円滑な住民等の避難の準備の一環として、各地域の輸送事業者に協力を要請したいという意向を有しています。

つきましては、貴連合会及び貴連合会会員の輸送事業者各位におかれましては、原子力災害時における住民等の避難のための輸送手段及び輸送力の確保の重要性について御理解をいただきますとともに、今後自治体から具体的な避難計画の充実に向けた協力要請があった場合には、原子力災害時における住民等の避難のための輸送手段及び輸送に携わる人員等の提供について、自治体との連携の下、是非とも御協力・御支援をいただきたく、お願い申し上げます。

貴連合会におかれましては、上記要請について、貴連合会会員の輸送事業者各位にも御伝達いただきたく、お取り計らい方よろしくお願い申し上げます。

市町別災害救助適用基準一覧表

（人口、世帯数は令和3年1月1日現在 滋賀県推計人口 滋賀県統計課）

市町名	人口	世帯数	適用1	適用2
大津市	342,777	148,260	150	75
彦根市	113,369	48,839	100	50
長浜市	113,822	43,993	100	50
近江八幡市	81,546	32,140	80	40
草津市	143,143	64,522	100	50
守山市	83,500	31,222	80	40
栗東市	69,578	25,807	80	40
甲賀市	88,676	35,114	80	40
野洲市	50,079	18,577	80	40
湖南市	54,506	22,974	80	40
高島市	46,331	19,346	60	30
東近江市	112,530	43,398	100	50
米原市	37,388	14,471	60	30
日野町	21,017	8,601	50	25
竜王町	11,848	4,349	40	20
愛荘町	20,962	8,139	50	25
豊郷町	7,374	3,044	40	20
甲良町	6,387	2,255	40	20
多賀町	7,262	2,693	40	20
滋賀県合計	1,412,095	577,744		

*** 適用1～**

施行令の第1条第1項第1号に規定する各市町別の人口に応じた滅失住家の世帯の数（半壊は2世帯で滅失世帯1、床上浸水は3世帯で滅失世帯1のみなし規定を含む）

*** 適用2～**

施行令の第1条第1項第2号に規定する県の区域内において1500以上の世帯の住家が滅失した場合で、各市町別の人口に応じた滅失住家の世帯の数（半壊は2世帯で滅失世帯1、床上浸水は3世帯で滅失世帯1のみなし規定を含む）

災害用備蓄物資管理払出要領

(趣 旨)

- 1 災害救助基金による災害用備蓄物資（以下「物資」という。）の適正な管理と、物資の災害時における被災地への迅速かつ的確な物資の提供に資することを目的とする。

(物資の保管および管理)

- 2 物資は、大津市および各健康福祉事務所の区域ごとに保管し、大津市の区域に保管するものにあつては健康福祉政策課長が、各健康福祉事務所の区域に保管するものにあつてはそれぞれ各健康福祉事務所長が管理する。

(台帳の整備)

- 3 物資を管理する者（以下「管理者」という。）は、別紙様式 1 に定める台帳を整備し、物資の受入および払出を管理する。

(検査および報告)

- 4 管理者は、毎年 4 月末日までに物資を検査し、その状況を別紙様式 2 により健康福祉政策課長に報告することとする。

(物資の払出)

- 5 物資の払出は、災害救助法による食品や生活必需品の給与として実施し、各管理者が健康福祉政策課長の依頼に基づき行うものとする。

(1) 健康福祉政策課長は、物資を払い出す場合、物資の種類、数量および払出先を管理者に示すものとする。

(2) 管理者は、健康福祉政策課長から物資払出の依頼があつた場合には、別紙様式 3 による「災害救助物資引継書」とあわせ、物資を払い出すこととする。

(3) 管理者は、物資を払い出した後、速やかに別紙様式 4 による「災害救助物資払出報告書」を健康福祉政策課長に提出することとする。

(物資払出の緊急措置)

- 6 管理者は、所管の区域内に災害が発生し、その被害が甚大であり災害救助法の適用が予想され、かつ通信途絶等により健康福祉政策課長と連絡がとれない場合は、各健康福祉事務所の判断により、物資の払出ができるものとする。

- ② 災害救助法が適用されない場合は、物資の払出はできないものとする。ただし、特別の事情があり必要と認められる場合は、健康福祉政策課長と協議の上、物資を提供できるものとする。

災害救助基金による備蓄物資台帳

事務所名	健康福祉事務所				
保管場所	※ 保管場所所在地、保管業者名、電話番号				
品名		規格		購入年月日	・
年月日	受入	払出	現在高		備考
	数量	数量	数量		
	評価額	評価額	評価額		
・					購入
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					

- ※・物資の購入日別に物資の種類ごと1葉として作成すること。
 ・年度間に異動がない場合も年度末に物資の現在高を整理すること。

健康福祉政策課長 殿

管 理 者 名

災害救助基金による備蓄物資の保管状況等について(報告)

災害救助基金による備蓄物資の保管状況等について、下記のとおり報告します。

記

- 1 保管場所の所在
- 2 委託業者の住所・名称・連絡先
- 3 物資の種類(年 月 日)

品 名	数 量	評 価 額	購 入 年 月 日	適 要

- 4 検査年月日
- 5 検査員職氏名
- 6 検査所見
- 7 添付資料
災害救助基金による物資台帳(写)
保管倉庫所在地位置図

健康福祉政策課長 殿

管 理 者 名

災害救助物資払出報告書

災害救助物資の払出について、下記のとおり報告します。

記

- 1 災害の発生日時・種類
- 2 物資の保管場所
- 3 払出の状況

物資の種類	数量	払出先	搬送者	引継場所	引継年月日

災害救助用備蓄物資保管倉庫一覧表

令和5年2月末現在(健康福祉政策課)

地域	物資種別	備蓄数量	保管倉庫の場所	保管倉庫業者
① 健康福祉政策課	毛布	6,700 枚	大津市中庄2丁目1-73 TEL 077-522-6637	日本通運(株)滋賀支店 栗東市六地藏1070番地1 TEL 077-554-9784
	パン	36,480 食		
	レトルト食品	23,600 食		
	紙おむつ(乳幼児用)	12,512 枚		
	紙おむつ(大人用)	1,184 枚		
	不織布マスク(普通サイズ)	65,400 枚		
	不織布マスク(子ども用サイズ)	8,400 枚		
	生理用ナプキン(昼用)	3,360 枚		
	生理用ナプキン(夜用)	1,800 枚		
	生理用ショーツ(Mサイズ)	180 枚		
生理用ショーツ(Lサイズ)	180 枚			
② 南部健康福祉事務所	毛布	2,560 枚	栗東市手原8-1-5 TEL 077-552-2385	滋賀県陸上輸送協同組合 栗東市手原8-1-5 TEL 077-552-2385
	パン	38,460 食		
	アルファ化米(アレルギー対応)	5,000 食		
	長期保存食	1,260 食		
	レトルト食品	18,040 食		
	紙おむつ(乳幼児用)	4,968 枚		
	紙おむつ(大人用)	880 枚		
	不織布マスク(普通サイズ)	52,800 枚		
	不織布マスク(子ども用サイズ)	7,200 枚		
	生理用ナプキン(昼用)	3,360 枚		
	生理用ナプキン(夜用)	1,800 枚		
	生理用ショーツ(Mサイズ)	180 枚		
	生理用ショーツ(Lサイズ)	180 枚		
③ 甲賀健康福祉事務所	毛布	1,900 枚	甲賀市水口町北脇1750-1 TEL 0748-62-4108	辻運輸(有) 甲賀市水口町北脇1466-1 TEL 0748-62-0836
	パン	16,350 食		
	アルファ化米(アレルギー対応)	4,000 食		
	長期保存食	900 食		
	レトルト食品	8,760 食		
	紙おむつ(乳幼児用)	3,436 枚		
	紙おむつ(大人用)	560 枚		
	不織布マスク(普通サイズ)	26,400 枚		
	不織布マスク(子ども用サイズ)	3,600 枚		
	生理用ナプキン(昼用)	1,120 枚		
	生理用ナプキン(夜用)	600 枚		
	生理用ショーツ(Mサイズ)	60 枚		
	生理用ショーツ(Lサイズ)	60 枚		
④ 東近江健康福祉事務所	毛布	2,600 枚	東近江市小田苅町2004 TEL 0749-45-0697	アヤハ運輸倉庫(株) 東近江市小田苅町2004 TEL 0749-45-0697
	パン	24,520 食		
	レトルト食品	13,920 食		
	紙おむつ(乳幼児用)	4,504 枚		
	紙おむつ(大人用)	744 枚		
	不織布マスク(普通サイズ)	39,600 枚		
	不織布マスク(子ども用サイズ)	5,400 枚		
	生理用ナプキン(昼用)	1,680 枚		
	生理用ナプキン(夜用)	900 枚		
	生理用ショーツ(Mサイズ)	120 枚		
生理用ショーツ(Lサイズ)	120 枚			
⑤ 湖東健康福祉事務所	毛布	5,700 枚	犬上郡多賀町中川原453-3 TEL 0749-26-0202	日本通運(株)滋賀支店 彦根事業所 犬上郡多賀町中川原453-3 TEL 0749-26-0202
	パン	17,350 食		
	アルファ化米(アレルギー対応)	11,500 食		
	長期保存食	2,580 食		
	レトルト食品	12,160 食		
	紙おむつ(乳幼児用)	10,168 枚		
	紙おむつ(大人用)	560 枚		
	不織布マスク(普通サイズ)	26,400 枚		
	不織布マスク(子ども用サイズ)	3,600 枚		
	生理用ナプキン(昼用)	1,120 枚		
	生理用ナプキン(夜用)	600 枚		
	生理用ショーツ(Mサイズ)	60 枚		
	生理用ショーツ(Lサイズ)	60 枚		
	毛布	5,000 枚		日本通運(株)滋賀支店 彦根事業所 彦根事業所長浜営業課
	パン	17,980 食		

地域	物資種別	備蓄数量	保管倉庫の場所	保管倉庫業者
⑥ 湖北健康福祉事務所	アルファ化米(アレルギー対応)	11,500 食	長浜市山階町253-1 TEL 0749-63-6258	長浜市山階町253-1 TEL 0749-62-1610
	長期保存食	2,340 食		
	レトルト食品	11,680 食		
	紙おむつ(乳幼児用)	9,008 枚		
	紙おむつ(大人用)	760 枚		
	不織布マスク(普通サイズ)	31,800 枚		
	不織布マスク(子ども用サイズ)	4,200 枚		
	生理用ナプキン(昼用)	1,120 枚		
	生理用ナプキン(夜用)	600 枚		
	生理用ショーツ(Mサイズ)	60 枚		
	生理用ショーツ(Lサイズ)	60 枚		
⑦ 高島健康福祉事務所	毛布	2,300 枚	高島市新旭町太田2780-1 TEL 0740-25-7200	滋賀貨物運輸(株)湖西営業所 高島市新旭町太田2780-1 TEL 0740-25-7200
	パン	8,870 食		
	アルファ化米(アレルギー対応)	6,000 食		
	長期保存食	1,080 食		
	レトルト食品	5,680 食		
	紙おむつ(乳幼児用)	4,272 枚		
	紙おむつ(大人用)	304 枚		
	不織布マスク(普通サイズ)	21,000 枚		
	不織布マスク(子ども用サイズ)	3,000 枚		
	生理用ナプキン(昼用)	560 枚		
	生理用ナプキン(夜用)	300 枚		
生理用ショーツ(Mサイズ)	60 枚			
生理用ショーツ(Lサイズ)	60 枚			
⑧ 合計	毛布	26,760 枚	※普通サイズ1箱、子ども用サイズ1箱は県庁1A会議室で保管	
	パン	160,010 食		
	アルファ化米(アレルギー対応)	38,000 食		
	長期保存食	8,160 食		
	レトルト食品	93,840 食		
	食料計	300,010 食		
	紙おむつ(乳幼児用)	48,868 枚		
	紙おむつ(大人用)	4,992 枚		
	不織布マスク(普通サイズ)	263,400 枚		
	不織布マスク(子ども用サイズ)	35,400 枚		
	生理用ナプキン(昼用)	12,320 枚		
	生理用ナプキン(夜用)	6,600 枚		
	生理用ショーツ(Mサイズ)	720 枚		
生理用ショーツ(Lサイズ)	720 枚			

避難所における感染症対策用備蓄資機材一覧表

令和3年3月末現在(防災危機管理局)

	保管場所 管理者	保管場所名	保管場所住所	備蓄資機材の品目	備蓄資機材の数量		
					箱数	入数/箱	数量
1	防災危機 管理局	危機管理セン ター4階倉庫	大津市京町四丁 目1番1号	段ボールベッド	86箱	1台	86台
				自立型簡易テント	5箱	2張	10張
				パーティション	22箱	1張	22張
2	消防学校	車庫棟倉庫	東近江市神郷町 314番地	段ボールベッド	172箱	1台	172台
				自立型簡易テント	10箱	2張	20張
				パーティション	44箱	1張	44張
3	事業課	琵琶湖モーター ボート競走場地 下駐車場	大津市茶が崎1-1	段ボールベッド	172箱	1台	172台
				自立型簡易テント	10箱	2張	20張
				パーティション	44箱	1張	44張
4	南部土木 事務所	南部合同庁舎 敷地内の物置	草津市草津3-14- 75	段ボールベッド	86箱	1台	86台
				自立型簡易テント	5箱	2張	10張
				パーティション	22箱	1張	22張
5	甲賀土木 事務所	旧経由分留室、 旧犬猫舎	甲賀市水口町水 口6200	段ボールベッド	172箱	1台	172台
				自立型簡易テント	10箱	2張	20張
				パーティション	44箱	1張	44張
		旧青土ダム宿 舎	湖南市三雲3080- 1	段ボールベッド	172箱	1台	172台
				自立型簡易テント	10箱	2張	20張
				パーティション	44箱	1張	44張
6	湖東土木 事務所	湖東合同庁舎 敷地内の車庫 および物置	彦根市元町4-1	段ボールベッド	172箱	1台	172台
				自立型簡易テント	10箱	2張	20張
				パーティション	44箱	1張	44張
7	長浜土木 事務所	旧会計室、旧県 民サロン	長浜市平方町 1152-2	段ボールベッド	516箱	1台	516台
				自立型簡易テント	30箱	2張	60張
				パーティション	132箱	1張	132張
8	高島土木 事務所	1-A会議室	高島市今津町今 津1758	段ボールベッド	86箱	1台	86台
				自立型簡易テント	5箱	2張	10張
				パーティション	22箱	1張	22張
合計数量				段ボールベッド	1634箱	1台	1634台
				自立型簡易テント	95箱	2張	190張
				パーティション	418箱	1張	418張

滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画総括表

区分 管理者	国 道			主要地方道			一般県道			市 町 道			合 計		
	路線数	区間数	延長(km)	路線数	区間数	延長(km)	路線数	区間数	延長(km)	路線数	区間数	延長(km)	路線数	区間数	延長(km)
第1次緊急輸送道路															
国土交通省	4	5	235.3										4	5	235.3
滋賀県	4	5	34.5	11	11	23.2	10	10	39.9				25	26	97.6
高速道路株式会社	4	4	170.1										4	4	170.1
滋賀県道路公社	1	1	8.4	1	1	5.9							2	2	14.3
市町道										4	4	1.6	4	4	1.6
小 計	13	15	448.3	12	12	29.1	10	10	39.9	4	4	1.6	39	41	518.9
第2次緊急輸送道路															
国土交通省													0	0	0.0
滋賀県	8	12	164.4	19	29	114.8	54	56	122.2				81	97	401.4
高速道路株式会社													0	0	0.0
滋賀県道路公社													0	0	0.0
市町道										59	61	37.8	59	61	37.8
小 計	8	12	164.4	19	29	114.8	54	56	122.2	59	61	37.8	140	158	439.2
第1次、第2次 計															
国土交通省	4	5	235.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	4	5	235.3
滋賀県	12	17	198.9	22	40	138.0	64	66	162.1	0	0	0.0	93	123	499.0
高速道路株式会社	4	4	170.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	4	4	170.1
滋賀県道路公社	1	1	8.4	1	1	5.9	0	0	0.0	0	0	0.0	2	2	14.3
市町道	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	63	65	39.4	63	65	39.4
合 計	16	27	612.7	22	35	143.9	63	66	162.1	61	65	39.4	164	199	958.1

※高速道路株式会社は西日本と中日本が該当する。

第1次緊急輸送道路

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
国道	国	一般国道1号	三重県亀山市関町坂下字鈴鹿山 622番1～大津市横木一丁目	54.2	2-4	
	国	一般国道1号 (栗東水口道路 他)	湖南市朝国 ～栗東市上砥山	11.3	2	
	国	一般国道8号	長浜市西浅井町沓掛 ～栗東市手原	84.3	2	
	国	一般国道21号	米原市長久寺 ～米原市西円寺	12.3	2	
	国	一般国道161号	高島市マキノ町野口 ～大津市横木一丁目	73.2	2	
		一般国道 (指定区間内) 計	4路線 5区間	235.3		国土交通省管理
	国	一般国道303号	長浜市西浅井町塩津浜 ～高島市マキノ町野口	8.0	2	
	国	一般国道303号	高島市今津町弘川 ～高島市今津町杉山	13.6	2	
	国	一般国道306号	彦根市原町 ～彦根市外町	0.7	2	
	国	一般国道307号	甲賀市水口町水口 ～甲賀市水口町水口	2.6	2	
	国	一般国道421号	東近江市中小路町 ～近江八幡市友定町	9.6	2	
		一般国道 (指定区間外) 計	4路線 5区間	34.5		滋賀県管理
	高国	高国 名神高速道路	米原市長久寺 ～大津市追分町	83.2	4-6	
	高国	高国 北陸自動車道	長浜市余呉町椿坂 ～米原市三吉	36.3	4	
	高国	高国 新名神高速道路	甲賀市土山町山女原 ～草津市野路町	41.9	4	
	有国	一般国道1号(京滋BP)	大津市神領四丁目 ～大津市石山外畑町	8.7	4	
		有料道路 (指定区間外) 計	4路線 4区間	170.1		高速道路株式会社管理
	国	一般国道477号	守山市洲本町 ～大津市真野普門二丁目	8.4	2-4	琵琶湖大橋
		有料道路(滋賀県道路公社 管理区間) 計	1路線 1区間	8.4		公社管理
主要地方道 11	主	守山栗東線	守山市洲本町 ～栗東市出庭	5.9	2	琵琶湖大橋
		有料道路(滋賀県道路公社 管理区間) 計	1路線 1区間	5.9		公社管理
主要地方道 18	主	大津草津線	大津市浜大津 ～草津矢橋町	7.7	4	
56	主	大津インター線	大津市松本本宮町 ～大津市本宮一丁目	0.9	2	
11	主	守山栗東線	栗東市出庭 ～栗東市辻	1.2	2	

第1次緊急輸送道路

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
42	主	草津守山線	草津市矢橋町 ～草津市木川町	1.6	4	
4	主	草津伊賀線	湖南省石部北 ～湖南省吉永	6.5	2	
13	主	彦根八日市甲西線	湖南省吉永 ～湖南省朝国	2.0	2	
24	主	甲賀土山線	甲賀市土山町頓宮 ～甲賀市甲賀町岩室	1.1	2	
6	主	彦根停車場線	彦根市旭町 ～彦根市旭町	0.2	2	
25	主	彦根近江八幡線	彦根市外町 ～彦根市大東町	0.6	2	
37	主	中山東上坂線	長浜市川崎町 ～長浜市山階町	1.0	4	
54	主	海津今津線	高島市今津町弘川 ～高島市今津町弘川	0.4	2	
		主要地方道 計	11路線 11区間	23.2		滋賀県管理
一般県道 103	一	大津停車場本宮線	大津市本宮一丁目 ～大津市京町四丁目	0.6	2	
558	一	高島大津線	大津市北小松 ～大津市逢坂一丁目	31.5	2-4	
141	一	山田草津線	草津市木川町 ～草津市草津三丁目	1.9	2	
340	一	甲賀土山インター線	甲賀市甲賀町岩室 ～甲賀市甲賀町岩室	0.3	2	
535	一	泉水口線	甲賀市水口町水口 ～甲賀市水口町水口	0.3	2	
216	一	雨降野今在家八日市線	東近江市八日市緑町 ～東近江市八日市上之町	0.4	2	
517	一	彦根港彦根停車場線	彦根市元町 ～彦根市旭町	0.2	4	
291	一	今津停車場線	高島市今津町弘川 ～高島市今津町今津	0.4	2	
335	一	今津マキノ線	高島市今津町日置前 ～高島市マキノ町沢	3.6	2	
534	一	藺生日置前線	高島市今津町日置前 ～高島市今津町日置前	0.7	2	
		一般県道 計	10路線 10区間	39.9		滋賀県管理
市町道	市	彦根駅平田線	彦根市大東町 ～彦根市旭町	0.4	2	
	市	新町・貴生川幹線	甲賀市水口町水口 ～甲賀市水口町水口	0.1	2	
	市	北浜寅丸線	高島市今津町今津 ～高島市今津町今津	0.5	2	
	市	緑町線	東近江市八日市上之町 ～東近江市八日市東本町	0.6	2	

第1次緊急輸送道路

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
		市町道 計	4路線 4区間	1.6		市町管理
		第1次緊急輸送道路 計	39路線 41区間	518.9		

第2次緊急輸送道路

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
国道	国	一般国道303号	長浜市木之本町金居原 ～長浜市木之本町千田	17.7		
	国	一般国道306号	多賀町多賀 ～彦根市原町	5.4		
	国	一般国道307号	多賀町多賀 ～甲賀市水口町水口	33.0		
	国	一般国道307号	甲賀市水口町水口 ～甲賀市信楽町下朝宮	29.8		
	国	一般国道365号	長浜市小谷郡上町 ～米原市藤川	19.7		
	国	一般国道365号	長浜市余呉町中之郷 ～長浜市木之本町黒田	4.7		
	国	一般国道367号	大津市伊香立途中町 ～高島市今津町保坂	33.5		
	国	一般国道421号	東近江市山上町 ～東近江市中小路町	7.2		
	国	一般国道422号	大津市石山寺三丁目 ～大津市南郷一丁目	1.8		
	国	一般国道477号	大津市真野大野 ～大津市伊香立途中町	6.7		
	国	一般国道477号	日野町河原一丁目 ～日野町松尾	0.7		
	国	一般国道477号	竜王町小口 ～竜王町西横関	4.2		
		一般国道 (指定区間外) 計	8路線 12区間	164.4		滋賀県管理
主要地方道 2	主	大津能登川長浜線	大津市神領四丁目 ～草津市野路町	3.4		
7	主	大津停車場線	大津市浜大津一丁目 ～大津市浜大津一丁目	0.1		
47	主	伊香立浜大津線	大津市山上町 ～大津市御陵町	0.5		
2	主	大津能登川長浜線	守山市守山六丁目 ～守山市播磨田町	0.6		
2	主	大津能登川長浜線	栗東市小柿三丁目 ～栗東市中沢二丁目	0.7		
42	主	草津守山線	守山市播磨田町 ～草津市木川町	8.1		
18	主	大津草津線	草津市新浜町 ～草津市新浜町	0.7		
42	主	草津守山線	草津市矢橋町 ～草津市矢橋町	0.6		
48	主	近江八幡守山線	野洲市西河原 ～野洲市西河原	0.2		
55	主	上砥山上鈎線	栗東市上鈎 ～栗東市手原二丁目	0.5		
4	主	草津伊賀線	甲賀市水口町牛飼 ～甲賀市甲賀町五反田	14.8		

第2次緊急輸送道路

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
24	主	甲賀土山線	甲賀市甲賀町大原市場 ～甲賀市甲賀町相模	0.2		
49	主	甲南阿山伊賀線	甲賀市甲南町杉谷 ～甲賀市甲南町杉谷	1.0		
2	主	大津能登川長浜線	東近江市能登川町 ～東近江市射光寺町	2.4		
13	主	彦根八日市甲西線	東近江市昭和町 ～東近江市川合町	3.8		
13	主	彦根八日市甲西線	東近江市西菩提寺町 ～東近江市小田苺町	1.4		
26	主	大津守山近江八幡線	近江八幡市長命寺町 ～近江八幡市大房町	3.0		
48	主	近江八幡守山線	近江八幡市鷹飼町 ～近江八幡市中小森町	1.6		
52	主	栗見八日市線	東近江市躰光寺町 ～東近江市躰光寺町	0.2		
25	主	彦根近江八幡線	彦根市長曾根町 ～近江八幡市長命寺町	23.2		
2	主	大津能登川長浜線	彦根市長曾根町 ～長浜市高田町	14.3		
13	主	彦根八日市甲西線	愛荘町東出 ～愛荘町安孫子	0.9		
25	主	彦根近江八幡線	彦根市大東町 ～彦根市京町三丁目	0.2		
19	主	山東一色線	米原市野一色 ～米原市一色	6.7		
37	主	中山東上坂線	長浜市八幡中山町 ～長浜市川崎町	1.2		
37	主	中山東上坂線	長浜市山階町 ～長浜市東上坂町	3.6		
44	主	木之本長浜線	長浜市木之本町大音 ～長浜市湖北町尾上	7.1		
23	主	小浜朽木高島線	高島市朽木市場 ～高島市安曇川町五番領	12.8		
38	主	太田安井川線	高島市新旭町北畑 ～高島市新旭町北畑	1.0		
		主要地方道 計	19路線 29区間	114.8		滋賀県管理
一般県道 108	一	南郷桐生草津線	大津市南郷一丁目 ～大津市黒津四丁目	0.2		
307	一	北小松大物線	大津市南小松 ～大津市南小松	0.1		
142	一	草津停車場線	栗東市小柿 ～草津市渋川一丁目	0.7		
151	一	守山中主線	野洲市市三宅 ～野洲市西河原	2.2		
155	一	木部野洲線	野洲市市三宅 ～野洲市小篠原	2.3		

第2次緊急輸送道路

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
324	一	希望が丘文化公園北線	野洲市辻町 ～野洲市小篠原	1.7		
342	一	草津田上インター線	草津市野路町 ～草津市野路町	0.2		
559	一	近江八幡大津線	近江八幡市南津田町 ～草津市新浜町	30.7		
113	一	石部草津線	湖南市石部北一丁目 ～湖南市石部中央一丁目	0.6		
124	一	甲南停車場線	甲賀市甲南町野田 ～甲賀市甲南町野田	0.3		
132	一	甲南阿山線	甲賀市甲南町杉谷 ～甲賀市甲南町杉谷	0.6		
337	一	柑子塩野線	甲賀市甲南町杉谷 ～甲賀市甲南町新治	1.4		
341	一	信楽インター線	甲賀市信楽町黄瀬 ～甲賀市信楽町黄瀬	0.1		
343	一	甲南インター線	甲賀市甲南町新治 ～甲賀市甲南町杉谷	2.6		
549	一	大野名坂線	甲賀市水口町東名坂 ～甲賀市水口町本綾野	0.5		
176	一	桜川西竜王線	東近江市桜川西町 ～東近江市市子川原町	0.8		
201	一	安土西生来線	近江八幡市安土町小中 ～近江八幡市西生来町	0.9		
202	一	佐生五個荘線	東近江市五個荘金堂町 ～東近江市五個荘塚本町	0.2		
206	一	神郷彦根線	東近江市神郷町 ～東近江市神郷町	0.3		
213	一	湖東彦根線	東近江市南花沢町 ～東近江市西菩提寺町	2.8		
326	一	大房東横関線	近江八幡市大房町 ～近江八幡市東横関町	5.1		
502	一	近江八幡停車場線	近江八幡市鷹飼町 ～近江八幡市桜宮町	0.7		
553	一	今築瀬線	東近江市神郷町 ～東近江市五個荘築瀬町	1.7		
196	一	三津屋野口線	彦根市三津屋町 ～彦根市日夏町	0.9		
206	一	神郷彦根線	彦根市西今町 ～彦根市京町三丁目	2.8		
219	一	豊郷停車場線	豊郷町高野瀬 ～豊郷町八目	1.1		
220	一	松尾寺豊郷線	愛荘町松尾寺 ～愛荘町東出	2.8		
224	一	多賀高宮線	彦根市高宮町 ～彦根市高宮町	1.5		
227	一	敏満寺野口線	甲良町金屋 ～甲良町在士	1.3		

第2次緊急輸送道路

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
344	一	湖東三山インター線	愛荘町松尾寺 ～愛荘町松尾寺	0.3		
517	一	彦根港彦根停車場線	彦根市松原二丁目 ～彦根市元町	1.8		
518	一	彦根城線	彦根市古沢町 ～彦根市松原町	0.9		
518	一	彦根城線	彦根市佐和町 ～彦根市金亀町	0.4		
542	一	安食西八目線	豊郷町八目 ～豊郷町石畑	0.2		
234	一	朝妻筑摩近江線	米原市朝妻筑摩 ～米原市下多良一丁目	1.7		
244	一	大野木志賀谷長浜線	米原市志賀谷 ～米原市長岡	2.2		
248	一	天満一色線	米原市長岡 ～米原市一色	0.3		
251	一	祇園八幡中山線	長浜市祇園町 ～長浜市八幡中山町	2.1		
254	一	川道唐国線	長浜市錦織町 ～長浜市唐国町	0.7		
256	一	香花寺曾根線	長浜市落合町 ～長浜市落合町	0.2		
265	一	郷野湖北線	長浜市小谷郡上町 ～長浜市湖北町速水	2.2		
273	一	東野虎姫線	長浜市内保町 ～長浜市酢	5.4		
329	一	彦根米原線	米原市下多良一丁目 ～米原市米原	0.6		
331	一	湖北長浜線	長浜市湖北町尾上 ～長浜市公園町	12.0		
509	一	間田長浜線	長浜市八幡東町 ～長浜市高田町	1.2		
510	一	伊部近江線	米原市顔戸 ～米原市顔戸	0.4		
551	一	山東伊吹線	米原市高番 ～米原市春照	1.0		
513	一	葛籠尾崎大浦線	長浜市西浅井町大浦 ～長浜市西浅井町大浦	0.3		
557	一	西浅井マキノ線	長浜市西浅井町大浦 ～長浜市西浅井町大浦	1.9		
287	一	小荒路牧野沢線	高島市マキノ町沢 ～高島市マキノ町沢	0.3		
296	一	畑勝野線	高島市高島町永田 ～高島市高島町勝野	1.1		
297	一	安曇川高島線	高島市安曇川町田中 ～高島市安曇川町田中	0.2		
303	一	北船木北畑線	高島市新旭町新庄 ～高島市新旭町太田	0.8		

第2次緊急輸送道路

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
304	一	北船木勝野線	高島市安曇川町北舟木 ～高島市高島町勝野	7.1		
305	一	南船木西万木線	高島市安曇川町西万木 ～高島市安曇川町青柳	0.4		
333	一	安曇川今津線	高島市今津町今津 ～高島市安曇川町北舟木	9.4		
		一般県道 計	54路線 56区間	122.2		滋賀県管理
市町道	市	幹1033	大津市長等一丁目 ～大津市京町三丁目	0.5		
	市	中3517	大津市長等一丁目 ～大津市長等一丁目	0.1		
	市	中3401	大津市京町三丁目 ～大津市京町三丁目	0.2		
	市	幹1037	大津市浜町 ～大津市末広町	0.7		
	市	幹1042	大津市松本二丁目 ～大津市松本一丁目	0.3		
	市	幹1045	大津市竜が丘 ～大津市鶴の里	1.2		
	市	中4013	大津市におの浜四丁目 ～大津市におの浜四丁目	0.3		
	市	幹1031	大津市茶が崎 ～大津市錦織一丁目	1.5		
	市	幹1033	大津市皇子が丘三丁目 ～大津市尾花川	0.1		
	市	幹2128	大津市尾花川 ～大津市山上町	0.3		
	市	幹2134	大津市石山寺三丁目 ～大津市石山寺三丁目	0.5		
	市	幹1016	大津市本堅田五丁目 ～大津市堅田二丁目	0.1		
	市	北2326	大津市堅田二丁目 ～大津市堅田二丁目	0.2		
	市	幹1112	大津市南小松 ～大津市南小松	0.2		
	市	幹1114	大津市南小松 ～大津市南小松	0.7		
	市	中3303	大津市浜大津一丁目 ～大津市浜大津一丁目	0.1		
	市	幹1036	大津市浜大津一丁目 ～大津市浜大津一丁目	0.1		
	市	金亀町3号線	彦根市金亀町 ～彦根市金亀町	0.5		
	市	高宮多賀線	彦根市高宮町 ～彦根市高宮町	0.5		
	市	高宮町七軒町・桃線	彦根市高宮町 ～彦根市高宮町	0.3		

第2次緊急輸送道路

路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
	市	八坂西今線	彦根市八坂町 ～彦根市八坂町	0.4		
	市	高田神照線	長浜市高田町 ～長浜市宮前町	0.3		
	市	錦織湖岸線	長浜市錦織町 ～長浜市下八木町	2.8		
	市	黒橋八木線	近江八幡市出町 ～近江八幡市八木町	1.8		
	市	近江八幡駅千僧供線	近江八幡市千僧供町 ～近江八幡市鷹飼町	1.5		
	市	大路4号線	草津市大路二丁目 ～草津市大路二丁目	0.1		
	市	草津駅下笠線	草津市野村六丁目 ～草津市西大路町	0.7		
	市	医科大学東線	草津市笠山七丁目 ～草津市笠山七丁目	0.5		
	市	南笠東8号線	草津市笠山七丁目 ～草津市笠山七丁目	0.3		
	市	勝部吉身線	守山市吉身六丁目 ～守山市梅田町	0.8		
	市	下ノ郷吉身線	守山市守山町四丁目 ～守山市吉身二丁目	0.2		
	市	元町杉江線	守山市三宅町 ～守山市金森町	0.2		
	市	手原駅新屋敷線	栗東市手原二丁目 ～栗東市安養寺一丁目	0.4		
	市	松尾・山幹線	甲賀市水口町松尾 ～甲賀市水口町松尾	0.4		
	市	新町・貴生川幹線	甲賀市水口町水口 ～甲賀市水口町水口	0.1		
	市	新町・貴生川幹線	甲賀市水口町水口 ～甲賀市水口町水口	0.1		
	市	乙窪比留田線	野洲市西河原 ～野洲市西河原	0.3		
	市	野洲中央線	野洲市小篠原 ～野洲市小篠原	0.6		
	市	高川野畑線	高島市新旭町北畑 ～高島市新旭町北畑	0.8		
	市	北浜寅丸線	高島市今津町今津 ～高島市今津町今津	0.3		
	市	新庄木津線	高島市新旭町新庄 ～高島市新旭町北畑	0.5		
	市	3・4・4青柳・五番領線	高島市安曇川町西万木 ～高島市安曇川町田中	1.7		
	市	西万木・五番領線	高島市安曇川町五番領 ～高島市安曇川町西万木	0.8		
	市	打下永田線	高島市高島町永田 ～高島市高島町城山台二丁目	1.4		

第2次緊急輸送道路

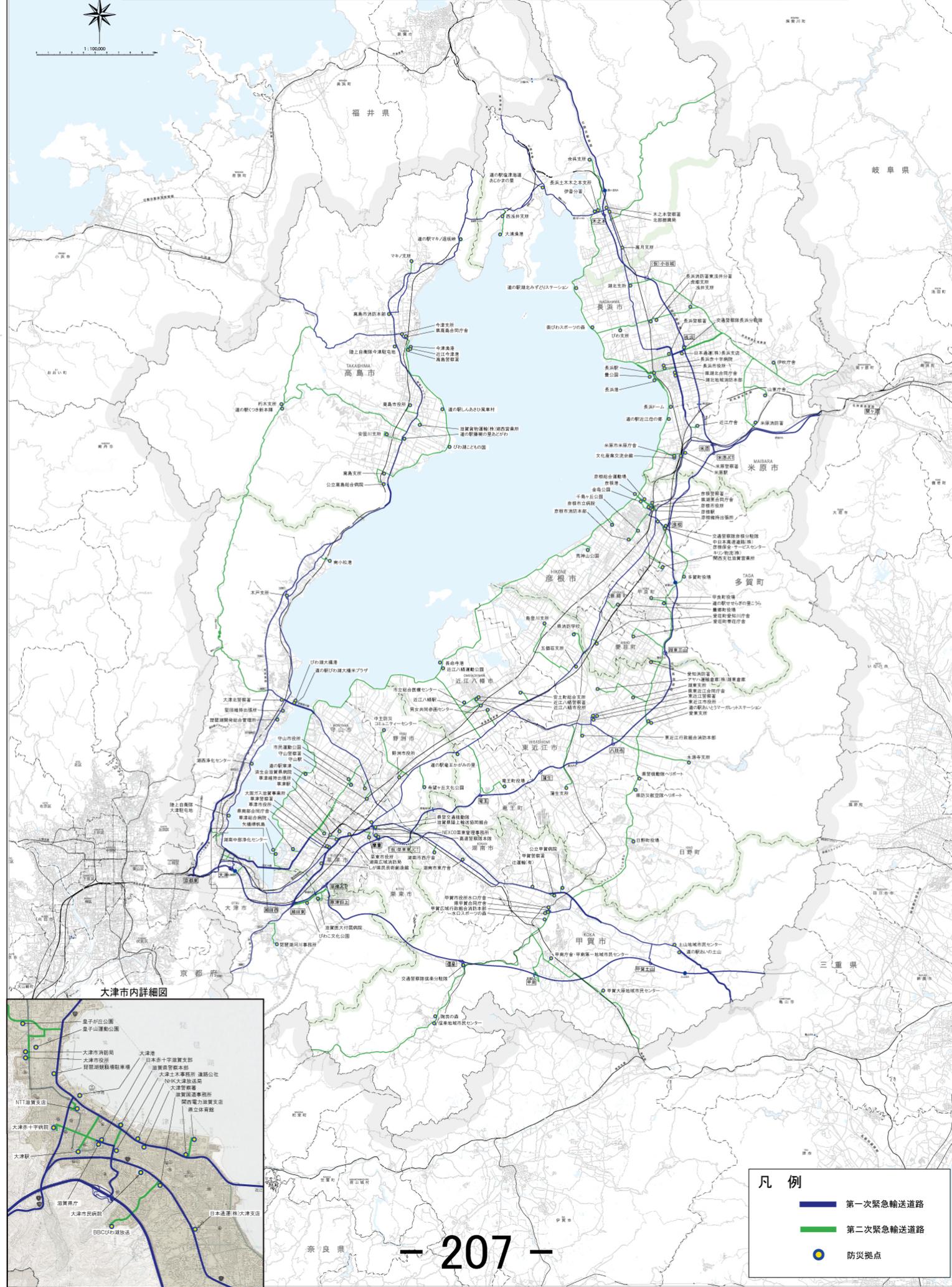
路線番号	種別	路線名	区間 (起点～終点)	延長 (km)	車線数	備考
	市	高島駅前線	高島市高島町城山台二丁目 ～高島市高島町勝野	0.2		
	市	近江高島駅東線	高島市高島町勝野 ～高島市高島町勝野	0.1		
	市	今津駅前線	高島市今津町中沼二丁目 ～高島市今津町今津	0.1		
	市	湖岸線	高島市今津町今津 ～高島市今津町今津	0.2		
	市	北町屋金堂線	東近江市五個荘金堂町 ～東近江市五個荘北町屋町	0.9		
	市	桜川西赤坂線	東近江市川合町 ～東近江市桜川西町	1.6		
	市	妹市ヶ原線	東近江市妹町 ～東近江市妹町	0.4		
	市	八日市芝原線	東近江市八日市野々宮町 ～東近江市東今崎町	0.8		
	市	きぬがさ街道線	東近江市きぬがさ町 ～東近江市五個荘川並町	1.9		
	市	塚本石馬寺線	東近江市五個荘川並町 ～東近江市五個荘塚本町	0.8		
	市	小田苧・御幸橋線	東近江市小田苧町 ～東近江市小田苧町	0.8		
	市	小八木愛知野蚊野外線	愛荘町蚊野外 ～東近江市小田苧町	0.1		
	町	小口八重谷線	竜王町薬師 ～竜王町小口	2.0		
	町	東西線	竜王町小口 ～竜王町小口	0.4		
	町	西通り線	竜王町小口 ～竜王町小口	0.5		
	町	愛知川・栗田線	愛荘町愛知川 ～愛荘町市	0.8		
	町	上蚊野・島川線	愛荘町上蚊野 ～愛荘町蚊野外	0.8		
		市町道 計	59路線 61区間	37.8		市町管理
		第2次緊急輸送道路 計	140路線 158区間	439.2		

滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画図

(平成25年2月)



1:100,000



大津市内詳細図



- 凡例
- 第一次緊急輸送道路
 - 第二次緊急輸送道路
 - 防災拠点

この図の内容は、滋賀県道路局の調査に基づき、平成25年2月20日現在の状況を示しています。詳細は、滋賀県道路局のホームページをご覧ください。

広域輸送拠点一覧表

広域湖上輸送拠点

拠 点 施 設 名	住 所	所 有 者	所 管 課 等
大 津 港	大津市浜大津一丁目地先	県	県 土 木 交 通 部 流 域 政 策 局
びわ湖大橋港	大津市今堅田町90地先	琵琶湖汽船(株)	
南 小 松 港	大津市南小松	大津市	
志 賀 津 棧 橋	大津市木戸地先	(独)水資源機構	
近 江 今 津 港	高島市今津町今津	琵琶湖汽船(株) 近江トラベル(株)	
今 津 漁 港	高島市今津町今津	高島市	
堀 川 揚 陸 施 設	高島市安曇川町四津川地先	(独)水資源機構	
大 浦 漁 港	長浜市西浅井町	長浜市	
長 浜 港	長浜市港町地先	県	県 土 木 交 通 部 流 域 政 策 局
早 崎 揚 陸 施 設	長浜市早崎町地先	(独)水資源機構	
彦 根 港	彦根市松原町湖岸地先	県	県 土 木 交 通 部 流 域 政 策 局
長 命 寺 港	近江八幡市長命寺町地先	近江八幡市	
長 命 寺 川 揚 陸 施 設	近江八幡市南津田地先	(独)水資源機構	
矢 橋 帰 帆 島 (湖岸緑地山田～新浜地区)	草津市矢橋町帰帆2108番地先	県	びわ湖フローティングスクール
烏 丸 揚 陸 設 備	草津市下物町地先	(独)水資源機構	
下 笠 揚 陸 施 設	草津市下笠町地先	(独)水資源機構	
新 浜 ス ト ッ ク ヤ ー ド	草津市新浜町地先	(独)水資源機構	
大 同 川 揚 陸 施 設	東近江市栗見出在家町地先	(独)水資源機構	

広域陸上輸送拠点

拠 点 施 設 名	住 所	所 有 者	所 管 課 等
ウカルちゃんアリーナ	大津市におの浜四丁目2-12	県	文化スポーツ部スポーツ課
琵琶湖競艇場無料駐車場	大津市皇子が丘3丁目2	県	総務部事業課
びわ湖文化公園	大津市瀬田南大萱町石拾1740-1	県	土木交通部都市計画課
湖西浄化センター	大津市苗鹿三丁目1-1	県	琵琶湖環境部下水道課
彦根総合スポーツ公園	彦根市松原3028	県	文化スポーツ部スポーツ課
長浜バイオ大学ドーム	長浜市田村町1320	県	文化スポーツ部スポーツ課
男女共同参画センター	近江八幡市鷹飼町80-4	県	商工観光労働部女性活躍推進課
湖南中部浄化センター	草津市矢橋町帰帆島2108	県	琵琶湖環境部下水道課
陶 芸 の 森	甲賀市信楽町勅旨2188-7	県	商観労部モノづくり振興課
希望が丘文化公園	蒲生郡竜王町薬師1178	県	文化スポーツ部文化芸術振興課
文化産業交流会館	米原市下多良二丁目137	県	文化スポーツ部文化芸術振興課
奥びわスポーツの森	長浜市早崎町	県	土木交通部都市計画課
びわ湖こどもの国	高島市安曇川町北船木2981	県	健康医療福祉部子ども・青少年局

後方支援拠点候補地

(風水害等対策編「第3章災害応急対策計画 第13節相互協力計画 8ライフライン機関との協力」関係)

(震災対策編「第3章災害応急対策計画 第3節相互協力計画 11ライフライン機関との協力」関係)

拠点施設名	住所	所管課等	使用可能場所	部屋(事務所等)の提供	部屋の名称	その他備考
1 陶芸の森	甲賀市信楽町勅旨2188-7	商工観光労働部モノづくり振興課	1～4駐車場	○	管理棟、視聴覚室、応接室	第3駐車場はドクターヘリ離着陸場所となっている。管理棟、視聴覚室、応接室については、靴の履きかえ等の配慮が必要
2 希望が丘文化公園	蒲生郡竜王町薬師1178	文化スポーツ部文化芸術振興課	駐車場	○	スポーツ会館、青年の城	
3 長浜バイオ大学ドーム	長浜市田村町1320	文化スポーツ部スポーツ課	屋外グラウンド	○	会議室、屋内物置き場、休憩室	
4 びわ湖こどもの国	高島市安曇川町北船木2981	健康医療福祉部子ども・青少年局	駐車場、臨時駐車場	○	虹の家	
5 男女共同参画センター	近江八幡市鷹飼町80-4	商工観光労働部女性活躍推進課	大駐車場	○	ランチスペース等	センターでの催しとの調整が必要
6 琵琶湖モーターボート競走場 第一無料駐車場	大津市皇子が丘3丁目2	総務部事業課	駐車場	○	管理棟	本場非開催時のみ使用可能
7 びわこ文化公園	大津市瀬田南大萱町石拾1740-1	土木交通部都市計画課	駐車場	○	管理事務所	大津市の避難場所に指定
8 奥びわスポーツの森	長浜市早崎町	土木交通部都市計画課	駐車場 グラウンド	○	管理事務所、入口建物	長浜市の避難場所に指定
9 びわこ地球市民の森	守山市水保町2727	土木交通部都市計画課	駐車場	○	管理事務所	
10 湖西浄化センター	大津市苗鹿三丁目1-1	琵琶湖環境部下水道課	苗鹿公園駐車場	○	公園管理事務所	大津市の避難場所に指定。 下水処理継続が最優先であり、仮設の汚水処理施設等の整備により候補地を提供できない場合もある。
11 湖南中部浄化センター	草津市矢橋町帰帆島2108	琵琶湖環境部下水道課	矢橋帰帆島公園駐車場 グラウンド	○	公園管理事務所	滋賀県の災害廃棄物の仮置場候補地となっている。 下水処理継続が最優先であり、仮設の汚水処理施設等の整備により候補地を提供できない場合もある。
12 滋賀県立大学	彦根市八坂町2500	—	駐車場、(野球場)	○	体育館	

防災機能を高める道の駅一覧表

駅名	住所	設置者	隣接道路
妹子の郷	大津市和邇中528	大津市	国道161号
せせらぎの里こうら	犬上郡甲良町金屋1549-4	甲良町	国道307号

災害り災者救出用寄贈品等に対するJR運賃減免実施基準

1. 災害割引の対象となる災害の程度

災害の種類	地域	被害状況
風水害	都道府県、東京都のうち区の存する区域または五大都市	2,000世帯以上の住家の床上浸水または1,000世帯以上の住家の流失倒壊
	その他の都市	1,000世帯以上の住家の床上浸水または500世帯以上の住家の流失倒壊
	町村	500世帯以上の住家または一町村全住家の床上浸水 300世帯以上の住家または一町村全住家の流失倒壊
爆発	限定しない	1. 家屋300世帯以上または一町村全住家の焼失倒壊 2. 死傷者（軽傷のものを除く）50名以上
事変等その他の事故	震火災の例による	

(注) 被害状況のうち大破、半壊または半焼は含まないものとする。

2. 災害割引の適用条件

災害種類	貨物の種類	荷送人	荷受人	減免期間	条件
風水害	り災者救出用寄贈品 (再植用稲苗もみを含む)	制限しない	り災地の知事、 県事務局長、市 町村長、日本赤 十字社社長また は支部長	1月	震火災の場合に同じ
	り災者救護材料 官公庁または日本赤十字 社の救護員が救護のため 使用する物品および使用 後返送するもの	官公庁また は日本赤十 字社	官公庁または日 本赤十字社	1月	震火災の場合に同じ
	り災者用物資 1 生活必需品（震火災 の場合に同じ） 2 応急建築の材料 （震火災の場合に同じ）	制限しない	制限しない	3月	震火災の場合に同じ
爆発およびその他の事故	り災地用応急工事材料、 木材、竹、針金類、スコ ップ、蛇かご、むしろ、 俵、かます、なわ		り災地の県知 事、県事務所 長、市町村長	15日	託送の際、り災地用応急工事材料であることを申告し、かつ鉄道で認めたものに限る。 (注) 鉄道で認めたものとは、り災地の知事その他の自治団体の長から電話電報、その他の方法で応急工事材料の運送方の依頼を受けたものをいう。
	り災者救出用寄贈品	制限しない	り災地の知事、	1月	震火災の場合に同じ
	り災者救護材料 官公庁または日本赤十字 社の救護員が救護のため 使用する物品及びその使 用後返送するもの	官公庁また は日本赤十 字社	県事務局長、市 町村長 官公庁または日 本赤十字社	1月	震火災の場合に同じ

様式

(第 号)

災害り災者用物資証明書

り災者住所氏名

品 名

数 量

発 駅・着 駅

荷送人・荷受人

上記の貨物は、平成 年 月 日に発生した に対し、このり災者が直接消費
するため購入したものであることを証明する。

年 月 日

り災地の地方公共団体の長

公
印

(注) 用紙は日本工業規格 B6 とする。

災害時における租税等の徴収猶予および減免等の措置

県は、被災した納税者または特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）に対し地方税法（以下「法」という。）または滋賀県税条例（以下「条例」という。）により、県税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予および減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な措置を講ずることとする。

(1) 期限の延長

災害により、納税者等が期限内に申告その他書類の提出または県税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、次の方法により、その災害がやんだ日から2月以内において当該期限を延長する。（法第20条の5の2、条例第13条）

ア 災害が県または他の都道府県の区域の全部または一部の地域にわたる場合、適用の地域および期日を指定する。

イ その他の場合、災害がやんだ日から納税者等からの申請により2月以内において期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税者等が県税を一時に納付しまたは納入することができないと認めるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認めるときは、更に1年以内の延長を行う。（法第15条）

(3) 滞納処分等の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分等の執行の停止、換価の猶予および延滞金の減免等適切な措置を講ずる。（法第15条の5、法第15条の7、法第15条の9、法第20条の9の5）

(4) 減免等

減免等の割合については、災害による損害の程度によって異なる。

減免等を受けようとする者は、各税目ごとに定められた期間内にその旨を申請する必要がある。

ア 個人県民税

個人県民税と併せて賦課徴収を行う市町村民税と同じ割合によって減免する。（法第45条、法第323条）

イ 法人県民税

大規模な災害により、甚大な損害を被った場合（法第61条、条例第35条）

ウ 法人事業税

大規模な災害により、甚大な損害を被った場合（法第72条の49の4、条例第38条の7）

エ 個人事業税

災害により、事業資産等について甚大な損害を被った場合（法第72条の62、条例第38条の12）

オ 不動産取得税

(ア) 災害（不動産の取得の日から3月以内に発生した災害に限る。）により、取得した不動産が著しく価値を減じた場合

(イ) 災害により不動産が滅失し、または損壊した場合に、その所有者が当該滅失し、または損壊した不動産に代わる不動産を災害にあった日から2年以内に取得した場合（法第73条の31、条例第39条の17）

カ 自動車税環境性能割（軽自動車税環境性能割も当分の間これに準じる）

災害（自動車の取得から3月以内に発生した災害に限る。）により、取得した自動車が著しく価値を減じた場合（法第167条、条例第73条の3第1項第5号および第2項、附則第29条の10第1項）

キ 軽油引取税

（ア）天災等により、特別徴収義務者が軽油の代金および軽油引取税の全部または一部が徴収不能となった場合（法第144条の30）

（イ）納税者が、災害により甚大な被害を被った場合（法第144条の42、条例第58条の22）

ク 自動車税種別割

災害により、自動車が被害を受けた場合（法第177条の17、条例第73条の13第1項）

ケ 鉦区税

災害により、鉦区に甚大な被害を被った場合（法第194条、条例第82条の2）

コ 固定資産税

災害により、大規模の償却資産が著しく価値を減じた場合（法第367条、条例第113条）

サ 狩猟税

災害により、甚大な被害を被った場合（法第700条の62、条例第142条の4）

災害救助事務フロー

処理項目	内閣府	滋賀県	市町	備考
被害状況の把握		●災害対策本部員会議設置	●迅速・正確に管内の被害状況を把握	▼「被害認定基準」
被害状況報告	●連絡受理、待機	●待機体制の旨連絡 ← ※解散時も連絡のこと ●被害状況を集計	●速やかに被害状況を滋賀県に報告	
	●報告受理 ●滋賀県防災危機管理局長と災害救助法適用について情報交換	●災害対策本部の設置 ●市町からの被害報告を確認、集計し、直ちに内閣府への報告 ← ※以下、状況判明次第随時報告 ●(災害救助法の適用を検討する場合) 県内関係機関へ情報提供	被害状況の報告 ・災害発生日時、場所 ・災害の要因 ・被害状況 ・既にとった救助措置 ・今後の救助の見込み ← ※以下、状況判明次第随時報告 ※必要に応じ災害対策本部を設置	▼報告内容等 ＝参考編「災害救助状況報告様式」 ▼報告主任 滋賀県防災危機管理局 地震・危機管理室 地震・防災係 ▼報告先(電話) 内閣府防災担当 災害救助・救援対策室救助係 TEL 03-3501-5191 ▼県内関係機関 ・日本赤十字社滋賀県支部 TEL 077-522-6758 FAX 077-523-4502 ・財務省近畿財務局 大津財務事務所 TEL 077-522-3765 FAX 077-525-3433
災害救助法適用の決定	●報告の受理 ●助言・指導 ※必要に応じ災害対策本部を設置 ●国土交通省、日本赤十字社等への連絡	●(市町から知事へ災害救助法の要請がなく、かつ、上記にて収集した情報が災害救助法の適用基準に相当すると判断される場合) 知事が該当市町長へ災害救助法適用について意向確認(知事と市町長との合意をもって、法の適用要請とみなす) ●災害対策本部において市町を単位として法の適用を決定(緊急性が高い場合は、本部長(知事)の決定をもって災害対策本部の決定とみなす) ↓ ●内閣総理大臣に報告 ← ↓ ●公示、市町、関係機関へ通知 ↓ ●県内各関係機関に連絡(連携・協力) ●必要に応じ現地確認	●知事に法適用を協議 ←	▼適用基準 ＝第3章第4節 第12 ▼県内関係機関 ・日本赤十字社滋賀県支部 TEL 077-522-6758 FAX 077-523-4502 ・財務省近畿財務局 大津財務事務所 TEL 077-522-3765 FAX 077-525-3433

処理項目	内閣府	滋賀県	市町	備考
応急救助の実施	●必要に応じ他の都道府県知事 に対して応援を要請	●救助の実施 ●必要に応じ他の市町に対して救 助業務の応援を要請	●救助の実施 【知事からの委任に係る救助】 《救助日報》	▼救助日報 ＝参考編「救助 日報様式」 ▼救助の委任
中間報告	●報告の受理 ●助言、指導 ●報告の受理	●災害救助法の適用状況報告 ●報告の受理、集計 ●救助実施状況及び今後の救助の 実施予定等の報告 ※以下、必要に応じ随時報告	●救助の実施状況及び今後の救 助の実施予定等の報告 ※以下、必要に応じ随時報告	▼報告内容(中間報 告)
必要に応じ 特別基準の 申請 ※申請は救 助の種類毎 の期間内に 行うこと。	●承認の可否及び程度等の判 断、助言・指導(可の場合)	●被害が甚大等のため「災害救助 法による救助の程度、方法及び期 間並びに実費弁償の基準」による 救助の種類毎に、この基準により 難しい特別の事情のあるときは、そ のつど特別基準を内閣総理大臣に 協議 ●実施	●必要に応じ、知事に特別基準 の要請	▼災害救助法によ る救助程度、方法 及び期間並び実 費弁償 ＝資料編 ▼特別基準の申請 ※とりあえず電話で 報告後、速やかに 文書送付
救助完了報 告	●報告の受理 ●助言、指導	●応急救助の完了後 ①確定被害状況 ②救助の種類毎の実施状況及び 救助費概算所要額等を報告	●応急救助の完了後 ①確定被害状況 ②通知を受けて行った救助の 種類毎の実施状況及び救 助費概算所要額等を報告	
負担金申請 等	●申請に基づく交付決定 ●資金示達 ●精算確定	●精算交付を内閣総理大臣に申請 ※翌年度の6月15日期限 ※特別の事情がある場合、概算 交付を受けることができる	●応急救助等に基づく救助費 (繰替支弁を行った額)を知 事に申請	▼救助費(繰替支弁 分)交付申請 ▼救助費交付申請

災害救助状況報告様式

滋賀県防災危機管理局地震・危機管理室 行き
(FAX 077-528-6037)

当報告の記入に当たっては、県防災危機管理局地震・危機管理室の担当とご相談ください
(TEL 077-528-3432)

災害救助法適用要請の有無

(有・無・検討中)

- ・法の適用は、市町単位
- ・市町長からの要請に基づき知事が適用

市町名 _____
 所 属 _____
 担当者名 _____
 電話番号 _____
 F A X _____

災 害 救 助 状 況 報 告 (月 日 時 現 在)

1 被害の概要

災害の原因(台風、豪雨、地震等)および状況(降雨量、地域、河川の氾濫、堤防決壊等)

2 被害状況報告(市町災害対策本部が把握している数値により報告すること)

人的被害				住家被害の世帯数				
死者	行方不明	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水

3 措置状況

救助の種類	実施有無	これまでとった措置の内容(数・状態)	今後とる措置
避難所の設置		避難所数() 避難人数()	
応急仮設住宅供与		公営住宅戸数() 民間住宅戸数() 建築戸数()	
炊出・食品供与		延べ人数()	
飲料水供給		延べ人数()	
生活必需品給・貸与		全壊世帯数() 半壊世帯数() 床上浸水世帯数()	
医療および助産		医療() 助産()	
被災者救出		人数() 救出方法()	
住宅応急修理		半壊世帯数()	
学用品の給与		全壊世帯数() 半壊世帯数() 床上浸水世帯数()	
被災者の埋葬		人数()	
死体捜査・処理		捜索中人数() 発見・処理人数()	
障害物除去		半壊世帯数() 床上浸水世帯数()	

4 特記事項

要配慮者への避難誘導方法および状況	
孤立地域の有無および状況	
その他特に問題となっている事項	
災害対策本部の設置	月 日 日 時 分

救助日報 報告様式

救助日報								
情報提供機関 ○○市・町				受信機関 滋賀県 健康福祉政策課				
送信者				受信者				
情報提供時限 月 日 時現在				受信時間 月 日 時				
避難所開設	開設期間	開設日時	月 日 時	被服寝具生活 必需品給与	県より受入又は前日よりの繰越量		点	
		閉鎖予定日	月 日		本日支給	全失世帯数	(世帯) 点	
	既存建物	個所数	カ所		翌日への繰越量	半失、床上浸水世帯数	(世帯) 点	
		避難人員	人		医療班出勤数		カ所	
野外仮設	個所数	カ所	医療・助産救助	医療班	救助地区			
	避難人員	人			者療	医療	人	
炊出し	炊出期間	開始月日		月 日	医療機関	医療	施設数	カ所
		終了予定日		月 日		助産	診療人員	人
	炊出個所数			カ所	助産	施設数	カ所	
		炊出人員	朝	人		診療人員	人	
昼			人	救助終了予定月日		月 日		
夕	人							
計		人						
給水	供給地区数		地区	被災者救出	救出地区			
	供給実人員		人		救出をした人員	人		
	供給水量		リ		今後救出を要する人員	人		
	給水期間	開始月日	月 日		救出終了予定月日		月 日	
		終了予定日	月 日		救出の方法			
給水方法								

学用品支給	県より受入又は前日よりの繰越量			点	死体の処理	死亡原因別人員			
	本日支給	小学生	全壊世帯	(人)点		死体処理	死体洗淨	死体洗淨	体
			半壊(床上浸水)世帯	(人)点				死体縫合	体
		中学生	全壊世帯	(人)点				死体消毒	体
			半壊(床上浸水)世帯	(人)点			死体保存	既存建物利用	カ所
		高校生等	全壊世帯	(人)点				仮設建物	カ所
			半壊(床上浸水)世帯	(人)点			死体処理機関		
	翌日への繰越量			点		今後死体処理		体	
	前日までの埋葬			体		死体処理終了予定月日		月日	
	埋葬	本日埋葬	大人	体		障害物除去	障害物除去を要する戸数		戸
小人			体	本日除去した戸数	(計戸)				
計			体		戸				
翌日以降の要埋葬数			体	障害物除去の終了予定月日			月日		
埋葬終了予定月日			月日	輸送	公用車使用		台		
搜索地区					借上車使用		台		
死体の搜索	死体	搜索を要する死体	体		救助の種類				
		本日発見死体	体		賃金職員等雇上数		人		
		今後の要検索死体	体	従事作業					
搜索の方法				備考	その他				
搜索終了予定月日			日						
仮設住宅	建設の場合	着工月日	月日						
		竣工月日	月日						
住宅修理	賃貸の場合	契約月日	月日						
		入居月日	月日						
着工月日			月日						
竣工月日			月日						

【県警備本部の任務】

班名	任務内容
<p>総括班 (班長・警備第二課長)</p>	<p>ア 本部特命隊の編成及び運用に関する事。 イ 災害警備本部の設置及び運用に関する事。 ウ 警察無線機の運用に関する事。 エ 警備対策の総括指揮に関する事。 オ 公安委員会への報告・連絡に関する事。 カ 警察庁、近畿管区警察局及び関係都道府県警察への報告・連絡に関する事。 キ 情報の収集、集約、伝達等各班との連絡調整に関する事。 ク 警察OB災害協力員の運用に関する事。 ケ 災害警備本部の記録に関する事。 コ その他特命事項に関する事。</p>
<p>受援連絡班 (班長・企画教養課長)</p>	<p>ア 受援連絡隊の編成及び運用に関する事。 イ 警察災害派遣隊の受援連絡・調整に関する事。 ウ 警察災害派遣隊(支援関係部隊)の運用に関する事。 エ 海外からの支援の受入れに関する事。 オ ボランティアの受入れに関する事。 カ その他特命事項に関する事。</p>
<p>連絡支援班 (班長・警務課長)</p>	<p>ア 連絡支援隊の編成及び運用に関する事。 イ 署警備本部への支援及び連絡調整に関する事。 ウ 県災害対策本部、知事部局及び自治体等への連絡調整に関する事。 エ 連絡調整に必要な連絡派遣に関する事。 オ 消防、自衛隊等の防災関係機関との連絡調整に関する事。 カ その他特命事項に関する事。</p>
<p>実施班 (班長・警備第二課長)</p>	<p>ア 警備実施隊及び警衛警護隊の編成及び運用に関する事。 イ 被災者の救出救助及び捜索に伴う部隊運用に関する事。 ウ 遺体の収容活動に関する事。 エ 避難誘導に関する事。 オ 警戒区域の設定に関する事。 カ 警衛警護に関する事。 キ 広域緊急援助隊(警備部隊)の運用に関する事。 ク 警察災害派遣隊(警備関係部隊)の運用に関する事。 ケ その他特命事項に関する事。</p>
<p>情報班 (班長・警備第一課長)</p>	<p>ア 情報隊の編成及び運用に関する事。 イ 被災報告の受理及び集約に関する事。 ウ 行方不明者等の情報収集に関する事。 エ 流言飛語の調査及び治安情報の収集に関する事。 オ その他被災情報を有している者(団体)との連携に関する事。 カ その他特命事項に関する事。</p>
<p>交通班 (班長・交通企画課長)</p>	<p>ア 交通規制隊及び交通対策隊の編成及び運用に関する事。 イ 交通関係の被災情報の収集及び提供に関する事。 ウ 交通規制に関する事。 エ 交通事件捜査に関する事。 オ 交通指導取締りに関する事。 カ 運転免許に係る事務、相談に関する事。 キ 緊急交通路及び迂回路の確保に関する事。 ク 緊急通行車両等の確認と標章交付に関する事。 ケ 放置車両等の排除に関する事。 コ 道路管理者、交通関係機関等との連絡調整に関する事。 サ 広域緊急援助隊(交通部隊)の運用に関する事。 シ 警察災害派遣隊(交通関係部隊)の運用に関する事。 ス その他特命事項に関する事。</p>

班名	任務内容
<p>捜査班 (班長・刑事企画課長)</p>	<p>ア 検視隊の編成及び運用に関すること。 イ 死体の検視、調査等に関すること。 ウ 遺体収容施設及び検視場所の確保に関すること。 エ 検案医師の確保に関すること。 オ 外国人死亡者の領事館通報に関すること。 カ 広域緊急援助隊(刑事部隊)の運用に関すること。 キ 警察災害派遣隊(刑事関係部隊)の運用に関すること。 ク 窃盗犯等事件捜査隊の編成及び運用に関すること。 ケ 知能犯事件捜査隊の編成及び運用に関すること。 コ 組織犯罪事件捜査隊の編成及び運用に関すること。 サ 災害に便乗した犯罪の情報収集、分析及び取締りに関すること。 シ 通訳人の派遣等に関すること。 ス 身元不明死体の確認に関すること。 セ 被災地における鑑識活動に関すること。 ソ 初動対応に関すること。 タ その他特命事項に関すること。</p>
<p>地域安全班 (班長・生活安全企画課長)</p>	<p>ア 生活安全対策隊、被災者支援隊及び水上警察隊の編成及び運用に関すること。 イ 災害に便乗した犯罪の情報収集、分析及び取締りに関すること。 ウ 防犯協会・警備業協会等との連絡調整に関すること。 エ 銃砲・火薬類等の危険物の処置に関すること。 オ 被災地警戒活動に関すること。 カ 避難所及び避難住民対策に関すること。 キ 相談等の受理に関すること。 ク 移動交番の設置及び運用に関すること。 ケ 鉄道事業者からの情報収集、連絡調整に関すること。 コ 警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関すること。 サ 緊急輸送、湖上輸送に関すること。 シ 警察災害派遣隊(生活安全関係部隊)の運用に関すること。 ス その他特命事項に関すること。</p>
<p>通信指令班 (班長・通信指令課長)</p>	<p>ア 地震等発生指令と体制確保指令に関すること。 イ 通信機器点検結果の報告指令に関すること。 ウ 被災情報の報告指令に関すること。 エ 安全確保と受傷事故防止の指令に関すること。 オ 通信統制に関すること。 カ その他特命事項に関すること。</p>
<p>少年対策班 (班長・少年課長)</p>	<p>ア 被災少年に対する心のケアに関すること。 イ 非行少年等に対する補導活動に関すること。 ウ 災害遺児の発見保護活動に関すること。 エ 少年警察ボランティアとの情報共有に関すること。 オ その他特命事項に関すること。</p>
<p>県民対策班 (班長・警察県民センター所長)</p>	<p>ア 被災者・県民等からの相談・苦情等に関すること。 イ 行方不明者相談ダイヤルの設置及び対応に関すること。 ウ 行方不明者の市町との連絡調整に関すること。 エ 行方不明者情報の提供に関すること。 オ その他特命事項に関すること。</p>
<p>情報システム対策班 (班長・情報管理課長)</p>	<p>ア 警察情報システム等の維持に関すること。 イ 警察情報ネットワークの維持に関すること。 ウ 被災庁舎及び現地対策室等への情報システム関連機器等の設置に関すること。 エ その他特命事項に関すること。</p>

班名	任務内容
物資調達・搬送班 (班長・会計課長)	<p>ア 物資調達搬送隊の編成及び運用に関すること。</p> <p>イ 物資の調達及び確保に関すること。</p> <p>ウ 装備資機材の搬送に関すること。</p> <p>エ 貸与品の管理に関すること。</p> <p>オ 車両の調達、給油所及び修理場所の指定に関すること。</p> <p>カ 警察予算に関すること。</p> <p>キ その他特命事項に関すること。</p>
宿舎救護班 (班長・会計課長)	<p>ア 宿舎隊及び救護隊の編成及び運用に関すること。</p> <p>イ 警察災害派遣隊等の部隊の宿泊に関すること。</p> <p>ウ 警察予算に関すること。</p> <p>エ 応急救護所の設置及び運用に関すること。</p> <p>オ 職員及び家族の心身の健康管理及び福利厚生に関すること。</p> <p>カ その他特命事項に関すること。</p>
遺失物等対策班 (班長・会計課長)	<p>ア 遺失物等対策隊の編成及び運用に関すること。</p> <p>イ 遺失届及び拾得物の対応に関すること。</p> <p>エ その他特命事項に関すること。</p>
警察施設維持管理班 (班長・会計課長)	<p>ア 警察施設維持管理隊の編成及び運用に関すること。</p> <p>イ 警察施設の被害状況の把握、修理及び運用に関すること。</p> <p>ウ 警察予算に関すること</p> <p>エ その他特命事項に関すること。</p>
広報班 (班長・総務課広報官)	<p>ア 記録隊の編成及び運用に関すること。</p> <p>イ 警察広報に関すること。</p> <p>ウ 部隊活動及び災害記録に関すること。</p> <p>エ その他特命事項に関すること。</p>
留置支援班 (班長・監察官室長)	<p>ア 留置支援隊の編成及び運用に関すること。</p> <p>イ 被留置者の安否確認に関すること。</p> <p>ウ 被留置者の避難、移送等に関すること。</p> <p>エ 被留置者の処遇の確保に関すること。</p> <p>オ 留置施設の緊急補修に関すること。</p> <p>カ 検察庁等関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>キ その他特命事項に関すること。</p>
監察班 (班長・監察官室訟務対策官)	<p>ア 災害警備活動に伴う監察業務及び訟務対策に関すること。</p> <p>イ その他特命事項に関すること。</p>
通信班 (班長・機動通信課長)	<p>ア 機動警察通信隊の編成及び運用に関すること。</p> <p>イ 応急通信対策に関すること。</p> <p>ウ 通信状況の把握及び復旧に関すること。</p> <p>エ 通信施設の保守及び管理に関すること。</p> <p>オ 受援通信機器及び通信部隊の運用に関すること。</p> <p>カ 警察災害派遣隊(通信関係部隊)の運用に関すること。</p> <p>キ その他特命事項に関すること。</p>

滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱

第1 総則

1 目的

この要綱は、地震等の大規模災害（以下、「災害」という。）の発生時において「滋賀県地域防災計画」に基づき、県、市町および火葬場設置者が広域火葬を円滑に実施するための基本的事項について定める。

2 定義

この要綱において、「広域火葬」とは、災害のため、火葬場の火葬処理に著しい支障を生じた場合や、火葬場の行政区域内に数多くの遺体の迅速な火葬処理が困難になった場合に、県内外の火葬場の支援によって広域的に火葬を実施することをいう。

3 基本方針

県、市町および火葬場設置者は、広域火葬の実施が必要となった場合にあって、可能な限り死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とする。

4 県、市町および火葬場設置者の役割

- (1) 県は、広域火葬を円滑に実施するため、災害時には情報を一元的に管理し、関係者に情報を提供するとともに、市町、県内の火葬場設置者および都道府県間の調整を行うなど必要な措置を講じる。
- (2) 市町は、広域火葬を円滑に実施するため、災害時には市町内の状況を速やかに把握し、情報の収集と整理を行う。
- (3) 県内の火葬場設置者は、広域火葬を円滑に実施するため、災害時には県、市町および関係事業者等と連携し、情報の収集と整理に努め広域火葬の支援体制を整える。

第2 平常時における対応

1 火葬場および連絡担当部局の把握

県は、次の事項を定期的に把握して、市町、県内の火葬場設置者および近隣府県に情報提供するものとする。

- (1) 県内および近隣府県内の火葬場の名称、所在地、連絡先、火葬炉数等の情報
- (2) 県内の火葬場設置者および近隣府県の広域火葬に関する連絡担当部局の名称、連絡先およびその他必要な情報

2 広域火葬実施体制の整備

- (1) 市町は、災害発生時における遺体の取扱方針、火葬実施計画および情報提供方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (2) 県内の火葬場設置者は、災害発生時における火葬実施体制および情報提供方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (3) 県は、前記(1)、(2)に関して必要な協力等を行うものとする。

3 資器材等の確保および関係事業者との協定

- (1) 市町は、次の事項について、必要な措置を講じておくものとする。

ア 資機材等の確保

- ・ 棺、遺体保存剤および作業要員の確保
- ・ 災害発生時に使用する遺体安置所の確保
- ・ 災害発生時における遺体の搬送の手段および経路の確保

イ 協定等の締結

災害発生時における資機材等の確保を目的とした葬祭業者、遺体搬送業者等の関係事業者等との協定の締結

ウ 緊急通行車両の届出

災害対策基本法第76条第1項の規定による遺体および資機材の搬送に使用する緊急通行車両の県公安委員会への事前の届出

- (2) 火葬場設置者は、次の事項について、必要な措置を講じておくものとする。

ア 資機材の確保

火葬に必要な燃料および資機材の確保

イ 協定等の締結

災害発生時における火葬に必要な燃料および資機材等の確保を目的とした関係事業者等との協定等の締結

- (3) 県は、必要に応じて遺体の保存および火葬に必要な資機材の確保並びに遺体搬送の応援に係る協定等を関係事業者等と締結し、市町および火葬場設置者を支援するものとする。

4 情報伝達手段等の整備

県は、市町、県内の火葬場設置者および近隣府県間における円滑な広域火葬の実施を確保するため、必要な情報伝達の手段、書類様式等についてあらかじめ定めておくものとする。

5 訓練

県、市町、火葬場設置者は、関係事業者等の協力のもとに、連携して広域火葬に関する訓練を適宜行うものとする。

第3 災害発生時の対応

1 連絡調整

県は、災害の発生時には、県本部生活衛生班(生活衛生課)に広域火葬のための連絡調整にあたらせるとともに、集約された火葬場の情報を市町、火葬場設置者およびその他の関係機関に周知するものとする。

2 被災状況等の報告

- (1) 被災市町は、災害の発生後、速やかに区域内の死者数および火葬場の被災状況について把握し、県本部生活衛生班に報告するものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害の発生後、速やかに火葬場の被災状況、火葬要員の安否および火葬能力等について把握し、県本部生活衛生班に報告するものとする。
- (3) 県は、(1)、(2)の報告等に基づき、広域火葬に必要な情報を集約し、関係市町および関係機関に周知するとともに、国に報告するものとする。

3 広域火葬の支援・協力

- (1) 広域火葬の適用が必要と判断した市町は、速やかに県に広域火葬の支援を要請するものとする。
- (2) 県は、市町からの支援要請、集約された火葬場の状況等に基づき、広域火葬の実施を決定し、受入可能性のある(被災していない)市町または近隣府県に対して広域火葬の支援を依頼するとともに、国に報告するものとする。
- (3) 県から広域火葬への協力依頼を受けた市町、火葬場設置者または近隣府県は、協力可能な内容等について県に回答するものとする。
- (4) 県は、県内の火葬場および近隣府県だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに国に対して近隣府県以外の都道府県への支援要請を依頼するものとする。
- (5) 県は、広域火葬の実施を決定したときは、市町および火葬場設置者に、市町は、住民および葬祭業者等関係事業者・団体に速やかに周知するものとする。
- (6) 県および県内の火葬場設置者は、近隣府県または国から広域火葬の協力依頼があった場合には、可能な限り支援・協力を努めるものとする。

4 支援火葬場の調整

- (1) 県は、県内の火葬場設置者、近隣府県等からの回答に基づき支援協力火葬場を割り振り、被災市町および協力火葬場の設置者または近隣府県等に通知するものとする。
- (2) 被災市町は、県の割振りに基づいて、さらに遺体ごとに火葬場を割り振り、協力火葬場と火葬の実施方法等の詳細について、調整するものとする。

- (3) 被災市町は、災害の規模、交通規制の状況等非常事態のため火葬場が限定されていること等を遺族に対して説明し、当該市町が遺体を割り振られた火葬場に直接搬送することについての同意を得ることに努めるものとする。

5 火葬要員の派遣要請等

- (1) 火葬場設置者は、火葬要員の被災により火葬場が稼働できない場合は、県に火葬要員派遣の手配を要請するものとする。
火葬に必要な燃料または資機材の確保が困難な場合にあっては同様に要請する。
- (2) 県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者または近隣府県に対し、火葬要員の派遣について依頼するとともに、国にその旨を報告するものとする。
県は、燃料または資機材の確保のための手配の要請があった場合は、関係事業者・団体に応援・協力を依頼するものとする。

6 遺体保存対策

- (1) 被災市町は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合には、十分な数の遺体安置所を設置するとともに、遺体保存に必要な資機材を確保し、遺体の適切保存に努めるものとする。
なお、交通規制が行われている場合は、遺体保存のための資機材の搬入を緊急通行車両により行うものとする。
- (2) 被災市町は、遺体保存に必要な資機材を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。
- (3) 県は、被災市町から遺体保存に必要な資機材の確保要請があった場合には、関係事業者・団体に支援・協力を依頼するものとする。

7 遺体搬送手段の確保

- (1) 被災市町は、遺体安置所から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に搬送を行うものとする。
なお、交通規制が行われている場合は、火葬場までの遺体搬送は緊急通行車両により行うものとする。
- (2) 被災市町は、遺体搬送手段を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。
- (3) 県は、被災市町から遺体搬送手段の確保要請があった場合には、関係団体等に支援・協力を依頼するものとする。

8 相談窓口の設置（火葬許可事務）

- (1) 被災市町は、火葬に係る相談窓口を設置し、広域火葬についての情報提供および火葬許可の受付を行うものとする。

その際、広域火葬実施に伴う遺族による火葬場への火葬依頼の制限、火葬場までの遺体搬送における遺族の同乗制限および焼骨の受渡し方法等について、遺族感情を十分考慮した上で遺族に説明を行うものとする。

なお、自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても同様に受付を行い、広域火葬の対象とするものとする。

- (2) 関係市町は、迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、状況に応じた事務処理を行うものとし、実態に即した特例的取扱いについては、県と協議するものとする。
- (3) 県は、関係市町および火葬場設置者から前記(2)の協議を受けた場合は、直ちに国に承認を求め、その結果を市町および火葬場設置者に連絡するものとする。

9 引き取り者のいない焼骨の保管

被災市町は、引取り者のない焼骨は火葬場から引き取り、引取り者が現れるまでの間、遺体保管場所等に保管するものとする。

10 火葬実績（状況）の報告

- (1) 広域火葬が実施された場合、災害により死亡した遺体の火葬を行った火葬場は、火葬状況を集計し、広域火葬が終了するまでの間、日報として県に報告するものとする。
 - ア 広域火葬協力を行った火葬場
 - イ 関係市町が平常時に使用している火葬場広域火葬を行った火葬場設置者は、自ら設置する火葬場における火葬実績および被災市町から搬入した広域火葬実績を、災害による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に日報として報告するものとする。
- (2) 県は、火葬場設置者からの報告を取りまとめ、国に報告するものとする。

11 広域火葬の終了

- (1) 被災市町は、広域火葬の必要がなくなった場合は、県に連絡するものとする。
- (2) 県は、被災市町からの連絡または火葬状況の報告から判断して支障がないと認める場合は、広域火葬を終了し、関係市町および火葬場設置者、近隣府県等に周知するとともに国に報告するものとする。
- (3) 被災市町は、火葬依頼の実績を取りまとめ、県に報告するものとする。
- (4) 災害により死亡した遺体の広域火葬を実施した火葬場設置者は、火葬実績をとりまとめ、県に報告するものとする。

付 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 18 日から施行する

滋賀県広域火葬事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱（以下「要綱」という。）にかかる県、市町、火葬場設置者間の速やかな情報伝達のために必要な事項について定める。

(情報の伝達)

第2条 災害時の広域火葬に関し県、市町、火葬場設置者、近隣府県および国間の情報伝達は、要綱および本要領に基づいて行うものとする。

(基礎資料の整備)

第3条 県、市町および火葬場設置者は、災害時における火葬の広域的支援、資機材の調達、運搬等を円滑に推進するため、次に掲げられる資料を常備する。

- (1) 市町等連絡調整担当部局一覧
- (2) 火葬場連絡調整主管課一覧
- (3) 県内火葬場整備状況一覧
- (4) 火葬場所在地
- (5) 火葬場の案内図
- (6) その他必要な資料

(火葬場被災状況の報告)

第4条 滋賀県で災害が発生したときは、火葬場設置者は、被害の有無にかかわらず「火葬場被災（復旧見込）状況等報告書」（様式1）により県に報告する。

2 被災した火葬場の設置者は、被害の復旧見込が明確になったときは、「火葬場被災（復旧見込）状況等報告書」（様式1）により県に速やかに報告する。

(広域火葬の支援要請)

第5条 県に広域火葬の支援要請を行う場合は、あらかじめ電話等により概略について要請し、おって「広域火葬支援要請書」（様式2）を送付する。

2 被災市町の区域内における死亡者数に大幅な増加等が生じたときは、その都度要請を行う。

(広域火葬の協力依頼)

第6条 県は、前条の要請に基づき、受入れ可能性のある（被災していない）火葬場または近隣府県に対し、広域火葬の協力依頼を「広域火葬協力依頼書」（様式3の1）により行う。

2 近隣府県以外にも広域火葬の支援を要請するときは、県は、厚生労働省に対する要請を「広域火葬支援要請書」（様式3の2）により行う。

(広域火葬の協力回答)

第7条 県から広域火葬の協力依頼を受けた市町および火葬場設置者は、「広域火葬協力回答書」（様式4の1）に「広域火葬協力（計画）表」（様式4の2）を添えて回答する。

(火葬場の割り振り・連絡)

第8条 県は、前条による回答をとりまとめた後、火葬場割り振り調整を行うため、「火葬場協力（計画）表」（様式4の3）を作成し、速やかに被災市町へ「応援火葬場割振通知書（被災市町用）」（様式4の4）により連絡する。

また、広域火葬に協力する火葬場設置者および近隣府県にも「応援火葬場割振通知書」（様式4の5）により連絡する。

(火葬要員の派遣等の要請)

第9条 被災した市町および火葬場設置者は、火葬要員の派遣および遺体保存に必要な資機材または遺体搬送手段の手配の県への要請については、「火葬要員および遺体保存用資機材等手配要請書」（様式5）により行う。

2 県は、前記の要請があったときは、他の火葬場設置者および近隣府県に「広域火葬協力依頼書」（様式3の1）により依頼する。

(広域火葬支援要請の終了)

第10条 被災市町は、広域火葬の必要がなくなる前日までに県へ電話等によりその旨を連絡し、広域火葬が終了したときは、速やかに「広域火葬依頼実績報告書」（様式6）を送付する。

2 県は、前条の連絡を受けたときは直ちに広域火葬の協力を行っている火葬場設置者にその旨を連絡する。

(広域火葬等実績の報告)

第 11 条 広域火葬の協力を行った火葬場設置者は、広域火葬が終了するまでの間、毎日の火葬実施状況を次の様式により速やかに県へ報告する。

ア 広域火葬協力を行った火葬場設置者

「広域火葬実施日報（広域火葬協力火葬場）」（様式 7 の 1）

イ 関係市町が平常時に使用している火葬場設置者（アの火葬場設置者を除く。）

「火葬実施日報（様式 7 の 2）」

2 広域火葬終了の連絡を受けた火葬場設置者は、速やかに県へ「広域火葬等実績報告書」（様式 7 の 3）により広域火葬等の実績を報告する。

3 広域火葬終了後、被災市町の火葬場設置者（前項の報告を行った火葬場設置者を除く。）は、当該火葬場で行った火葬等の実績について、県へ「火葬等実績報告書」（様式 7 の 4）により報告する。

(近隣府県等からの広域火葬支援要請に係る対応)

第 12 条 近隣府県等から広域火葬支援の要請があった場合には、県および火葬場設置者は、第 6 条から第 9 条まで及び前条の規定により対応するものとする。

(その他)

第 13 条 この要領の実施に関し、その他必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成 27 年 12 月 18 日から施行する。

災害緊急

様式1

年 月 日

滋賀県健康医療福祉部長 様
(生活衛生課扱い)

火葬場設置者
(市町長、組合管理者)

火葬場被災(復旧見込)状況等報告書(第 報)

年 月 日 時に発生した災害[名称]による被災(復旧見込)状況等は下記のとおりです。

火葬場名称				
点検日時	年	月	日 時	
被災状況	火葬炉本体	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(程度:)	
	自家発電設備	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(程度:)	
	燃料備蓄設備	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(程度:)	
	その他付帯設備	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(程度:)	
	建屋	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(程度:)	
	進入路	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(程度:)	
	その他	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(程度:)	
火葬炉の使用	<input type="checkbox"/> 支障なし(最大火葬数: 体/日)			
	<input type="checkbox"/> 一部稼働(最大火葬数: 体/日)			
	<input type="checkbox"/> 修理不能			
	<input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 調査中			
復旧見込み	一部稼働 :	年	月 日	
	通常稼働 :	年	月 日	
	<input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 調査中			
その他	電話	<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 不通(代替:)		
	通信手段の確保 FAX	<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 不通(代替:)		
	その他	<input type="checkbox"/> 支障なし(手段)		
	職員の確保	<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障あり()		
	復旧時の支援必要性	火葬要員	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	()
		燃料の確保	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	()
連絡担当者	担当部課係			
	職名・氏名			
	電話	(内線)		
	F A X			
	e-mail			

災害緊急

年 月 日

滋賀県健康医療福祉部長 様
(生活衛生課扱い)

〇〇市町長
(〇〇課)

広域火葬支援要請書(第 報)

年 月 日 時に発生した災害[名称]により、当市・町内において多数の死亡者が発生したので、広域火葬支援を要請します。

災害発生場所		<input type="checkbox"/> 市町内全域 <input type="checkbox"/> 一部地域 ()							
月 日 時現在 死亡者数 (人)	区分	c 前回報まで		d 既広域火葬		e 今回要請		c-d+e 合計	
		累計	内 災害	済み	内 災害		内 災害		内 災害
	大人								
	小人								
	胎児								
	不明								
計									
広域 火葬 (体)	区分	c 前回報まで		d 既広域火葬		e 今回要請		c-d+e 合計	
		累計	内 災害	済み	内 災害		内 災害		内 災害
	大人								
	小人								
	胎児								
	不明								
計									
その他	<input type="checkbox"/> 火葬要員(人/日) <input type="checkbox"/> 資機材 <input type="checkbox"/> 搬送手段 <input type="checkbox"/> その他 ()								
連絡担当者		担当部課係							
		職名・氏名							
		電 話		(内線)					
		F A X							
		e-mail							

注1 : 広域火葬支援要請遺体数は、要請時点での総数とし、前回要請時の数に新たに判明または発生した遺体のうち広域火葬が必要な数を加え、前回の要請により広域火葬が行われたまたは予定された数を減じた数とすること。

注2 : 小人は、12才未満の子供、胎児は4か月以上の死胎とすること。

年 月 日

火葬場設置者(市町長、組合管理者)] 様
 ○○府県知事

滋賀県健康医療福祉部長
 (生活衛生課扱い)

広域火葬協力依頼書(第 報)

年 月 日 時に発生した災害[名称]により、次の市町内で多数の死亡者が発生し、当該市町から支援要請があり広域火葬を実施することとしましたのでご協力願います。

つきましては、貴火葬場(貴府県)において協力可能な内容についてご回答願います。

市町名	支援要請事項	c 前回報まで		d 既広域火葬		e 今回要請		c-d+e 合計	
		累計	内 災害	済み	内 災害		内 災害		内 災害
	広域 火葬	大人							
		小人							
		胎児							
		不明							
		計							
	その他	<input type="checkbox"/> 火葬要員(人/日) <input type="checkbox"/> 資機材 <input type="checkbox"/> 搬送手段 <input type="checkbox"/> その他 ()							
連絡担当者	担当部課係								
	職名・氏名								
	電 話	(内線)							
	F A X								
	e-mail								

注1 : 小人は、12才未満の子供、胎児は4か月以上の死胎とすること。

市町名	支援要請事項	c 前回報まで		d 既広域火葬		e 今回要請		c-d+e 合計	
		累計	内 災害	済み	内 災害		内 災害		内 災害
	広域火葬	大人							
		小人							
		胎児							
		不明							
		計							
	その他	<input type="checkbox"/> 火葬要員(人/日) <input type="checkbox"/> 資機材 <input type="checkbox"/> 搬送手段 <input type="checkbox"/> その他 ()							
	広域火葬	大人							
		小人							
		胎児							
		不明							
		計							
	その他	<input type="checkbox"/> 火葬要員(人/日) <input type="checkbox"/> 資機材 <input type="checkbox"/> 搬送手段 <input type="checkbox"/> その他 ()							
	広域火葬	大人							
		小人							
		胎児							
		不明							
		計							
	その他	<input type="checkbox"/> 火葬要員(人/日) <input type="checkbox"/> 資機材 <input type="checkbox"/> 搬送手段 <input type="checkbox"/> その他 ()							

年 月 日

厚生労働省医薬・生活局
生活衛生・食品安全部生活衛生課長 様

滋賀県健康医療福祉部長
(生活衛生課扱い)

広域火葬支援要請書(第 報)

年 月 日 時に発生した災害[名称]により、広域火葬を実施しておりますが、下記の府県以外の道都県についても広域火葬の支援をお願いしたいので要請します。

記

- 1 既に広域火葬の支援を依頼した府県
- 2 今回支援要請を依頼する内容

月 日 時現在 死亡者数 (人)		区分	c 前回報まで		d 既広域火葬		e 今回要請		c-d+e 合計			
			累計	内 災害	済み	内 災害	内 災害		内 災害			
				大人								
				小人								
				胎児								
				不明								
		計										
広域要請事項	広域火葬(体)	区分	c 前回報まで		d 既広域火葬		e 今回要請		c-d+e 合計			
			累計	内 災害	済み	内 災害	内 災害		内 災害			
		大人										
		小人										
		胎児										
		不明										
	計											
	その他	<input type="checkbox"/> 火葬要員(人/日) <input type="checkbox"/> 資機材 <input type="checkbox"/> 搬送手段 <input type="checkbox"/> その他 ()										
連絡担当者		担当部課係										
		職名・氏名										
		電 話		(内線)								
		F A X										
		e-mail										

注1 : 小人は、12才未満の子供、胎児は4か月以上の死胎とすること。

災害緊急

様式4の1

年 月 日

滋賀県健康医療福祉部長 様
(生活衛生課扱い)

火葬場設置者
(市町長、組合管理者)

広域火葬協力回答書

年 月 日付け(第 報)をもって依頼のありましたこのことについて、次のとおり回答します。

広域火葬協力について	可能 ・ 不可能 (今後の支援協力の可能性: あり ・ なし)						
火葬場名称							
火葬場所在地							
最寄り高速道路I・C名	高速道路			IC (からの所要時間 分)			
受入可能日時・遺体数	月 日()	時~	時	時 体	時~	時	時 体
	月 日()	時~	時	時 体	時~	時	時 体
	月 日()	時~	時	時 体	時~	時	時 体
	月 日()	時~	時	時 体	時~	時	時 体
	月 日()	時~	時	時 体	時~	時	時 体
	上記期間以外の火葬受入			<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 検討中	
	最寄りのヘリポート等からの搬送のための車両整備			<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 検討中	
	最寄りのヘリポート等における棺運搬等要員			<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 検討中	
	火葬場内における棺運搬等要員			<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 検討中	
	火葬要員派遣	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中					
月 日()		時~	時	時 体	時~	時	時 体
月 日()		時~	時	時 体	時~	時	時 体
月 日()		時~	時	時 体	時~	時	時 体
月 日()		時~	時	時 体	時~	時	時 体
月 日()		時~	時	時 体	時~	時	時 体
その他可能な協力内容							
連絡担当者	担当部課係						
	職名・氏名						
	電 話	(内線)					
	F A X						
	e-mail	- 237 -					

広域火葬協力(計画)表

火葬場設置者名 () (年 月 日現在) No.

支援先火葬場名 ・所在地		連絡先	受入可能日時および遺体数				左記月日以 降の受入	火葬場内での 棺等運搬要員	被災市町職 員 火葬場立会	被災地火葬 場要員派遣	その他の支援 可能内容						
1	(火葬場名)	部局名	月	日	午前	時～	時	体	午後	時～	時	体	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中				
		課・係名	月	日	午前	時～	時	体	午後	時～	時	体					
	(所在地)	職名・氏名	月	日	午前	時～	時	体	午後	時～	時	体					
		TEL	月	日	午前	時～	時	体	午後	時～	時	体					
		FAX	月	日	午前	時～	時	体	午後	時～	時	体					
2	(火葬場名)	部局名	月	日	午前	時～	時	体	午後	時～	時	体	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中				
		課・係名	月	日	午前	時～	時	体	午後	時～	時	体					
	(所在地)	職名・氏名	月	日	午前	時～	時	体	午後	時～	時	体					
		TEL	月	日	午前	時～	時	体	午後	時～	時	体					
		FAX	月	日	午前	時～	時	体	午後	時～	時	体					
3	(火葬場名)	部局名	月	日	午前	時～	時	体	午後	時～	時	体	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中				
		課・係名	月	日	午前	時～	時	体	午後	時～	時	体					
	(所在地)	職名・氏名	月	日	午前	時～	時	体	午後	時～	時	体					
		TEL	月	日	午前	時～	時	体	午後	時～	時	体					
		FAX	月	日	午前	時～	時	体	午後	時～	時	体					
4	(火葬場名)	部局名	月	日	午前	時～	時	体	午後	時～	時	体	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中				
		課・係名	月	日	午前	時～	時	体	午後	時～	時	体					
	(所在地)	職名・氏名	月	日	午前	時～	時	体	午後	時～	時	体					
		TEL	月	日	午前	時～	時	体	午後	時～	時	体					
		FAX	月	日	午前	時～	時	体	午後	時～	時	体					
5	(火葬場名)	部局名	月	日	午前	時～	時	体	午後	時～	時	体	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中				
		課・係名	月	日	午前	時～	時	体	午後	時～	時	体					
	(所在地)	職名・氏名	月	日	午前	時～	時	体	午後	時～	時	体					
		TEL	月	日	午前	時～	時	体	午後	時～	時	体					
		FAX	月	日	午前	時～	時	体	午後	時～	時	体					

火葬場協力(計画)表

(年 月 日現在)

No.

遺体搬入被災市町名	連絡先(被災市町)	協力火葬場名・所在地	連絡先(協力火葬場)	受入可能日時および遺体数	左記月日以降の受入	火葬場内での棺等運搬要員	被災市町職員 火葬場立会	被災地火葬場要員派遣	その他の支援可能内容
1	部局名	(火葬場名)	部局名	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体	□ 可能	□ 可能	□ 可能	
	課・係名		課・係名	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体				
	職名・氏名		職名・氏名	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体				
	TEL		TEL	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体				
	FAX		FAX	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体				
2	部局名	(火葬場名)	部局名	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体	□ 可能	□ 可能	□ 可能	
	課・係名		課・係名	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体				
	職名・氏名		職名・氏名	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体				
	TEL		TEL	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体				
	FAX		FAX	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体				
3	部局名	(火葬場名)	部局名	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体	□ 可能	□ 可能	□ 可能	
	課・係名		課・係名	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体				
	職名・氏名		職名・氏名	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体				
	TEL		TEL	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体				
	FAX		FAX	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体				
4	部局名	(火葬場名)	部局名	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体	□ 可能	□ 可能	□ 可能	
	課・係名		課・係名	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体				
	職名・氏名		職名・氏名	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体				
	TEL		TEL	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体				
	FAX		FAX	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体				
5	部局名	(火葬場名)	部局名	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体	□ 可能	□ 可能	□ 可能	
	課・係名		課・係名	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体				
	職名・氏名		職名・氏名	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体				
	TEL		TEL	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体				
	FAX		FAX	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体				
6	部局名	(火葬場名)	部局名	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体	□ 可能	□ 可能	□ 可能	
	課・係名		課・係名	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体				
	職名・氏名		職名・氏名	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体				
	TEL		TEL	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体				
	FAX		FAX	月 日 午前 時～ 時 体	午後 時～ 時 体				

年 月 日

被災市町長 様

滋賀県健康医療福祉部長
(生活衛生課)

協力火葬場割振通知書(被災市町用)

年 月 日付けで広域火葬の支援要請(第 報)があった貴(市町)の火葬については、別添「協力火葬場割り振り(計画)表」のとおり各火葬場を割り振りましたので通知します。

なお、詳細については、当該火葬場と直接協議、調整を行い、円滑な火葬の実施を図ってください。

○添付書類: 協力火葬場割り振り(計画)表 枚 (No. ~)
(年 月 日 時 現在)

連絡担当者	担当部課係	滋賀県健康医療福祉部生活衛生課 管理・営業係
	職名・氏名	
	電 話	077-528-3641 (内線)
	F A X	077-528-4860
	e-mail	077-528-4861

年 月 日

火葬場設置者(市町長、組合理事長) }
 ○○府県○○部(局)長 } 様

滋賀県健康医療福祉部長
 (生活衛生課)

協力火葬場割振通知書(協力火葬場用)

年 月 日付け広域火葬協力回答書に基づき、別添「協力火葬場割り振り表」のとおり被災市町および火葬場を割り振りましたのでご協力をお願いします。

なお、詳細については、別途被災市町から各火葬場に直接協議、調整を行いますので、よろしくお願ひします。

○添付書類:協力火葬場割振(計画)表 枚 (No. ~)
 (年 月 日 時 現在)

連絡担当者	担当部課係	滋賀県健康医療福祉部生活衛生課 管理・営業係
	職名・氏名	
	電 話	077-528-3641 (内線)
	F A X	077-528-4860
	e-mail	077-528-4861

災害緊急

様式5

年 月 日

滋賀県健康医療福祉部長 様
(生活衛生課扱い)

火葬場設置者
(市町長、組合管理者)

火葬要員および遺体保存用資機材等手配要請書

このことについて、次のとおり手配を要請します。

1. 火葬要員の手配の内容

火葬場名称 および所在地						
派遣要請要員数	月 日()	時~	時	人	時~	時 人
	月 日()	時~	時	人	時~	時 人
	月 日()	時~	時	人	時~	時 人
	月 日()	時~	時	人	時~	時 人
派遣要請理由	<input type="checkbox"/> 職員の被災 <input type="checkbox"/> その他 ()					
派遣要請要員の 職務内容	* 具体的に					

2. 必要とする遺体保存用資機材の内容

種 類	数 量	備 考(期限および搬入場所等)

3. 必要とする遺体搬送応援の内容

遺体安置所および搬送先	搬送応援要請遺体数	内 訳
遺体安置所 名称・所在地	(前回要請比増減数: 体)	①大人: 体
搬送先 名称・所在地		②小人: 体
		③胎児: 体
		④不明: 体
遺体安置所 名称・所在地	(前回要請比増減数: 体)	①大人: 体
搬送先 名称・所在地		②小人: 体
		③胎児: 体
		④不明: 体

連絡担当者	担当部課係	(内線)
	職名・氏名	
	電 話	
	F A X	
	e-mail	

災害緊急

様式6

年 月 日

滋賀県健康医療福祉部長 様
(生活衛生課 扱)

市町長(被災市町)
(_____ 課取扱い)

広域火葬依頼実績報告書(被災市町用)

当市町から広域火葬場への広域火葬依頼実績を次のとおり報告します。

火葬場名称									
火葬場所在地									
火葬場依頼実績	月日・曜日	依頼数 (体)	内訳						
			災害等による死亡(体)			災害等以外の死亡(体)			
				大人	小人	胎児	大人	小人	胎児
	月 日 ()								
	月 日 ()								
	月 日 ()								
	月 日 ()								
	月 日 ()								
	月 日 ()								
合計									
その他	ヘリポート等からの遺体搬送件数 : _____ 件、 _____ 体								
	ヘリポート等における動員人数等 : 延 _____ 日、 _____ 人								
	その他(_____)								
報告担当者	担当部課係								
	職名・氏名								
	電 話	(内線)							
	F A X								
	e-mail								

- 注1) 本票は、依頼した火葬場ごとに作成すること。
 注2) 小人は、原則として12才未満の子供とする。
 注3) 死亡原因が災害等か否かを区別できない遺体は、「災害等による死亡」として計上すること。

年 月 日

滋賀県健康医療福祉部長 様
(生活衛生課 扱)

火 葬 場 設 置 者

広域火葬実施日報(広域火葬協力火葬場用)

年 月 日に行った広域火葬の実施実績を次のとおり報告します。

火葬場名称									
火葬場所在地									
広域火葬 依頼市町1	総 計			災害等による死亡			災害等以外の死亡		
	体() 体)			体() 体)			体() 体)		
市町名	内 訳			内 訳			内 訳		
	大人	小人	胎児	大人	小人	胎児	大人	小人	胎児
	体	体	体	体	体	体	体	体	体
	()	()	()	()	()	()	()	()	()
広域火葬 依頼市町2	総 計			災害等による死亡			災害等以外の死亡		
	体() 体)			体() 体)			体() 体)		
市町名	内 訳			内 訳			内 訳		
	大人	小人	胎児	大人	小人	胎児	大人	小人	胎児
	体	体	体	体	体	体	体	体	体
	()	()	()	()	()	()	()	()	()
広域火葬 依頼市町3	総 計			災害等による死亡			災害等以外の死亡		
	体() 体)			体() 体)			体() 体)		
市町名	内 訳			内 訳			内 訳		
	大人	小人	胎児	大人	小人	胎児	大人	小人	胎児
	体	体	体	体	体	体	体	体	体
	()	()	()	()	()	()	()	()	()
その他の応援事項									
連絡・調整 担 当 者	担当部局名								
	職名・氏名								
	電 話			(内線)					
	F A X								
	e-mail								

注1) 総計および内訳欄の () 内には、累計の数字を記入すること。

注2) 小人は、原則として12才未満の子供とする。

注3) 死亡原因が災害等か否かを区別できない遺体は、「災害等による死亡」として計上すること。

年 月 日

滋賀県健康医療福祉部長 様
(生活衛生課 扱)

火葬場設置者

火葬実施日報(広域火葬を実施しない火葬場用)

年 月 日に行った広域火葬の実施実績を次のとおり報告します。

火葬場名称									
火葬場所在地									
関係市町村1	総 計			災害等による死亡			災害等以外の死亡		
市町名	体() 体)			体() 体)			体() 体)		
	内 訳			内 訳			内 訳		
	大人	小人	胎児	大人	小人	胎児	大人	小人	胎児
	体	体	体	体	体	体	体	体	体
	()	()	()	()	()	()	()	()	()
関係市町村2	総 計			災害等による死亡			災害等以外の死亡		
市町名	体() 体)			体() 体)			体() 体)		
	内 訳			内 訳			内 訳		
	大人	小人	胎児	大人	小人	胎児	大人	小人	胎児
	体	体	体	体	体	体	体	体	体
	()	()	()	()	()	()	()	()	()
関係市町村3	総 計			災害等による死亡			災害等以外の死亡		
市町名	体() 体)			体() 体)			体() 体)		
	内 訳			内 訳			内 訳		
	大人	小人	胎児	大人	小人	胎児	大人	小人	胎児
	体	体	体	体	体	体	体	体	体
	()	()	()	()	()	()	()	()	()
その他の応援事項									
連絡・調整 担当者	担当部局名								
	職名・氏名								
	電 話			(内線)					
	F A X								
	e-mail								

注1) 総計および内訳欄の () 内には、累計の数字を記入すること。

注2) 小人は、原則として12才未満の子供とする。

注3) 死亡原因が災害等か否かを区別できない遺体は、「災害等による死亡」として計上すること。

災害緊急

様式7の3

年 月 日

滋賀県健康医療福祉部長 様
(生活衛生課 扱)

火葬場設置者
(市町長、組合管理者)

広域火葬等実績報告書(広域火葬協力火葬場)

当火葬場において、_____市町から搬入された遺体の火葬実施状況を次のとおり報告します。

火葬場名称								
火葬場所在地								
火葬協力実績	月日・曜日	依頼数 (体)	内訳					
			災害等による死亡(体)			災害等以外の死亡(体)		
			大人	小人	胎児	大人	小人	胎児
	月 日 ()							
	月 日 ()							
	月 日 ()							
	月 日 ()							
	月 日 ()							
	合計							
その他	ヘリポート等からの遺体搬送件数 : _____ 件、 _____ 体							
	ヘリポート等における動員人数等 : 延 _____ 日、 _____ 人							
	その他(_____)							
連絡・調整 担当者	担当部局名							
	職名・氏名							
	電 話	(内線)						
	F A X							
	e-mail							

- 注1) 本票は、依頼した火葬場ごとに作成すること。
 注2) 小人は、原則として12才未満の子供とする。
 注3) 死亡原因が災害等か否かを区別できない遺体は、「災害等による死亡」として計上すること。

災害緊急

様式7の4

年 月 日

滋賀県健康医療福祉部長 様
(生活衛生課 扱)

火葬場設置者
(市町長、組合管理者)

火葬実績報告書(広域火葬を実施しない火葬場用)

当火葬場の火葬実施状況を次のとおり報告します。

火葬実績	月日・曜日	依頼数 (体)	内訳						
			災害等による死亡(体)			災害等以外の死亡(体)			
			大人	小人	胎児	大人	小人	胎児	
	月 日 ()								
	月 日 ()								
	月 日 ()								
	月 日 ()								
	月 日 ()								
	月 日 ()								
	月 日 ()								
	合 計								
その他	ヘリポート等からの遺体搬送件数 : 件、 体								
	ヘリポート等における動員人数等 : 延 日、 人								
	その他()								
連絡・調整 担 当 者	担当部局名								
	職名・氏名								
	電 話	(内線)							
	F A X								
	e-mail								

注1) 本票は、依頼した火葬場ごとに作成すること。

注2) 小人は、原則として12才未満の子供とする。

注3) 死亡原因が災害等か否かを区別できない遺体は、「災害等による死亡」として計上すること。

No.	様式名	送信者	受信者
様式1	火葬場被災(復旧見込み)状況等報告書(第 報)	火葬場設置者 (市町、組合)	→ 県
様式2	広域火葬支援要請書(第 報)	市町長	→ 県
様式3の1	広域火葬協力依頼書(第 報)	県	→ 火葬場設置者 (市町、組合) 近隣府県
様式3の2	広域火葬支援要請書(第 報)	県	→ 厚生労働省
様式4の1	広域火葬協力回答書	火葬場設置者 (市町、組合)	→ 県
様式4の2	広域火葬協力(計画)表	火葬場設置者 (市町、組合)	→ 県
様式4の3	火葬場協力(計画)表		
様式4の4	協力火葬場割振通知書(被災市町用)	県	→ 被災市町
様式4の5	協力火葬場割振通知書(協力火葬場用)	県	→ 火葬場設置者 (市町、組合) 近隣府県
様式5	火葬要員および遺体保存用資機材等手配要請書	火葬場設置者 (市町、組合)	→ 県
様式6	広域火葬依頼実績報告書(被災市町用)	被災市町	→ 県
様式7の1	広域火葬実施日報(広域火葬協力火葬場用)	火葬場設置者	→ 県
様式7の2	火葬実施日報(広域火葬を実施しない火葬場用)	火葬場設置者	→ 県
様式7の3	広域火葬等実績報告書(広域火葬協力火葬場)	火葬場設置者 (市町、組合)	→ 県
様式7の4	火葬実施報告書(広域火葬を実施しない火葬場用)	火葬場設置者 (市町、組合)	→ 県

災害時の死者・安否不明者等の氏名等公表にかかる県の方針

1. 趣旨

災害時における安否不明者ならびに行方不明者および死者の氏名等の公表は、救助活動の効率化や情報の錯そうによる混乱回避に繋がりをすることから、災害時の円滑な運用を目的とし、公表方針を予め定めるものである。

なお、この方針については、今後、国からのガイドライン等が示された場合や運用の状況等をふまえ、適宜、見直しを行うものとする。

2. 用語の定義

安否不明者：当人と連絡がとれず安否がわからない者

死者：災害が原因で死亡した者

行方不明者：災害が原因で所在不明、かつ死亡の疑いがある者

3. 公表の方針

①安否不明者

災害時において、安否不明者の氏名等の情報を公表することが救出・救助活動に資する場合は、住民基本台帳の閲覧制限または住民票の写し等の交付の制限の対象者である当該安否不明者に係る情報を除き、原則として公表する。

公表に際しては、予め、氏名等の公表について家族等の同意を得るよう努めるものとする。ただし、家族等の意向の確認に時間を要する場合はこの限りでない。

②死者・行方不明者

原則として公表しない。

ただし、大規模災害時において、死者または行方不明者の氏名等を公表することが公益上特に必要があると認める場合は、氏名等の公表についてその家族等が同意した死者または行方不明者（住民基本台帳の閲覧制限または住民票の写し等の交付の制限の対象者を除く）の氏名等を公表することができる。

4. 公表内容

氏名、住所(町・大字まで)、年齢、性別、被災の状況を公表することを原則とする。ただし、死者・行方不明者にあっては、家族等の同意を得られた範囲の情報に限る。

5. この公表方針は、市町や警察の公表方針を妨げるものではない。

義援金品募集配分計画様式

義援金品搬出者名簿

様式1号

				〇〇町
年 月 日	住 所	氏 名	搬出区分	数 量
55 . 9 . 10	〇〇町〇〇	〇〇〇〇	現 金	〇〇〇円
55 . 9 . 10	〇〇町〇〇	〇〇〇〇	衣 類	〇 点

- (注) 1. 記載例に準じて記載する。
2. 連名簿であるが、町村単位に別葉等として差し支えない。

義援金品引継書

様式2号

義援金品引継書				
引 継 書	機関名		職氏名	㊟
引 継 書	機関名		職氏名	㊟

義援金品を次のとおり引継ぎました。

記

1 引継年月日 年 月 日

2 引継場所

3 引継金品 次表のとおり（車両番号 ）

金品区分	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由その他

- (注) 1. 2部作成し、授受両機関とも保管する。
2. 金品区分は、衣類、生活必需品、現金等に区分し、単位は梱包、点数、円等に表示する。

義 援 金 品 受 領 書

様式 3 号

義援金品受領書 殿 (住所 氏名) 1 現金 金〇〇〇円也 2 物資 〇〇〇 梱包 ただし、〇〇災害の義援金品として 上記のとおり受領しました。 年 月 日 機 関 名	No. (取 扱 者) (印)
--	--

- (注) 1. 複写式とし、事前に機関別の通し No. を付しておく。
 2. 控は義援金品受領記録として保管し、関係帳簿への基礎記録とする。
 3. 各機関の財務規則等の定めにより扱う場合は、本様式事項をただし書き等に付記することとして差し支えない。
 4. 物資区分は実情に即して記載する。

現 金 出 納 簿

様式 4 号

年 月 日	摘 要	受	払	残

- (注) 1. 各機関の財務規則等の定めにより扱う場合は、「義援金」の補助口座を設け義援金についての出納を明確にしておく。
 2. 預金と現金は、区分することなく一括経理して差し支えない。
 ただし、区分して経理する必要があるときは、口座を「現金」「預金」に区分して扱うものとする。
 3. 公共団体の取扱で「雑部金」として保管するときは、「その他保管金」として財務規則等に定める「雑部金受払簿」により「現金出納簿」と別途に経理する。

義 援 金 品 受 払 書

様式 5 号

年 月 日	摘要	受	払	残	て ん 末
55. 9. 10	バケツ 〇〇商店より	100 ケ			9.20 配 分
55. 9. 10	衣 類 〇〇会社従業員	10 包			9.20 配 分
55. 9. 10	現 金 〇〇中学生徒会	5,450 円			9.20 現金出納簿 へ転記

55. 9. 20	物 資 〇〇町外 2 町村		10 ケ 20 包 50 点		550 点 100 ケ } 2包とする

(注) 1. この帳簿は、受入れてから配分するまでの受払およびてん末を記録する。

ただし、現金については現金出納簿へ転記し、そのときに払出記帳をする。なお物資と現金の口座を設け現金出納簿と併用しても差し支えない。

2. 記載方法は記載例に準じ適宜累計を行う。

緊急通行車両申請様式

申 請 書

様式1号

緊急通行車両確認申請書		
滋賀県知事 殿 滋賀県公安委員会 殿		年 月 日
		申請者住所 (電話) 氏 名 ㊟
番号票に表示されている番号		
輸送人員名		
使用者	住所	
	氏名	
輸送日時		
輸送経路	出発地	経由地
輸送経路	目的地	
輸送経路		
通行の目的		
車両の種別		
備考		

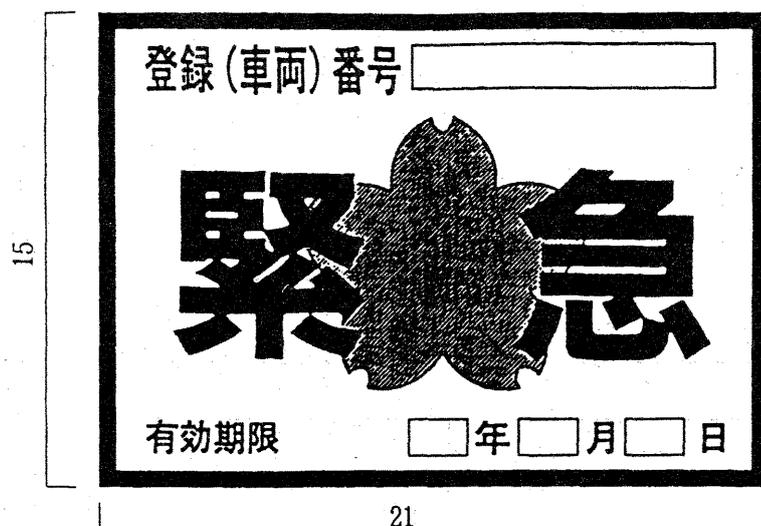
証 明 書

様式2号(第6条関係)(平7総府令39・全改、平8総府令1・旧様式第3繰下・一部改正)

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 ㊟ 公安委員会 ㊟
番号票に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にたつては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

(注) 用紙は、日本工業規格A5とする。

(平7 総府令 39・全改、平8 総府令 1・旧様式第2 繰下・一部改正)



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

防疫計画報告・記録・整備様式

(様式 1)

災害状況報告書

受信者氏名		受信日時	月 日 時 分
送信者氏名		所属部局	

第 報

報告機関名		発生年月日	年 月 日	月 日	現在の時状況	災害の原因	
-------	--	-------	-------	-----	--------	-------	--

1 被害の概要、発生患者数等

市町村名	全戸数	全壊	半壊	流出	床上浸水	床下浸水	計	被害率	地域指定の要否 そ族昆虫駆除の	県が執行する必 要性の有無	災害救助法適用 の有無	発生患者数				備考
												患者	疑似	保菌者	死者	

(県)

2 災害防疫所要経費の概算額

県 分
市 町 分

3 感染症指定医療機関の被害の概略

4 その他参考となる事項

(市町)

2 その他参考となる事項

(様式2)

災害防疫活動状況報告書

報告機関名

約束番号		1				2				3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
月	区	赤痢患者数				前年同患者数				市町数(応援を除く) 防疫活動をしている	保険所数(応援を含む) 防疫活動をしている	保険所職員(雇上職員を含む) の防疫活動従事者数	本庁職員(雇上職員を含む) の防疫活動従事者数	消毒方法を行った戸数	そ族昆虫等駆除を行った戸数	感染症による家用水の供給を受けた人員	災害救助法による家用水の供給を受けた人員	検病調査員	細菌検査実地件数	集団避難所数	集団避所の収容人員	備考	
		真	疑	保	死	真	疑	保	死														
日	分	症	似	者	者	症	似	者	者														
	当日																						
	累計																						
	当日																						
	累計																						
	当日																						
	累計																						
	当日																						
	累計																						
	当日																						
	累計																						
計	週間																						
	累計																						

○報告に際しての注意事項

- ① 「赤痢患者発生数」とは羅災市(東京都の区の存する区域および指定都市にあっては区)町村における赤痢患者発生数をいう。
- ② 「2. 前年、同期赤痢患者発生数」とは「1. 赤痢患者発生数」に対応する期間内に同地域に発生した患者数をいう。
- ③ 「7. 消毒を行った戸数」および「8. そ族昆虫等駆除を行った戸数」とは感染症予防の規定により、市長村または都道府県が実施したものをいう。
- ④ 「15. 備考」には羅災地域における赤痢以外の1類から3類感染症患者数、感染症指定医療機関以外への入院患者数および県の執行による実施戸数(消毒方法、そ族昆虫駆除の別に再掲)その他防疫活動に必要と認める事項を報告すること。
- ⑤ 防疫活動終了の時は、その旨報告すること。
- ⑥ 防疫活動状況報告の第1回分には、防疫活動の実施計画の概要を併せて報告すること。

(様式 4)

災害防疫作業日誌

作業（業務）日誌	検便、予防接種、給水、清潔、消毒、そ昆、検病		
日 時	月 日	時より	時まで
実 施 量	戸	人	件
従事者数 人	本 庁 職 員	人	他 県 応 援 歌
	衛環センター職員	人	自 衛 隊
	保 険 所 職 員	人	日 赤
	市 長 村 職 員	人	臨 時 雇 上
使 用 備 品	自動車	台	時間・走行距離 km
お よ び	ろ水器	台	(大・中・小型) 時間
実 働 時 間	噴霧器	台	(大・中・小型) 時間
使用薬剤・消耗品費			
実施地域又は場所			
報 告 者 氏 名			
備 考			

(注) この票は業務内容ごと、班等の単位ごとに作成すること。

(様式 5)

患者台帳

病名													
番号	発生受付日	住所	氏 名 性・年齢	本人職	発病	疑似 診断	届出	入院 場所	入院 月日	転帰別	感染 系統	入院前後 検査成績	届出医師
	転帰受付場所	設定場所		家主 計職	初診	真性 診断	報告		転帰 病名	転症 病名			
	月 日				月 日	月 日	月 日		月 日			前()	
	月 日				月 日	月 日	月 日		月 日			後()	
	月 日				月 日	月 日	月 日		月 日			前()	
	月 日				月 日	月 日	月 日		月 日			後()	
	月 日				月 日	月 日	月 日		月 日			前()	
	月 日				月 日	月 日	月 日		月 日			後()	
	月 日				月 日	月 日	月 日		月 日			前()	
	月 日				月 日	月 日	月 日		月 日			後()	

(様式 6)

災 害 防 疫 業 務 完 了 報 告 書

1. 災害発生年月日

2. 災害の原因

3. 被害の概要

4. 県または市町村のとした措置の概要
 - (1) 災害防疫本部の活動(防疫実施の方針および主要作業日程を含む)
 - (2) 災害救助活動
 - (ア) 医療救護
 - (イ) 給水作業(災害救助としての給水の他、防疫としての給水作業も一括すること)
 - (3) 災害防疫活動
 - (ア) 予防宣伝
 - (イ) 調査指導
 - (ウ) 検病調査
 - (エ) 患者処理
 - (オ) 飲料水の確保及び井戸の消毒
 - (カ) 家屋の消毒および消毒薬の使用方法
 - (キ) そ族昆虫の駆除の実施方法
 - (ク) 避難所の防疫指導
 - (ケ) し尿処理の指導
 - (コ) 泥土、堆積物の処理および清潔方法
 - (サ) その他特記すべき事項

5. 感染症の発生状況

6. 予防接種

7. 感染症指定医療機関の被害状況

8. 予算の概算

昭和 38 年 8 月	作 成	平成 25 年 1 月	修 正
昭和 39 年 5 月	修 正	平成 25 年 3 月	修 正
昭和 42 年 3 月	修 正	平成 26 年 3 月	修 正
昭和 46 年 5 月	修 正	平成 27 年 3 月	修 正
昭和 49 年 1 月	修 正	平成 28 年 3 月	修 正
昭和 51 年 10 月	修 正	平成 29 年 3 月	修 正
昭和 54 年 6 月	修 正	平成 30 年 3 月	修 正
昭和 55 年 6 月	修 正	平成 31 年 3 月	修 正
昭和 56 年 6 月	修 正	令和 2 年 3 月	修 正
昭和 57 年 6 月	修 正	令和 3 年 3 月	修 正
昭和 58 年 6 月	修 正	令和 4 年 3 月	修 正
昭和 59 年 7 月	修 正	令和 5 年 3 月	修 正
昭和 60 年 6 月	修 正		
昭和 61 年 7 月	修 正		
昭和 62 年 6 月	修 正		
昭和 63 年 6 月	修 正		
平成 元年 7 月	修 正		
平成 2 年 7 月	修 正		
平成 3 年 7 月	修 正		
平成 4 年 7 月	修 正		
平成 5 年 7 月	修 正		
平成 6 年 7 月	修 正		
平成 7 年 8 月	修 正		
平成 9 年 3 月	修 正		
平成 10 年 12 月	修 正		
平成 11 年 12 月	修 正		
平成 13 年 2 月	修 正		
平成 14 年 2 月	修 正		
平成 15 年 2 月	修 正		
平成 16 年 2 月	修 正		
平成 16 年 6 月	修 正		
平成 17 年 5 月	修 正		
平成 18 年 2 月	修 正		
平成 18 年 9 月	修 正		
平成 19 年 5 月	修 正		
平成 21 年 2 月	修 正		
平成 21 年 12 月	修 正		
平成 23 年 3 月	修 正		

滋賀県地域防災計画(参考編)

編集発行 滋賀県防災会議(滋賀県知事公室防災危機管理局)
